令和６年第３回広野町議会定例会会議録目次

第１日　　９月１０日（火曜日）

○議事日程 …… 1
○出席議員 …… 1
○欠席議員 …… 1
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 …… 1
○本会議に出席した事務局職員 …… 2
○開会の宣告 …… 3
○会議録署名議員の指名 …… 3
○会期の決定 …… 3
○諸般の報告 …… 3
○町長の町政全般について経過報告 …… 4
○監査委員報告 …… 9
○委員会報告 …… １０
○一般質問 …… １０
　北　郷　伯　弘　君 …… １１
　門　馬　まりえ　さん …… １３
　西　本　久　雄　君 …… ２１
　渡　邉　忠　義　君 …… ２６
　高　木　光　雄　君 …… ３３
　西　内　玄　太　君 …… ４４
○散会の宣告 …… ５２
○署名 …… ５３

第２日　　９月１１日（水曜日）

○議事日程 …… ５５
○出席議員 …… ５５
○欠席議員 …… ５５
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 …… ５５
○本会議に出席した事務局職員 …… ５６
○開議の宣告 …… ５７

○会議録署名議員の指名 ……５７
○議案第４７号　広野町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を
改正する条例 ……５７
○議案第４８号　広野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
の一部を改正する条例 ……５８
○議案第４９号　広野町国民健康保険条例の一部を改正する条例 ……５９
○議案第５０号　福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について ……６０
○議案第５１号　工事請負契約の締結について ……６０
○議案第５２号　令和５年度広野町一般会計歳入歳出決算認定について ……６６
○散会の宣告 ……８４
○署名 ……８５

第３日　　９月１２日（木曜日）
○議事日程 ……８７
○出席議員 ……８７
○欠席議員 ……８７
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 ……８７
○本会議に出席した事務局職員 ……８８
○開議の宣告 ……８９
○会議録署名議員の指名 ……８９
○議案第５３号　令和５年度広野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について ……８９
○議案第５４号　令和５年度広野町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について ……９３
○議案第５５号　令和５年度広野町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について ……９４
○議案第５６号　令和５年度広野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について ……９５
○議案第５７号　令和５年度広野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について ……９６
○議案第５８号　令和５年度広野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について ……９７
○散会の宣告 ……９８
○署名 ……９９

第４日　　９月１３日（金曜日）
○議事日程 ……１０１
○出席議員 ……１０１
○欠席議員 ……１０１

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 ……１０１
○本会議に出席した事務局職員 ……１０２
○開議の宣告 ……１０３
○会議録署名議員の指名 ……１０３
○議案第５９号　令和６年度広野町一般会計補正予算（第４号） ……１０３
○議案第６０号　令和６年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号） ……１１０
○議案第６１号　令和６年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第１号） ……１１０
○議案第６２号　令和６年度広野町介護保険特別会計補正予算（第２号） ……１１１
○議案第６３号　令和６年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号） ……１１３
○議案第６４号　広野町教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて ……１１４
○諮問第　１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて ……１１４
○諮問第　２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて ……１１５
○報告第　１号　広野町の健全化判断比率等の報告について ……１１６
○委員会の閉会中の継続調査の申出について ……１１９
○閉会の宣告 ……１２０
○署名 ……１２３

第 3 回 定 例 町 議 会

(第　1　号)

令和６年第３回広野町議会定例会会議録（第１日）

令和６年９月１０日（火曜日）午前９時開会

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　諸般の報告
日程第　４　町長の町政全般について経過報告
日程第　５　監査委員報告
日程第　６　委員会報告
日程第　７　一般質問

○出席議員（８名）

１番	西本　久雄　君	２番	渡邉　忠義　君
３番	高木　光雄　君	４番	渡邉　正俊　君
５番	西内　玄太　君	６番	北郷　伯弘　君
７番	遠藤　　浩　君	８番	門馬　まりえ　君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	遠藤　　智	君
副町長	杉浦　孝幸	君
教育長	根本　良政	君
参事兼総務課長	飯島　洋一	君
参事兼 復興企画課長	小松　和真	君
産業振興課長	黒田　泰将	君
建設課長	松本　周次	君
参事兼 環境防災課長	遠藤　義宏	君
健康福祉課長	佐藤　尚文	君
参事兼 こども家庭課長	坂本　　淳	君

参事兼 町民税務課長	猪	狩	裕	一　君
会計管理者兼 出納室長	北	郷	智恵子	君
教育次長兼 学校教育課長	加	賀	博	行　君
生涯学習課長兼 公民館長	鯨	岡	圭	介　君
代表監査委員	鯨	岡	公	一　君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林		聡	宏　君
議会事務局書記	黒	田	峻	介　君

○開会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　ただいまの出席議員は８名全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和６年第３回広野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前　９時００分）

○会議録署名議員の指名

○議長（渡邉正俊君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

１番　西　本　久　雄　君

２番　渡　邉　忠　義　君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（渡邉正俊君）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期については、去る９月２日開催の広野町議会運営委員会に諮問いたしたところ、本日から９月13日までの４日間とする答申がありましたので、本日から９月13日までの４日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から９月13日までの４日間とすることに決しました。事務局をして議事の日程表を配付いたさせます。

（配付する。）

○議長（渡邉正俊君）　今期定例会の議事日程はお手元に配付のとおりでありますが、事務局長をして報告いたさせます。

（報告する。）

○諸般の報告

○議長（渡邉正俊君）　日程第３、諸般の報告をいたします。

今まで議長宛て提出されました例月現金出納検査報告、財政援助団体等に関する監査報告、株式会社広野町振興公社に係る事業の計画及び決算に関する書類、令和６年第３回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会の議決書、令和６年第２回双葉地方水道企業団議会定例会の議決書、母（王乖彦）

が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情、唯一の戦争被爆国日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名、これらについてはお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○町長の町政全般について経過報告

○議長（渡邉正俊君）　日程第４、町長の町政全般について経過報告を行います。

町長、登壇を願います。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　おはようございます。

本定例会に提出しました議案を審議いただくに当たり、令和６年第２回定例会以降における町政の経過をご報告申し上げます。

初めに、総務課であります。

６月13日、学校法人沼津学園桐陽高等学校１年生及び教職員約100名が来町し、広野町老人クラブ会員と交流会を開催するとともに、広野駅東側の「沼津の杜公園」において河津桜の植樹や公園の除草作業を行いました。広野町と学校法人沼津学園との交流は今回で15回目となります。

６月18日、広野駅環境美化推進協議会が主催する美化活動が、広野駅周辺で行われました。当日は、厳しい暑さの中、同協議会の根本会長をはじめ、ＪＲ職員ＯＢや町職員など約80名が参加し、広野町の玄関口である駅前や駅構内の除草作業に取り組みました。

次に、復興企画課です。

７月17日から18日にかけて、町及び議会との合同要望として、第２期復興・創生期間後における被災地の支援継続、予算の確保、福島イノベーションコースト構想の推進、移住・定住やカーボンニュートラルへの支援などについて、平木大作復興副大臣、岩田和親経済産業副大臣、国定勇人環境大臣政務官、根本匠自由民主党東日本大震災復興加速化本部長、橘慶一郎事務局長、吉野正芳本部長代理に要望いたしました。また、東京電力ホールディングス株式会社小早川智明代表取締役社長に対し、安心・安全、着実な廃炉の推進について要望活動を行いました。

７月21日、「童謡の里づくりのまち協定」を締結している兵庫県たつの市において、第40回童謡の祭典が開催され、「合唱団めじろたち」と共にご招待を受け参加いたしました。第１部では、たつの市の合唱団体が日頃の活動の成果を発表し、第２部では歌手によるコンサートが開催されました。「合唱団めじろたち」は特別ゲストとして、第１部で広野生まれの童謡を３曲披露し、実りある地域間交流が図られました。

７月28日、早稲田大学ふくしま浜通り未来創造リサーチセンター主催、第14回ふくしま学（楽）会が、県立ふたば未来学園中高一貫校をメイン会場として、リモートと合わせて約150名の参加の下開催されました。福島第一原子力発電所の廃炉や浜通り地域社会の将来像について、早稲田大学、

明治大学の学生や専門家、地元企業の代表者、ふたば未来学園の高校生らが登壇し、福島浜通りにおける人材育成、「学びの場」の創出など、対話を通じた参加者との意見交換が行われました。

８月20日、スイーツ甲子園ふくしまチャレンジカップがＪヴィレッジをメイン会場に、広野産バナナ、楢葉産サツマイモ、富岡産パッションフルーツ、大熊産キウイフルーツのそれぞれを材料に、全国の高校生がスイーツを製作し、高校ナンバーワンパティシエを決定する大会が開催されました。応募総数721件、学校数110校の中から書類審査を通った12校が本番に臨み、バナナ部門では熊本県の私立慶誠高校が製作したバナナタルトが優秀賞となりました。

８月23日、24日、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（ＮＤＦ）主催の福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害第五次追補に係る住民説明会が開催されました。初めに、主催者から原子力賠償の概要について説明があり、その後、個別相談会が行われ、７名の方の参加がありました。

８月25日、第８回福島第一廃炉国際フォーラムが川内村小中学園で約200名の参加の下開催されました。福島第一原子力発電所の廃炉を着実に進めていくため、国内外に対して正確性と透明性を持った情報発信が求められ、地元住民との丁寧な議論が続けられました。今般の開催は、福島第一原子力発電所廃炉に伴うＡＬＰＳ処理水が放出から１年後であり、原子炉内のデブリ取り出しが開始される時期に当たったことから、主催のＮＤＦや経済産業省、ＩＡＥＡやＯＥＣＤなどの国際機関、当事者の東京電力ホールディングス株式会社福島第一廃炉推進カンパニーによる見解と説明がなされ、参加者との意見交換がなされました。

次に、町民税務課です。

７月９日、双葉地区保護司会が、双葉地区更生保護女性会、福島大学、広野中学校及びふたば未来学園生徒の協力を得て、犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことができる明るい地域社会を築くことなどを目指し、広野中学校、ふたば未来学園の校門前、ひろのてらす、広野町役場において生徒並びに地域住民を対象として「第74回社会を明るくする運動」啓発活動を実施しました。

８月11日、「広野町サマーフェスティバル2024」の開催に合わせ、広野町人権擁護委員３名によりイベント会場内において、来場者を対象として人権に関するリーフレットなどを配布し、人権啓発活動を実施しました。

次に、健康福祉課です。

７月２日から６日までの５日間、保健センターにおいて、総合検診を実施しました。受診者数は、国保特定健康診査379名、後期高齢者健康診査275名、社保被扶養者特定健康診査62名、その他の健診10名、合計726名でした。受診されなかった方の受診機会として８月25日の日曜日に検診日を設けるとともに、国保特定健康診査の未受診者に対して受診勧奨通知を行い、受診率の向上を図りました。

また、７月１日から10月31日にかけて、乳がん検診・子宮がん検診について、広野町保健センター及びいわき市の医療機関において実施しております。

７月８日から10日までの３日間、広野町社会福祉協議会事務局長、健康福祉課長、健康福祉課保健師の３名で、能登半島地震で被害が甚大であった石川県志賀町の社会福祉協議会地域支え合いセンターを訪れ、被災者支援活動を行いました。

９月４日、令和６年度広野町敬老会を町中央体育館において開催し、結婚50周年を迎えられた５組のご夫妻へ福島民報社とともに金婚夫婦表彰を行い、最高齢者及び満85歳以上の高齢者に対して記念品の贈呈を行いました。敬老会終了後には余興を開催し、来場された高齢者の皆様は、楽しいいっときを過ごしました。議長はじめ議員各位の皆様のご臨席を賜り、ありがとうございました。

次に、こども家庭課です。

７月１日、こども園児を対象とした「絵本定期便」を開始しました。保育教諭が保護者に絵本を手渡しする機会を設け、家庭での子育てに関する相談に応じるなどのコミュニケーションを深め、保護者の精神的なストレス軽減に努めてまいります。

７月５日、こども園の３歳から５歳児が、アリオスでの劇団飛行船による演劇鑑賞に参加しました。園児たちは、大きな会場で演じられる劇を楽しく鑑賞しました。

７月19日、児童館において夏祭りを実施しました。児童たちは、高学年の児童をリーダーとしてグループをつくり、ゲームやヨーヨーすくいなど、楽しんで活動しました。

７月29日、こども園の３歳から５歳児を対象に、田村市ムシムシランドでの体験見学会を開催しました。園児たちは、昆虫館で世界の貴重な生きた昆虫を見学し、カブトムシドームで自然の中で実際にカブトムシに触れるなど、貴重な体験をしました。

８月１日、こども園において、富岡消防署楢葉分署職員を講師に招き、乳幼児の事故を想定した救急救命講習会を開催しました。保育教諭たちは、乳児・幼児、それぞれの体形に応じた救命処置の手順について、人形を使った実演形式の講習に真剣に取り組みました。

８月９日、児童館において、初の試みとして「夏休み体験ツアー」を開催しました。ふくしま海洋科学館「アクアマリンふくしま」の見学と、イオンモールいわき小名浜での映画鑑賞を行い、友人や児童館職員との貴重な夏休みの思い出となりました。

９月１日現在、こども園、児童館の在籍者は、こども園96人、児童館60人となっています。

次に、環境防災課です。

６月20日、７月31日、８月23日、広野町安心・安全ネットワーク会議立哨活動を国道６号役場前交差点等で実施し、ドライバーに安全運転への注意喚起を促しました。７月31日には広野町安心・安全ネットワーク会議を開催し、交通事故防止対策、熱中症予防、ごみの分別について会員企業に協力を求めました。

７月16日、双葉警察署の「夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動出発式」が、Ｊヴィレッジホテルで行われました。出動式には、富岡地区交通安全協会をはじめ、各種関係団体から約70名が参加して運動期間中の無事故を誓い合いました。ふたば未来学園吹奏楽部による演奏や代表生徒による出

動申告も行われ、出発式に華を添えました。

８月16日、町内の河川と海岸の環境を守るため、盆送り供物の回収を行いました。役場敷地内に焼香台と供物置場を設置し、早朝より多くの方々に活用いただき、供物281世帯分、重さ約370キログラムを回収しました。

８月25日、福島県消防学校において開催されました第45回福島県消防操法大会に、広野町消防団が双葉郡８町村の消防団を代表し、小型ポンプ操法の部に出場しました。５月下旬から８月下旬まで、３か月にわたる厳しい訓練を重ね、大会当日はその訓練の成果を十分に発揮し、見事な操法を披露され、３位入賞というすばらしい成績を収めました。本町消防団は昭和59年の第24回大会以来、40年ぶり２回目の出場でありましたが、訓練により培った団結力と消防精神は、地域防災の力となり、広野町消防団の新たな一歩となりました。大会当日は、渡邉議長をはじめ、議員の皆様、多くの方々より応援をいただき、心から感謝申し上げます。

９月８日、第71回福島県消防協会双葉支部幹部大会が富岡町文化交流センター学びの森で開催されました。大会には、双葉地方の消防団幹部団員及び婦人消防隊員、双葉消防本部、約300名が参加し、永年の消防功労者に対しての表彰及び、国県等表彰、日本消防協会、福島県消防協会表彰受賞者の披露が行われました。

次に、産業振興課です。

６月11日と７月９日、ＪＡ福島さくらふたば統括センターが主体となり「あぜみち指導会」を実施いたしました。延べ58人の参加者に対し、水稲栽培管理、病害虫防除対策、農作業中の安全管理などについて説明を行いました。

７月７日、大熊町において「昆虫の聖地協議会」総会が開催されました。当協議会は原子力被災12市町村が発起人となり、豊かな里山を守り、昆虫を大切な観光資源として生かしながら市町村が連携して交流人口の拡大を目指すことなどを目的に設立されたもので、本町をはじめ県内12市町村、宮崎県延岡市など県外から２市１町、合計15の自治体が参加しました。

７月27日、渡邉議長はじめ議員各位、関係者出席の下、高倉山展望台お披露目式を行いました。今後、Ｓマークのモデルとなっている「高倉山」、「五社山」、「みかんの丘」から形成される町内３か所のトライアングルスポットを中心に、眺望やトレッキングを楽しむ観光スポットとして、交流・関係人口拡大を目指します。

８月12日、広野町サマーフェスティバル2024を二ツ沼総合公園において開催しました。台風５号の影響により１日順延しての開催となりましたが、森まさこ参議院議員をはじめとする多くのご来賓と、町内外から訪れた約１万人の皆様が、出展ブース37か所で飲食や買物、広野昇龍太鼓や福島県立ふたば未来学園吹奏楽部の演奏、広野鼓舞者演奏による盆踊りなどを楽しむとともに、夜空を彩る4,000発の花火を堪能していただきました。

９月２日、広野町公民館において地域農業の持続的な振興を図るため、福島県相双農林事務所双

葉農業普及所職員を講師に招き、「第７回野菜づくりの勉強会」を開催しました。認定農家、直売所などに出荷している生産者及び家庭菜園を営む方など16名が参加し、土づくりや堆肥の与え方など基本的な野菜作りを学びました。

９月６日、みかんの丘観光案内板などを新たに設置いたし、渡邉議長はじめ関係者出席の下、みかんの丘観光案内板除幕式を執り行いました。

次に、建設課です。

町道北釜・大谷地原線道路改良舗装工事につきましては、５月30日に工事請負契約を締結し、施工延長約160メーター区間のうち、約27メーター区間の両側側溝の敷設が完了しました。並行して実施している埋蔵文化財の発掘調査については、土器や竪穴建物跡が発掘されており、引き続き工事と調査を進め工期内完了を目指します。

町道田戸作線道路舗装工事につきましては、延長約605メーターの舗装工事を計画しており、９月末の入札に向け準備を進めております。

７月27日から８月３日までインターハイ男子サッカー競技大会に全国から多くの選手や観客がおいでになったことから、大会前に国県道の除草について関係機関と調整を行い、当町においても施設周辺の道路清掃約900メーターのほか、約３ヘクタールの除草、樹木の剪定を行い、環境整備を実施しました。

次に、学校教育課です。

６月29日、第９回目となる町営学習塾の開校式を行いました。平成26年度から実施している町営学習塾は、中学生の基礎学力の向上や自身の進路実現を見据えた対策、現役大学生の経験談や県外の教育事情を聴きながら、これからの社会を生き抜くための総合的な学習支援を実施しております。今年度は広野中学校及びふたば未来学園中学校から17名の生徒が参加しています。講師を務める首都圏の大学生４名に委嘱状、17名の受講者には受講者証を交付しました。

７月11日、広野中学校において、語学力やコミュニケーション能力の向上、異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティー醸成などを目的に、今年度第１回目となる「グローバル・デイ事業」を実施しました。今回は１年生を対象とし、学術連携協定に基づく東日本国際大学の協力の下、同大学に通う外国人留学生４名と授業や給食の時間を共に過ごし、交流を図りました。

８月６日、「広野町通学路交通安全推進会議」を開催し、児童・生徒の通学路における交通安全の確保と交通事故を防止するため、磐城国道事務所など関係機関・団体と連携し、昨年度に取り組んだ施策の確認、今年度実施の保護者アンケートの調査結果を基に、通学路危険箇所の合同点検を実施しました。

次に、生涯学習課です。

６月22日、町民の「教育機会の確保」、「郷土愛の育成」、「世代間の交流」を目的とした「広野町ふるさと創生大学」の開校式を実施しました。10回目となる今年度は26名の申込みがあり、開校式

では名誉学長である東日本国際大学総長、吉村作治様のご臨席の下、入学許可証を交付しました。続いて、「古代の官道をたどる―ヤマトからヒタチへ、そしてイワキを目指して」と題して、広野町教育委員学芸員より講義を実施しました。今年度は、広町をはじめとした浜通りの歴史に関する講義や、広野町に高等学術研究拠点を置く東京大学アイソトープ総合センターと連携した講義などを行うこととしております。今年度のふるさと創生大学は、来年３月まで計８講座、全10回開催する予定です。

７月６日、令和６年度双葉郡スポーツ交流大会が大熊町、富岡町、楢葉町を会場に開催されました。本町からは野球、バレーボール、剣道、グラウンド・ゴルフの各競技に総勢51名が参加し、暑さに負けず熱戦を繰り広げ、バレーボールが優勝するなど好成績を収めました。

７月26日、Ｊヴィレッジ全天候型練習場においてインターハイ男子サッカー競技大会の開会式が県知事をはじめ、多くのご来賓のご臨席の下、全国から強豪52校の代表が出席し、厳かに執り行われました。７月27日から８月３日までの大会期間中は、Ｊヴィレッジを拠点に広野町、楢葉町、いわき市の各サッカー場において熱戦が繰り広げられました。広野町ではＪヴィレッジ内にＰＲブースを開設し、広野町振興公社の協力を得て、広野産バナナ「綺麗」やみかんサイダー等の特産品を取りそろえ、全国から集まった選手、スタッフ、観客を含め約２万人の来場者をお迎えしました。大会終了後、広報ひろのの９月号に同大会の特集を組んだ記事を掲載するとともに、出場校52校をはじめ、日本サッカー協会、全国高等学校体育連盟サッカー専門部など関係する８機関に対し、お礼と再来町の期待を込めたメッセージを添えて送付いたしました。

８月24日、広野町青少年育成町民会議、青少年健全育成事業として「パークゴルフ教室」を開催し、参加した小学生と保護者５名が、広野町振興公社の指導者の下、ルールやマナーを学びながら、実際のコースでのプレーを通してパークゴルフの奥深さを体験しました。

さて、本定例会にご提案申し上げる案件は、条例案件３件、決算案件７件、補正予算案件５件、その他案件５件、報告案件１件、合計21件であります。

慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げ、本議会招集のご挨拶と経過報告といたします。

以上であります。

○監査委員報告

○議長（渡邉正俊君）　日程第５、監査委員より監査報告を求めます。

代表監査委員、登壇を許します。

代表監査委員。

〔代表監査委員　鯨岡公一君登壇〕

○代表監査委員（鯨岡公一君）　監査報告を行います。

例月現金出納検査につきましては、地方自治法第235条の２第１項の規定に基づき、５月分を６

月20日、６月分を７月22日、７月分を８月20日に実施しました。

５月分につきましては、令和５年度分と令和６年度分になっております。

検査の結果については、お手元に配付いたしました資料のとおりであり、基金の預金残高は各金融機関の預金残高証明書と照合した結果、異常はなかったと認めます。

次に、財政援助団体等の監査につきましては、地方自治法第199条第７項の規定に基づき、７月１日、３日、４日の３日間、監査の対象団体は、社会福祉法人広野町社会福祉協議会、社会福祉法人光美会、株式会社広野町振興公社及び産業振興課所管の団体に対して、調査事項については、令和５年度の公の施設の指定管理者、町が補助金等の財政援助を行った団体を指導監督する町の主管課に対し実施いたしました。

監査の結果については、お手元に配付いたしました資料のとおりであり、おおむね適正に処理されていると認めます。なお、指摘事項には至りませんが、監査を執行する中で広野町補助金等の交付等に関する規則及び広野町振興事業補助金交付要綱の見直しについて、口頭により意見をいたしました。

以上、監査報告を終わります。

○委員会報告

○議長（渡邉正俊君）　日程第６、委員会報告を議題といたします。

各常任委員会における調査について、委員長より報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会委員長、５番、西内玄太君、登壇を許します。

５番、西内玄太君。

〔５番　西内玄太君登壇〕

○５番（西内玄太君）　総務文教常任委員会報告をいたします。

（委員長、朗読して報告する。）

○議長（渡邉正俊君）　これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員会委員長、６番、北郷伯弘君、登壇を許します。

６番、北郷伯弘君。

〔６番　北郷伯弘君登壇〕

○６番（北郷伯弘君）　産業厚生常任委員会報告書。

（委員長、朗読して報告する。）

○議長（渡邉正俊君）　これで産業厚生常任委員会の報告を終わります。

○一般質問

○議長（渡邉正俊君）　日程第７、一般質問を行います。

一般質問は、質問項目ごとに一問一答方式で行います。

◇　北　郷　伯　弘　君

○議長（渡邉正俊君）　通告順に従い、一般質問を許可いたします。

６番、北郷伯弘君、一般質問席に移動してください。

６番、北郷伯弘君。

〔６番　北郷伯弘君登壇〕

○６番（北郷伯弘君）　一般質問通告書に基づき質問します。

質問事項、水稲用カメムシ防除薬剤代金の補助について。質問の相手、町長。質問の要旨、近年、出荷される水稲の検査等級２等以下の格付が増加しております。理由として多いのがカメムシ被害の多発による着色粒となっています。カメムシ防除については、個人防除が主流となっていますが、効果的な防除のためには地域的な防除が必要とされており、ＪＡ福島さくら農業協同組合においては、無人ヘリコプターによる斑点米カメムシ類防除薬剤散布を実施するため、希望者を募り取りまとめを行っています。これに対し町では、支援策として、広野町営農再開支援事業防除剤等補助金により費用の一部助成を行っています。補助の内容は以下のとおりとなっております。１、補助対象、水稲用カメムシ防除剤。２、補助率３分の１以内。３、補助対象額、一般、上限10アール当たり1,500円、無人ヘリ、10アール当たり上限552円。しかし、農家の高齢化や作付面積の少ない生産者にとっては、防除剤の補助単価が少なく、積極的な活用にはなっていない状況であります。このことから、広野町営農再開支援事業防除剤等補助金の見直しを行い、農家が積極的に補助金を活用して防除を行い、防除面積を増やし、出荷される水稲の等級格付を上げ、町の基幹産業である農家の収益増加を図ることが必要であると考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　６番、北郷伯弘議員のご質問につきまして、ご質問の水稲用カメムシ防除薬剤代金の補助についてにつきましては、現在、カメムシによる水稲被害の軽減及び農業経営の安定と普及拡大を図るため、広野町営農再開支援事業除草剤等補助金により、農家支援に取り組んでいます。

カメムシ被害の防除に当たっては、地域的な取組が肝要であり、福島さくら農業協同組合においては、町全体で20ヘクタール以上の散布希望がある場合、希望する圃場への薬剤散布を行っており、高齢の農家や作付面積の少ない生産者の圃場でも散布できることになっています。今後においても、農家の収益増加を図るため、飼料用米の団地化など担い手農家と連携し、丁寧に意見を聴取し、補

助支援において作付区分における防除剤の全体的に効果的な防除方法、補助等の在り方について検討し、水稲の検査等級による品質確保に取り組んでいきます。

なお、農薬散布における人畜及び周辺の生活環境への悪影響を懸念する方もおりますので、無人ヘリ等による薬剤散布実施に当たっては、福島さくら農業協同組合などの関係機関と連携し、事前に周辺住民に対し散布日時の周知を図ってまいります。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　６番、北郷伯弘君。

○６番（北郷伯弘君）　再質問させていただきます。

自然界の中の法則でございますが、朝日は東の海から昇り、西の空へと沈みます。その日をその日のうちに東へ戻し、１日に２度昇らせる勢いで邁進してきた人も多くいるかと思われます。あれから、はや13年が過ぎました。しかし、農家の廃業は最多ペースで進んでおります。去る１月の13日土曜日午後１時から２時半まで約1.5時間、広野町ふるさと創生大学で講義を受けました。社会人が学習の場を得て、知識や教養、技能を高める場の提供を目的に、講師、堅達京子氏の講義を受けた中で、近年の気候変動や地球温暖化による自然環境や国際社会への影響について知りました。もはや気候非常事態で、自治体にとっても避けては通れない重要な問題となっている。物理の法則で予測はできるとのことでございました。また、地球沸騰化時代が来るとのお話でした。私は、まだ１月中旬頃だったものですから、まさか来ないであろうと思いながら、今年の作業をスタートいたしました。ところがどっこい、西の国から南の国から３か月予報やカメムシ多発警報が出てきて、結果、今になって青果物の腐れの発生や水不足や洪水の被害が出ました。共済の申請、収入保険の申請出るかと思われます。稲草も同時期で12ミリ長くなって、様々に影響が出ております。夏祭りでは4,000発の花火で、未来への光、希望への光を見ることもできました。花火が大好きという人も数多く見物に訪れました。その中には農業が大好きだという人も来ておりました。このカメムシ防除については、何十年も前から永遠の課題とうたわれておりますが、よく言われます、理想なき者に成功なし、ちょっと外れるかなと思いますが、いうように、また共生していくためにも補って助ける。表示、補助対象額、両者合わせても2,052円。今年の反当たりの防除薬剤散布代金は、税込みで2,200円となっております。最低でも2,200円は欲しいものです。そのわけは、３等米カメムシ被害粒防止のためです。補った金額は、等階級にもよい結果をもたらし、また未来への投資にもつながると私は信じます。参考価格としてＪＡ全農では、コシヒカリ仮渡し単価１等１万6,400円に決まりました。２等米は４％、648円のマイナスで１万5,752円、３等米は10.5％下がりの1,728円で１万4,672円、この最低希望補助額が、最低希望補助額というのは、いわゆる１等から３等の差が1,728円になります。そうすると、およそ2,000円になりますということです。３等米2,000円下がってしまいます。であれば、３等米発生を防止することができると計算してのこの2,000円であります。また加えて、新たに町独自で防除ドローンを稼働して防除できないか、細かくなりました

が、町長の考えを伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　ただいまの米の検査等級において、１等級、２等級、３等級と。カメムシ防除の実態において、その影響が出ていることについては、現況の状況を確認しますと、今現在、広野町は183ヘクタールの耕作をしておりまして、主食用米は133ヘクタール、飼料用米は108ヘクタール。主食用米のほうは、約８割越えがこのカメムシ防除の散布がなされております。飼料用米のほうは、約６割散布がなされております。今ご指摘のように、この面的整備において等級が確保することを念頭とするに際して、ただいま申し上げましたことは、まず今ご指摘の３分の１補助、そして1,500円台と2,000円の無人散布、空中散布まで取組を今現在広野町は実施していることにおいて、現行においてしっかりとまず農業従事者の皆々様が面的整備の中で理解と協力をいただきながらカメムシ散布を実施するような、そういった理解と協力の周知を図っていきたいということがまず１つであります。

もう一つは、今ご指摘いただきましているように、この補助率の在り方、補助の在り方、率と在り方がありますので、率と在り方については検討をして、そして令和６年度産米の実態を踏まえて再考していきたいとこのように考えます。ただいまお話がございましたように、令和６年度の作付からの収穫予想がなされ、そして米価の買取り価格等々について報道がなされている現況にあります。ついては、やはりこれまで経過を踏まえてきて、そして米作の展望に向けて、まず広野町が中山間地域であるという地理、在り方、地形の在り方をしっかりと捉えて、広野町としての今ご指摘のご質問のカメムシからの等級の確保というものを再考を検討していきたいと、このように令和６年度の中で捉えていきたいと、このように考えるものであります。

○議長（渡邉正俊君）　６番、北郷伯弘君。

○６番（北郷伯弘君）　今ほど町長より意見をいただきました。検討、いわゆる調べて、そして調査研究ということで調べ究めるというところまで行き、そして捉えていくということでございますので、私その辺のところはしっかりと受け止めましたので、私の一般質問はこれで終わりにいたしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　これで６番、北郷伯弘君の一般質問を終わります。

◇　門　馬　まりえ　さん

○議長（渡邉正俊君）　一般質問を続けます。

次に、８番、門馬まりえさん、一般質問席に移動してください。

８番、門馬まりえさん。

〔８番　門馬まりえさん登壇〕

○８番（門馬まりえさん）　通告に従いまして一般質問させていただきます。

１点目、帯状疱疹ワクチンの助成について。帯状疱疹は、水痘、帯状疱疹ウイルスによって皮膚の痛みや発疹などが起こる病気です。初めて感染したときは水ぼうそうとして発症し、治った後もウイルスは体内に残ります。ふだんは私たちが健康で免疫力があって、元気なときには悪さはいたしませんが、加齢や疲れ、それから大きな基礎疾患があったりして体力が落ちてきた。自分の体の免疫力が弱まるとウイルスが再び活動し始め、帯状疱疹を発症します。帯状疱疹は、50歳以上の人に多く発症するため、50歳以上の人は帯状疱疹ワクチンの接種対象とされています。接種することで発症の予防効果や、発症した場合の症状を軽くする効果が期待できます。帯状疱疹は、治療が遅くなったり、治療されないまま放置すると、39度Ｃ以上の発熱など全身症状が現れることもあります。特に首から上の帯状疱疹は、重症の場合は失明や顔面麻痺、難聴、目まい、耳鳴りなど、大きな副作用を残すこともあります。

帯状疱疹予防ワクチンは２種類あります。日本では生ワクチンと不活化ワクチンの２種類のワクチンが使われています。東京都では2023年より各区で費用は若干違いますが、助成制度があるとのことです。県内を調べてみますと、金山町、飯舘村、大熊町で帯状疱疹ワクチンの接種費用を一部助成しております。当町では顔面神経麻痺が残った、難聴等の重病化した話は聞こえてきませんが、高齢の方が悪性腫瘍等で免疫の低下から帯状疱疹が発症したという話はよく聞きます。また、食欲低下で体重減少なんかも大きな原因になっていると言われています。

町として予防接種法に基づかない任意の予防接種ですが、接種費用の一部助成を検討していただけるか伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　８番、門馬まりえ議員のご質問につきまして、ご質問の１番目、帯状疱疹ワクチンの助成についてにつきましては、帯状疱疹のワクチン接種については、現在、厚生労働省における厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会で定期接種化の是非を議論しております。令和６年７月18日に開催された会合において、高齢者が罹患する帯状疱疹及びそれに伴う神経痛を予防することで、生活の質を改善し、医療機関の受診を減らすという意義が再確認され、定期接種に使用するワクチンに位置づける方向性で議論されている現状にあります。接種目的や対象年齢、使用するワクチンに関しては引き続き検討を継続することとなりました。

町は、本審議会の経過を注視し、定期接種に位置づけられた場合は、予防接種法に基づきインフルエンザワクチン定期接種と同様の個人負担割合により接種を実施していきます。定期接種として認められなかった場合は、帯状疱疹ワクチンの科学的知見等に鑑み、任意接種としてワクチン接種費用の一部助成について検討していきます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　８番、門馬まりえさん。

○８番（門馬まりえさん）　国の方向性を見た上でというような返答だと私は捉えていましたが、今現在も町内にはそういう方もいらっしゃいます。治療中の人も。それで、私は何でこれを今回出したかというと、予防接種を生ワクチンを自主的に飲んだ方が、その方は３年くらい前も顔面周辺にできた方なので、この人は何でこんなに、以前もできたのに、今回もそうやって感染しているのだろうな、発症しているのだろうなと思いましたら、やはり免疫力が弱いというか、それで先生に勧められて生ワクのほう、生ワクチンは５年しか効果がないと言われていますが、生ワクを自主的に服用したということなのです。それで、また同じ顔面に出たのですけれども、本人も気づかないぐらい、主治医の先生に帯状疱疹だねと言われて初めて気づいた、それぐらい症状が軽かったというふうにお話ししていました。やはり高齢の方になると、重い人だと背中なんか三叉神経に沿ってできると、痛くて、もうその痛みはぎりぎり、ぎりぎりって細い針のようなもので体をぎりぎりとやられているような感じで全然眠れないと、あとは食欲が落ちたと。食欲が落ちて、町内の方ですけれども、ほかの疾患もあったものですから、それで半分、寝たきりまではならなかったのですけれども、食欲が落ちてなかなか食事が取れないということで大分痩せられて、辛うじて歩けるようになったなと思ったら、ちょっと椅子に座った途端、骨折したというような話も聞いております。そういうことで、本当に何でもない方は怖くない病気かなと思いますけれども、やっぱり虚弱になってくると、それが原因で、それこそ75歳から80にかけてフレイルなんて言われていますが、そういう方が寝たきりになって、介護申請に大きく数が増えてくれば、施設入所も今ままならぬ状況のところがありますので、予防できるのであれば、国でどういう方針出すか分かりませんけれども、高齢者に限ってはできるだけ予防接種を検討していただければいいかなと思います。それ町長、いかがでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　このワクチン、いわゆる帯状疱疹のワクチンの対応について大事なことは、今ご質問のように高齢者の方々の体調を守る、それは生活の質を守る、いわゆる受診を受けるということが何よりも重要であるということにつきましては、今生ワクチンと不活化ワクチンとありますことについて、まずこのワクチンを予防として打っていただく環境が大事であるということは十二分に念頭としているものでございます。つきましては、国の方向性、国の資料を確認をしつつ、そして町内における状況において、帯状疱疹のワクチンの在り方というものを、まず予防がしていけるような体制を敷くべく検討していくことを捉えていきたいと、そのように念じるものでございます。ただいま県内においての実例等々のお話がございました。全国におけるワクチン接種の状況も鑑みつつ、そして今広野町における高齢者等の生活を守るための、神経痛等々を守ることの、予防することの守ることの対応について捉えてまいりたいと考えます。

○議長（渡邉正俊君）　８番、門馬まりえさん。

○８番（門馬まりえさん）　検討していただいて、結論を出していただければ大変ありがたいです。

私１つ、金山町が、山間部の金山町がこのワクチンを助成しているというのが、本当は金山町に電話して聞きたかったのですけれども、医療機関は金山町にはないはずです。それがワクチンを助成しているというのは、高齢者が多いというのもあると思うのですが、やはり私は病院を受診するより、やっぱり予防に力を入れたのかなというふうに、本当は電話して聞きたいなと思ったのですけれども、ちょっと余裕がなかったものですから聞かなかったのですけれども、やっぱり予防。予防できるものは予防していく。命を守る。体力を落とさない。それが将来高齢者の介護予防につながっていくのかなと思っていますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、移らせていただきます。２番、特定健診、特定保健指導について。2008年から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療保険者により、メタボリック症候群の概念を導入した特定健診、特定保健指導が実施されました。不適切な食生活や運動不足の不健康な生活習慣が、やがて将来、糖尿病、高血圧、高脂血症等、生活習慣病の発症を招き、その後重症化していくということが考えられます。このため早い時期から個別の対象者に対するハイリスクアプローチを行うとともに、ポピュレーションアプローチとして町民の生活改善に向けた積極的普及啓発を一体的に行うことによって生活習慣病の予防対策に取り組むことになりました。

そこで、ちょっと古いデータで申し訳ないのですけれども、振り返りたいと思いまして、2008年の特定健診を受診し、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を有する者は何名でしたか。

（２）、保健指導による早期介入実施者は何名でしたか。

（３）、その結果、何名生活習慣の改善ができましたか。伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

答弁を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　ご質問の２番目、特定健診、特定保健指導についての１点目、2008年に特定健診を受診し、メタボリックシンドローム（内蔵脂肪症候群）を有する者は何名でしたかにつきましては、2008年に特定健診を受診した方400名のうち、メタボリックシンドロームを有する方は、基準該当、予備群を含め、169名です。メタボリックシンドロームは、ウエスト周囲径が男性85センチ以上、女性90センチ以上かつ血圧、血糖、脂質のうち２つ以上が基準値を超えている状態ですが、ウエスト周囲径が基準値以上かつ血圧、血糖、脂質のうち１つ以上が基準値を超えている場合は予備群となります。なお、メタボリックシンドロームの診断基準と特定保健指導の基準は少し異なり、特定保健指導の基準は、血糖の数値が異なること、喫煙の有無などによって判定されます。

ご質問の２点目、保健指導による早期介入実施者は何名でしたかにつきましては、2008年は特定

保健指導実施の初年度となります。特定保健指導は主に内蔵脂質の蓄積に着目し、健診によって対象者を抽出し対象者の持つリスクの数に応じ動機づけ支援、積極的支援と分類されます。保健師など専門職が個別の保健指導を行い、その要因となっている生活習慣を改善し、生活習慣病を予防することを目的としています。2008年の早期介入実施者は、動機づけ支援者が４名、積極的支援者が１名です。

ご質問の３点目、その結果、生活習慣の改善は何名ありましたかにつきましては、食事改善や運動習慣等の生活習慣の改善が見られた方は、特定保健指導を修了した５名全員です。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　８番、門馬まりえさん。

○８番（門馬まりえさん）　それ以前の成人病検診というのは、早期発見、早期治療、これがお題目と言ったらあれなのですけれども、健診を受けて早期に病気を発見して、早期に治療して元気になっていくということなのですが、この特定健診、保健指導が入ったのは、私も今回、なかなか県の、新聞、１か月、３週間くらいの新聞でも、県のほうでも心疾患や高血圧や、なかなか全国数値から見ると変化がないということでした。結局、県全体で変化がないということは、2008年に健診やって、もう10年以上たっているわけですけれども、やっぱりそれでもなかなか難しいというのは何だったのだろうなということで、もう一回2008年にひもといていろいろ本を、私も現役保健婦でしたから、読み直してみました。そうすると、一番分かりやすかったのが、成人病検診は早期発見、早期治療、特定健診、保健指導は予防のための健診だという、予防するための健診だから、これ古い保健婦雑誌探して、だからやっぱり対象者をしっかり把握して、数字をきちんと捉えて、何人実施したかということをきちんと捉えていくことが必要だ。それについては、どこの町村もきちんと数字的には出ているのかなと思って見ているのですが、特定保健指導に行くというのは、健診票に保健指導を受けますか、受けませんかってあるではないですか。受けないってなってしまうと、やっぱり私も受けないって書いてあったときあるのですけれども、アプローチはされないですよね、なかなか。そうなってくると、その人たちは、私なんかもっと太っていましたから、一番危険因子が強かったのに受けないのはどうかなということで、次の年は受けるに丸つけて指導いただいたのですけれども、やっぱり何らかの形で、先ほど町長が話ししましたけれども、メタボの方５名いたと。早期介入して、積極的保健指導を受けたのだと思うのですけれども、そういう形で保健指導を受けて行動変容、自分の生活を変えていくということが定着していかないとこの健診は成功しないのではないかなというふうに、私は今回出したのは、何で一生懸命みんなやっているのに変わらないのかなというところが、やっぱり改めてもう一回見直しして、結局40代、50代、60代はそんなに大きな病気はないと思うのです。がんが出るとか、そういうのはがん検診で早期発見して早期治療していきます。だけれども、実際には、私たちの生活の中では、心疾患とか動脈硬化とかコレステロールの関係とかですよね、生活習慣病として。徐々に75くらいになって私もしみじみ思うのですけれ

ども、検査すると数値がだんだん変わってきている。自分でも注意している。でも、やっぱり私思うのは食は命。食は命なのです。ですから、子供たちもいい食生活、おいしいものを食べるのではなくて、正しい食生活をしていくことによって子供たちの健康の保持、増進にもなるし、それからその子供たちがいい給食を食べて、お母さん、うちに帰って、これしょっぱいよというような話をして、お母さんも、あら、どうしてしょっぱいのだろうねなんていう話をして、先ほど給食センターの話も出ていましたが、そういうのを勉強していくことで、全体的にやっぱり食生活が改善されていくということが基本、これがないと幾ら頑張っても、頑張っても、保健師さんたちが口角泡を飛ばして指導しても、なかなか一人一人の生活の行動の変容がない限りは健康づくりというのは難しいのかなと思います。

私も南会津いるときは、もう言えないくらいこんなに太って、着るものがないというくらいだったのですけれども、それはなぜかというと不規則な食生活だったのです。下宿のおばさんもちゃんと、外で外食していっても、下宿のおばさんが10時に帰ってもちゃんと作っていてくれる。七十何歳のおばさんが作ってくれるのに、食べないの悪いかなといって食べてしまうわけです。１日５食くらいになってしまうのです。動かないし、でも雪かきは一生懸命しました。私会津に行って、会津の人が、その頃何で会津に手挙げていったかというと、会津が県内でトップだったのです、女性の年齢が。何で会津がトップなのって、浜通りはこんなに天気がいいし、雪も降らなくて、魚も食べれるし、何でと思って手挙げていきましたら、会津で食生活の実態調査やりました。季節のものは、季節のものとしてきちんと食べているのです。１月に、ヨーカドーとかそんなの、田島にはありましたけれども、トマト売っているとか、夏野菜、キュウリ売っているなんて、キュウリ買って食べている人なんかいませんから。塩分は多かったです。でも、保存食は大根とかそういうのはやっぱり会津の人ですから、丁寧に食物を大事にして、干し大根を作ったりして食生活していました。ですから、私あんまり肥満だという人いなかったように思うのです。そして、年取った人は何しているかと、冬に歩くなんてことしなくていいのです。雪片しをすればいいのです。若い夫婦が仕事に行くときには、30分前、１時間前に若者の車が車庫から出やすいように雪を片すのです。それから、通学路は、ほかの通学路でも、隣のうちでいないなといっても、そこをちゃんと雪片しするのです。そういう生活の仕方が、空気はきれいだ。季節のものをしっかり食べている。これは食生活実態調査やりましたから。そして体を動かす。これがやっぱり会津人が県内トップだって、平成８年か９年頃データがあったのです。それで私は、何であんな大雪のところに県内トップの高齢者がいるのだろうということで訪問してみたのです。転勤してみたのです。ですから、やっぱりぜひもう一回、私は予防のための健診ですよって。早期発見、早期治療もそうですけれども、将来病気を予防するための健診だということを少し声を上げて受診率を増やしていくということを私もこれから声を少し大きくして、近所、隣おしゃべりするときには言っていきたいなと思っております。

ですから、我が広野町も糖尿病が多いということで、国保のほうでも先駆的事業をやったり、調

査研究やったりしていて、私もったいないと思うのです。そういう調査研究したのを何とか町民に、保健センターは動いているのだよって、やっているのだよというのを少しアピールしてほしいなと思いました。それで、今回回覧板に個別相談しますよって、電話で予約してくださいというようなのが出ましたし、医療費と国保のグラフが出て、ああいうことを積極的にやっていって、町民の方に、やっぱり役場が一生懸命アピールしても、それに町民が乗ってこないと駄目なのです。町民は、自分のことだから、やっぱり自分の体をしっかりさせて長生きしたいって。もういいのだ、俺、いつ死んでもいいのだという声もよく言います。でも、いつ死んでもいいのだと言っても、やっぱり血圧高いと心配でいろいろ聞いてきたり、いや、こうだ、ああだって聞いてきたりします。

今回の敬老会、私はびっくりしました。100歳以上の方３名いたではないですか。１人の人は車椅子で来ていました。広野って100歳以上の人が３名も増えるような時代を迎えたのだ。すごくいいことですから、やっぱり特定健診、保健指導の健診を予防のための健診と捉えて、やっぱり60％ぐらいは健診できたらすばらしいなと思いますので、私も地域の中で健診大事だよというのを来年に向けてこれからやっていきたいなと思いました。

それから、やっぱりあと私は保健指導必要ないなんていう項目に丸つけさせるのではなくて、もし健診の中身が心配なことがあったときには保健指導受けますという形になれるようなやっぱり意識にしていかないと、せっかく特定健診をやって、予防のための健診をやって、ハイリスクの人たちを、これメタボばかりではなくて、リスクの高い人だって引き上げていくわけですから、そういうのをやっぱり早めに保健師さんから指導を受けて生活すれば、悪玉コレステロールが高くて大変なのだなんて薬飲むことない体をつくっていけるのではないかなと思います。

あるすごい太った方がいるのです。その人の食生活は、肉も好きなようですけれども、青物魚が大好きなのです。サバとかイワシとか。過呼吸かなと思って、自分では病院に行ったそうです。そしたら、先生がこんなに……

○議長（渡邉正俊君）　８番、門馬まりえさんに申し上げます。

会議規則54条にのっとり、質問事項をまとめて短く、よろしくお願いします。

○８番（門馬まりえさん）　はい。そういうことで、コレステロールが少なかった、悪玉コレステロール。だから、努力すれば体の中は変えられるのだと思うので、もう少しどうでしょうか、広報や、それから各地でやっている百歳体操の中に、地区担当の保健師さんを月１回、年１回ではなくて、何回か入れて、それから食改さんなんかも入れて、保健師さんにばっかり負担になっては困るので、食改さんも勉強していますから、そういうふうな具体的な動きをしていただけるかどうか伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　３点ありまして、まず今ご質問いただきました特定指導の町の実態でありますが、2008年から今16年も経過をする中において、直近の令和５年度においては約６割の方が対応に当たっていただいております。震災直後は、しばしの間ゼロでありました。こういう震災前後か

ら震災遭遇してからの経緯の中で、この特定保健指導の重要性というものをまず念頭として捉えていかなければならないと。ただいまご指摘のように、健診を捉えての予防というものを確立すべく体制を整えていくということが重要であるということを念頭とするものであります。

２つ目としまして、今この特定保健指導については、町としてやはり十有余年の経過の中で、町民の方にやはりアプローチをして、その参画を得るという、そういった社会的な参画をつくっていくということが重要であるということを念頭とするものでございます。これは、ただいまお話をいただきました保健師の方と、そして食改の方と関係各位の方々の連携をしっかりと緊密に確立をするということ、その行動をもってして町民の方に生活習慣病をはじめ、メタボリックシンドロームから、この予備群から、そして改善に至るまでの間をしっかりと関係機関の中でとらまえて、実態を現況から改善に向かっていくという体制を整えていくということが重要であり、これはただいま申し上げましたように、約６割、これも目標を立てて、そしてそれを積み上げていくという方向を捉えていきたいと考えるものであります。

３つ目としましては、ただいまお話しいただきました、ご指摘をいただきました。やはりこの取り組んでいる取組を町民の方に理解して受け止めていただくと、いわゆるＰＲ活動をしっかりと捉えるということが大事だと。これは、特定保健指導のみならず、医療はもとより福祉、一体となって取り組んでいくという生活を取り巻く環境の生活質を守っていくための取組を横の連携、そして時間的変化の中において取組実態をしっかりと広報活動に捉えていく、その取組を実行していくということを念頭するものでございます。

○議長（渡邉正俊君）　８番、門馬まりえさん。

○８番（門馬まりえさん）　最後に、これは返答は要らないのですけれども、広野町高齢者福祉計画第９期介護保険事業計画、これずっと見ても、広野町が力を入れるべき施策ということでアンケートを取られますね。これいっつも一番多いのが健康づくりと介護予防の推進、これはずっと最初から、これが大体44％、５％。やっぱり高齢者の方は、健康、まず健康が大事というのは重々自覚していますから、あとは介護予防、それを今町長が言いましたけれども、保健指導と、それから高齢と。昔は74歳までの健診だったのですが、一体化事業ということで、今度は後期高齢の75歳以上の方も町の健診を受けるようになってきました。それで、先ほど数字の報告がありまして、増えてきているなと思って私喜んだ次第です。ですから、町ばかりではなくて、婦人会、食改さん、それからいろんな老人クラブ連合会、いろいろありますから、みんなでやっぱり健診を受けて元気な町、それこそ体元気であれば少々何かあっても張りのある生活ができるのでないかなと思いますので、みんなでやっぱり取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。終わります。

○議長（渡邉正俊君）　これで８番、門馬まりえさんの一般質問を終わります。

お諮りいたします。ただいまの時間は10時41分であります。ただいまから11時まで休憩したいと

思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、11時まで休憩いたします。

（午前１０時４１分）

○議長（渡邉正俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時００分）

◇　西　本　久　雄　君

○議長（渡邉正俊君）　一般質問を続けます。

次に、１番、西本久雄君、一般質問席に移動してください。

１番、西本久雄君。

〔１番　西本久雄君登壇〕

○１番（西本久雄君）　一般質問通告書に従いまして一般質問のほうを行っていきたいと思います。

質問、公設商業施設の施設利用について。質問の要旨、商業活性化と生活環境の整備で町民の帰還を促すことを目的に公設商業施設「ひろのてらす」は2016年の開始から８年目となっていますが、利用に際しては平成28年の広野町公設商業施設条例を基に運営されていると思います。そこでお伺いします。現在の使用申請書での利用者数、使用期間、利用料金についてお伺いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁を求めます。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　１番、西本久雄議員のご質問につきまして、ご質問の公設商業施設の施設利用についてにつきましては、公設商業施設「ひろのてらす」は2016年の開始から８年目となっていますが、利用に際しては平成28年の広野町公設商業施設条例を基に運営されていると思います。そこで現在の使用申請書での利用者数、使用期間、利用料金につきましては、公設商業施設「ひろのてらす」は平成28年３月５日に営業を開始し、開店以来、多くの町民の皆様、ふたば未来学園をはじめとする学生の皆様、復興関連に携わる企業の皆様にご愛顧を賜り、８年を経過し、安定経営に寄与され、住民帰還や地域の復興に貢献されております。

申請件数及び利用料金等については、広野町公設商業施設条例第８条により、広野町公設商業施設条例施行規則において、使用に係る手続及び使用の決定変更、利用料金の減免等、申請及び変更、決定等に係る手続方法に係る様式等を定めており、利用料金等については、広野町公設商業施設条

例第12条第２項「同条例８項で使用を許可された者は、別表に定める額を限度として町長の承認を受けて指定管理者が定める」としています。別表には区分としてテナントスペース及びイベントスペースがあり、テナントスペースは１か月１平米当たり1,000円、イベントスペースは１日１平米当たり500円で算定した額を利用料金として徴収することになります。

テナントスペースは、公設商業施設内の常設店舗、イベントスペースは、主に駐車場や屋外デッキテラスを活用した臨時店舗が該当し、テナントスペースには、平成28年３月５日、営業開始からの常設店舗として、イオン広野店、くっちぃーな、クリーニングマーティーひろのてらす店、麺や山猿、創新リフォームの５店舗があり、令和２年８月31日に麺や山猿が撤退、同年12月15日、食と味の店かなめが新規進出、令和５年８月31日、創新リフォームが新店舗を広野工業団地に建設したことから、現時点で４店舗にて営業を行っている状況にあります。使用申請書には利用者数の記載はなく、使用期間については、常設店舗の各使用者の申出による期間内としていますが、毎年度、使用期間の更新をいただいております。利用料金については、各使用者から免除申請書を提出していただき、第２期復興・創生期間となる令和７年度までは免除する方針で取り組んでおります。

イベントスペースについては、令和４年度より利用が始まり、利用数、使用期間は１日当たり１件とし計算し、令和４年度が219件、68万9,100円、令和５年度が135件、54万450円となっており、利用者数については申請書に記載欄はありません。また、主な使用者は、キッチンカーや屋外デッキテラスを活用した露店販売、携帯電話会社による契約案内となっています。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ありがとうございます。それでは、再質問のほうを行っていきたいと思います。

利用者数のほう、施設利用者として、今町長が述べられた会社様のほうが入っていられると。そして、期間のほうにつきましては、単年度の更新というふうに聞きました。ちょっとその辺ご存じだと思うのですが、現状としましては年度ごと更新されているようにはちょっと見えなくて、というのは一部ちょっと倉庫代わりになっているようなところとか、あと使用申請書の中では利用時間、施設を使用する時間等も記載しているとは思います。その辺の確認というのももちろんされていると思うのですが、１点気になるところでいうと、各店舗ごとの営業時間というのは違うと思うのですが、建物内の利用時間というのは多少短い、その辺の時間というのももちろん申請はされているでしょうか。すみません、そこだけで、まずは教えてください。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　ただいまのてらす内の各店舗の営業の現状についてお答えいたします。

てらす自体のトータル的な時間は設定をしてございます。５店舗が今４店舗という。４店舗のお店については、４店舗のお店の営業活動においてその時間を設定し取組をされている現況にありま

す。その変更があった際、そういった時間は連絡をいただいて、確認をしながら運営に当たっていただいているという現況にあります。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　公設商業施設、先ほどもちょっと質問の中でもありましたが、28年の３月より利用されています。その当時は、震災の５年目ということで、なかなか大変な時期ではありました。その中で住民の帰還とか商業の復興の目的等があって、なかなか決め事を決めづらい、取り急ぎやらなければいけないというのも重々承知しています。その中で、先ほど町長も述べられていましたが、住民の方には多く利用されているのは私も見ています。喜ばれているのも見ています。ですが、８年経過した中で、その中でも一部やっぱり不満というか、そういう声が届いているのも実情です。先ほどちょっと少しずつは触れていますが、倉庫代わりになっているような空き店舗というべきなのか、空きスペース、もしくは利用時間がちょっと短いのではないかというような声が具体的には上がってきています。その中で、町の状況とか、周囲の状況が変わっていく中で、変化している中で、ひろのてらすについては更新というか、改善というのが検討されているようにはちょっと思えにくく私は感じています。もともと公設商業施設、最初にちょっと申しましたけれども、目的を持って恐らく造られている建物だと思います。

そこでお伺いします。現在、施設利用者、または管理者、町、どのように打ち合わせて、そういう打合せをする時間というか、施設を利用する方針と周知をするすべというのは持っているのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　てらす事業者と町は、定時的に会議を開いております。会議を開いて、様々なニーズの話をその会議の席で意見交換はこれまで繰り返ししてきました。今ニーズに届いていないことについて一、二点申し上げますと、例えば生鮮食品がないということにおいては、生鮮食品を一旦お店に陳列していただきました、その時期に。陳列していただいたのですが、これがさばけなかった、売れなかったという実態が民のほうであって、それを一旦また撤退した。時間がたって、また協議をしながらやっていきますが、限られたスペースの中で取り組んでいくにはなかなか元に戻すのは厳しいというような、そういった取組も捉えてきました。ただいま倉庫代わりになっているという実態については確認をいたします。私も承知しています。往来していますので、そこも確認はしています。いうことにおいて、適正にこのてらすが運営でき得るということがあることが前提でありますので、そうでなければ今の使用料の減免措置はできませんので、いわゆる条例と規則に基づいてこの展開していくことにおいては、今ご質問の会議を開いて、そしてお店間での協力体制、そしてこれまでの経緯というものもしっかりと捉えて、そしてこの理解共有の中で運営に当たっているところでございます。会議をもってして、しかるべき情報発信であるとか、対応すること

については再度確認をしながら取り組んでいくということで捉えているものでございます。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　定期的に会議を行われているということは分かりました。

そこで、そうするとちょっと１点疑問になってしまうのですが、定期的に行われている会議があって、施設利用者が来ている会議があって、町との協議をしている中で、今の状態というのは町長も確認されていると思うのですが、今の状態が起こり得るということは本来あり得ないですよね。施設利用者がやらない、では荷物を置きますということは、打合せの中では話し合われていたのでしょうか。そういう打合せが行われて、あの状態になっているのでしょうか。

先ほど生鮮食品というお話もありました。私も先日、議会と町民との意見交換会出席して、そういった声、生鮮食品が足りないとか、医療品が足りないという声が聞こえてくるのも分かっています。それらを全てクリアにすることも難しいのは重々承知しています。やはり商売する人は利益がないとできないので、どうしても広野でやりづらいところはあると思います。ただ、施設としては減免措置されているとして、やはり空きスペースという、やっぱり私気になるのが、あの状態が減免措置されてスペースが空いているのに誰も営業ができない。もう塞がれてしまっているので、次の人が利用できないのであれば、例えば衣料品店さんに声かけて、あそこだったら衣料品店はできると思うのです。そういった検討もしていくべきではないかと思います。

そこで、最後ちょっと町長にお伺いしたいのですが、こうやって８年経過していく中で、商業施設等の在り方もいろいろ考えていかなければいけないと思うのですが、他町村でも公設商業施設というのが出来上がっていく中で、広野が一番最初だったと思うのです。それでだと、やはり広野がほかの事例を探すのではなく、広野が事例をつくっていく。なので、ここで、この場でというよりは、これから公設商業施設の在り方というものについては、町長のお考えをちょっと教えていただけたらと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　公設商業施設のてらすの展望についてお答えいたします。

今衣料品という話も出まして、再度検討すべきではないかということで、私も衣料品について検討してお話をしてきました。常設するお店に衣料品を掲載してきた経緯があります。それは生鮮食品と一緒なのです。掲載してきました。ところが、同じように商品がさばけなかったということで、それで一旦撤退をしたと。ですから、正確に言いますと、今現時点で衣料品と生鮮食品の取組がその時代において取り組みましたが、撤退したという経緯がございます。今の創新リフォームのスペースについては、創新リフォームの中で今新たな展望について検討しているという今現況にあります。創新リフォームがあのエリアを活用して、そしてそれが今ご指摘のように倉庫代わりのように受け止められる現況にあることは私も懸念しておりまして、確認をしつつきましたが、創新リフォームのほうで新たにあのエリアを、スペースを活用すべく検討しているという現況がございます。

これは確認をいたします。ついては、公設商業施設の展望については、当時、平成28年の３月に開設した際には、公設民営という福島加速化交付金を活用して捉えてきたのは、復興庁の下で広野が先駆けのナンバーワンでこの交付事業が整理しました。そして、北の町と動いていった。そのことについても復興庁とはしっかりとその経緯と今日に至るまで協議、検討してきております。全体において、復興交付金事業等々の捉えを持ちて、年度ごとに要望活動をすることにおいては、いわゆる中長期、そしてまたフィードバックしつつ、確認しつつ、まずちょっと１点だけ申し上げさせていただきますが、これまでできなかったことが前に進んだ町が帰還をなし得たことにおいて、それが予算措置がされないというのは、これはなってはならないということを国に広野町は申し出ております。第２期、第３期と向かう中において、進捗していく中において、帰還をなし得て生活の確立に向けて必要とある、この状況が必要とあるならば、それを新たに予算措置をして、そしてなし得た経緯の中において、今の質問であれば、まずてらすが、このことが必要であるということについては国に対して予算要望していくというこの捉えを今日まで堅持をして捉えているところでございます。まず、これが国に対して。

町として、あのスペースで駐車場が限りがある中において、そして今の店舗が動いていくことにおいては、今第２期、第３期に向かう。令和の６、令和の７年度において、先ほど答弁申しましたように、減免措置も７年度ということを捉えてきています。そういったことにおいて、この店舗の方々ともしっかりと連携と協議をしながら展望していくことにおいて、今ご質問いただいている住民のニーズに応えることができ得るてらすを展望していきたいということで捉えて協議を重ね、展望していきたいということを申し上げたいと思います。

具体的にしからば何だというのは、今現時点、ここでは限りがありますので控えさせていただきますが、これまで丸５年の３年、４年、ずっとしばらく５年になるまで、あのてらすをつくる経緯は国としっかりと協議をしながらやってきまして、大手の商業施設が入っていただくまで、そして今の展開に至っております。ということにおいて、届いていないニーズに応えることができ得る、そういったてらすの展望を捉えていきたいと考えます。まずは第２期の中で捉えていきたいと考えるものでございます。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　いろいろありがとうございます。私としては、町長のお気持ちとか、そういう考えが分かりました。今回、私の質問により、今後改善というか、きっかけになっていただければと思います。やはり見た目とか、そういったところも、月に１回なのか、定期的な会議という中で、商業施設のあるべき姿、そういうの民間ではないからこそできることとかというものも検討していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（渡邉正俊君）　これで１番、西本久雄君の一般質問を終わります。

◇ 渡 邉 忠 義 君

○議長（渡邉正俊君）　一般質問を続けます。

次に、２番、渡邉忠義君、一般質問席に移動してください。

２番、渡邉忠義君。

〔２番　渡邉忠義君登壇〕

○２番（渡邉忠義君）　それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、質問の事項でございますが、平成28年11月に広野町部分林賠償や契約解除されたことに伴い、新たな取組として、森林経営計画の認定についてでございますが、広野町の総面積の76％は山林が占めております。森林面積は、約4,435ヘクタールで、国有林が1,575ヘクタール、民有林が2,860ヘクタールです。民有林のうち、町有林が1,462ヘクタールで、そのうち312ヘクタールが部分林の面積になっております。部分林に係る契約解除方法を見ますと、部分林契約を解除した場合は、ふくしま森林再生事業は利用できないとありますが、現在、実施しているふくしま森林再生事業の内容は、間伐などの森林整備と放射性物質対策を一体的に実施し、森林の再生することを目的としておりますが、採択されないとするならば、新たな取組として、森林経営計画を提案したいと思います。この制度は、森林所有者、また森林所有者から計画の委託を受けた者が一体的なまとまりのある森林を対象に、単独または共同で森林の施業や保護、路網整備などに関する５年間の計画を作成し、市町村長の認定を受ける制度です。この制度については、町長の意見を伺います。よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　２番、渡邉忠義議員のご質問につきまして、ご質問の１番目、平成28年11月に広野町部分林賠償及び契約解除されたことに伴い、新たな取組として、森林経営計画の認定についてにつきましては、部分林契約を解除した場合においては、部分林組合としてふくしま森林再生事業に取り組むことはできません。

部分林を解除した山林は、町が事業主体となってふくしま森林再生事業を実施することとなります。必要に応じて森林の有する多面的な機能を維持しながら、放射性物質の低減及び拡散防止を一時的に行う該当事業に取り組んでいる現況にあります。

ふくしま森林再生事業を行うことができなかった民有林については、町は広野町森林整備計画に基づき、水源涵養、土砂災害防止、地球温暖化防止など様々な公益的機能を持ち、人々に広く恩恵を与えてくれる森林の有する多面的機能の維持、増進に向け森林整備に取り組んでいきます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　それでは、再質問させていただきます。

先ほどの質問の内容につきましては、当然組合はできませんが、町が森林再生はできるという解釈でよろしいのですよね。ありがとうございました。

それで、再質問の中でこれまでの部分林の経緯などをちょっとお話をさせてもらいますが、いわゆる昭和10年代から戦争が拡大して、軍事用物資として大量の材木が使われたと。そして、その後、終戦後も復興のために木材が使われ、大量の我が国の森林は荒廃してしまったと。そこで、20年、30年代はかなり災害、水害が起きてしまった。そのことで国民は目覚めて、これは造林しなくてはいけない、必要性があるのだということで、山林の苗木の植栽やら、その事業が始まったと言われて、この75％、国の森林は全てそういう緑になったということで、ご承知のとおりすばらしい取組になったと、私もこれは深く認識しているところであります。そこで、その後、造林事業の措置法や33年には分収林特別措置法などが行われて、いわゆる造林者が苗木を補助したというふうな経緯があるわけなのです。それで、我が部分林もその後、30年代あたりから始まったと思うのですが、我々の集落についても29年度あたりから始まったようであります。そのときの出納簿があったので、それもちょっと調べてみたらば、いわゆる町から苗木代は出て、それを五社山の西黒森とか、柴橋とかに植栽をしにみんなそこを担いで一生懸命植えたと。そして５年間は、ただ植えただけでは駄目だから、下刈りをして、初めてそこで契約だよというふうなことが載っていたようであります。それでも、結局、恐らく組合の連帯を図るというふうな意味もあったのでしょうけれども、出なかった人については出不足まで取って取り組んだというようなことなのです。ですから、すばらしい今山林になっていると思うのです。

そこで、これも時代とともに外国の材を使うようになってしまって、非常に日本の材は安くて使えないようになってしまったというようなことで、大分荒廃もしていたわけでありますが、それで部分林のほうも平成17年頃から、この部分林については処分をしたいのだというような申請も出されていたようです。それで、28年のいわゆる11月に部分林の解除をしたわけですが、そこで賠償団体としては29団体、そして面積が312ヘクタールと、そして面積の賠償については２億1,000万円ということですが、この２億円というのはあくまでも七三の分けだから、組合の７分だけの金額ですよね、これ２億円というのは。町は全然もらっていないという解釈でいいのだよね。でないと、俺質問したかったのは、基金、２億円だから、３割だから6,000万円くらいは基金か何かばんと積んであったら、すばらしい町長だなって俺褒めるかなと思ったら、何だ見ていったら町ではもらっていないというようなことだったので、これはやむを得ないというような思ったところなのですが、それで部分林を解除した後には森林再生に取り組むのだということで、今現在取り組んでいるようですが、これらも平成27年で、今年でちょうど10年目ですよね。大体年間見ると２億円、今でいう

ともう20億円の金を国から引き出して、引き出すというか、この補助をいただいているということです。もう約400ヘクタールくらいはやっているというのですが、でもまだ2,000ヘクタールのうちの400だから、まだまだこれあるわけなのです。それがいわゆる令和８年３月に終了してしまうというようなことで、我々この間、町長部局と我々議員部局として国に行って要望してきた中に、一つとしてこの福島県の再生事業を要望してきたという経緯であります。

それで、私はそこで要望させてもらったのだけれども、結局思うのには、いわゆるいろいろな各団体でネットを見ると、20キロ圏、30キロ圏。30キロ圏の広野町は、括弧は書いてあるのだけれども、広野町なんて書いていないのだ。もう20キロ圏内は放射能がいっぱいあるのだという解釈のように思われてしまうのです。あれでは私らも納得できないことです。だから要望にしているということなのですけれども、そうしますと俺は思うのだけれども、次回行ったときには広野町は森林経営計画をもう開始しているのだよと、開始しているのだけれども、県が言っている搬出指針が空間線量0.5シーベルト、いわゆる樹種濃度が6,400ベクレル以下ならば、これ搬出しても市場に売れるという経過なので、それ以上あったのでは売れないわけでしょう。今現在、今五社山の狼山のところなんかは、まだ野積みしてあるのです。９尺くらいの材木、杉が。結局高いから売れないという、俺それは俺は感じたのだけれども。何か所もあったから。それで、これは当然我々としても、今後私の言っている森林経営計画もやったとしても、造林計画の補助金あるなんていったとしても、これは当然もう補助率なんか低いからやれないです。やるのなら、当然あるかないか分からないけれども、測ってみて、線量を測ってみて、これから計画するところは測ってみて、町がどうしても駄目だと、やっぱりこれは売れないから駄目なのだよということをこれからずっと言っていったほうが、これは必要でないかなと思うのです。というのは、町長、俺言いたいのは、今町長はこういうパンフレットを出しているよね。こういうパンフレット出ているのだ。いかにも山が整備されているように思うのですよ、これ。だけれども、今私が言ったように五社山の下の麓のところで線量の高い材木が野ざらしになっているのだ。そこに親子連れが行ったらどうなの。親子連れが。今は放射線がぴっと上がって、１メーターくらい放射線上がったの。そこに子供たちが１回近づいてしてしまうだろう。そして、ここの細胞に入った。細胞を切ったら分裂してしまうというのだ。この分裂したやつが戻るかといったら戻らないというのだ。そしたら、40代、50代にいったらば、それが悪ふざけするのでないか、病気になっていくのではないかということを考えていけば、今町のほうにもいろんな原子力の補助金は出ている。絶対止めて駄目です。今言っている40代か50代、我々の頃は153人も同級生いた。今14人しかいないって言っているのだ。その人がせっかく40代、50代、働き盛りのやつ、このおかげで病気になったら、それは誰が責任取るの。我々でしょう。ここに携わっている我々が、今本当にこの山をきちっと見て、本当にいけるのだということを見据えるのが我々の姿勢ではないだろう、私は思うのです。そのためにはやっぱり75%の山あるから、これは大変だからと言ったって、やっぱり予算はつけなくてはならないと思います。

それで、町長に言うのには、山へ行って、その現状を確認してきた。この間の５日の次の日、６日天気よかったから。そしたら、あの駐車場ありますよね。駐車場のトイレの中も悪いけれども、確認させてもらったら、水は出ました。トイレのトイレットペーパーもありました。そして、いつやったか分からないけれども、それなりに山らしいトイレになっていました。なかなか指導がちょっといいと思う。それだけれども、その林道を上がっていった。その前にもう車２台もいるのだから。上がっていって、あそこに白い昭和11年の植樹祭やったというあります、あれ。それからちょっと入ったところに、こんな太いやつの上に、こんな看板あるでしょう。看板、分かるよね。あそこに何て書いてあったかって、それは分からない。今言うから。いいですか。地球環境の森、分収造林地に行ってきました。これは俺だ。これは、平成５年から８年に町民参加により、ケヤキ、ブナ植林しました。ケヤキ、ブナは、雨水を吸収し、河川の枯渇や洪水を防ぐ涵養林として町の発展に寄与した、念願した造林であります。そこに、そしてＡ地区に8.64ヘクタール、ケヤキ、そしてＢ地区には5.92の植樹、ケヤキとブナを植えた。それが保水力のある樹種だから植えたのです。そこを見に行った。行ったらあった。こんなの。ちょこらちょこら。私も職員時代は１回くらいあそこ下刈りに行った記憶があるのです。だけれども、やっぱり雑木が多いので、結局成長率はやっぱりケヤキは下から、だからやっぱり下になってしまって、やっぱりもう雑木の下になっています。これを再整備してはどうかなと言っても、なかなか難しいかなというふうに思ったところなのです。ただ、私も反省するところ、職員だったから、職員の皆さんにこういう山だからということを継承してやってこなかったということを自分なりに反省したところなのです。

それで、町長、今朝起きたらこういう、これは会津の三島町で取り組んでいるのですけれども、今林野庁で森林経営等の管理法ができて、個人が山をもう放棄したいと思ったら町が管理してあげるよという制度なのです。これをやってあげるよ。さらには、今、県は前から森林管理料を取っていて、それで今年から国の森林管理が始まる。それが譲与税として去年からちょっと500万円もらっているようなのだけれども、それは今度設計か何か回すのだよって今年やっているようだけれども、それらを取り組んでいる。だから、これからもこの75％の山林については、町長、町も真剣になってこの山をやっぱり考えていかなくてはならないと私は思うのですが、町長の答弁を伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　まず、１つ目でありますが、要望等々でふくしま森林再生事業の継続を申し上げている件について申し上げますと、福島県下59市町村の中で、対象は40の市町村となっています。その中で広野町として、この緊急時避難準備区域を有した町として、ふくしま森林再生事業は第２期、第３期に向かうに当たり、これはまず復興庁の下でしっかりと予算措置を継続しなければならないということはスタートラインから力強く申し上げてきました。これからの復興再生から創生の我々が歩んでいく中で大事な復興事業の取組は、このふくしま森林再生事業にあるということであります。このことは、国はしっかりと受け止めて、県はいただいております。

２つ目でありますが、このふくしま森林再生事業の中身は、放射性物質の対策が10分の10補助率として入っています。環境省の支援にはありません。そして、拡散防止というものがなされています。この取組において、今広野町は平成29年から令和の７年度に向けて取組を今展開しております。このことにおいて、令和７年度に向けて、まずこの取組を完成形に持っていくということと相まって、林業専用道路、林専道ですね。林専道も併せて伐採した材木というものの捉え、展望というものをすべく取組をしているところであります。これが２つ目であります。

３つ目として、しからばこの森林を守るべく広野町の民有林、国有林ではない民有林において我々が展望していくことは今答弁で申し上げさせていただきましたが、広野町森林再生整備事業でもってこれを展望していくということをまず町として受け止めているものでございます。312ヘクタールを町が管理するという展望に今当たっています。そして、広野町が76％の森林をしっかりと面的に管理できるような展望をすべく、この計画に基づいて展望していくということを今取組の中のさなかとして受け止めているものでございます。

次に、パンフレットの話ございましたが、これまで五社山の展望においては、関係各位のボランティア支援をいただいて山の登山ができる体制を整えたところであります。つきましては、環境省と確認をして捉えているものでございまして、つきましてはこれまでの経緯と、そしてこれからの20年、その先に向かっていく展望の道のりを整備すべく取組に当たっているところでございます。ということで、林業を通じた循環というものを伐採、植育、撫育等々を念頭としつつ展望に当たるものでございます。今お話しいただきました平成11年の植樹祭、双葉郡の植樹祭の現況について私も確認をいたしておりまして、ついては里山、緑のこの資源を子供たちにふるさとの誇りとして受け止めていただくべく展望に当たっているところでもございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ありがとうございました。いろいろとこれからの目標は話しされたようですけれども、どうも町長のやっていることがなかなか納得できないというのが現実の回答を聞いた中では私あります。次のやつもあるので、追ってまたお話しさせてもらう。一応これで１問目は終わりです。２問目行きます。あと20分。12時まで行きましょう。

それでは、次に２問目行きます。森林経営計画を進めるに当たって、主伐、間伐、造林といった施業の計画をする林業を担う人材確保が必要ではないかと思います。そこで福島県は、森林の持つ公益的機能を発揮しながら充実した森林資源を活用するために、伐採し木材を利用する、苗木を植える、森を育てる、伐採して木材を利用するという林業を通した循環が必要とのことから、森林を育み次の世代につなげていく人材を育成することを目的として、林業アカデミーふくしま就業前長期研修を開講し、現在第４期生を募集しております。そこで、町も様々な支援策を講じて、林業アカデミー研修生を町が募集し、今後の林業を担う人材確保に努めてはいかがなものかということで

あります。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　ご質問の２番目、森林経営計画を進めるに当たって、主伐や間伐、造林といった施業の計画をするには、林業を担う人材確保についてにつきましては、山地災害防止、水源の涵養、カーボンニュートラル実現等において、森林の持つ機能を発揮するためには、林業の持続的発展及び担い手の確保、育成は重要であり、町は県における林業アカデミー就業前長期研修に着手しており、有意義な取組ではあるものの研修期間が長く、研修に参加することが難しい現況にあります。

現在、林業事業において森林組合等の関係機関と連携を図るとともに、将来に向けて森林に親しみが持てるよう、小学校における森林環境学習等による間接的な啓蒙活動や公共施設への木材利用促進に取り組み、森林を育み次の世代へつないでいく人材育成に取り組んでいきます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　もう少し話しさせてください。この出したのは、今現在、町の産業振興課の林業職員の正職員はいませんよね。いないでしょう。これまでの首長で林業職員を置かなかったのはあなただけです。だから、俺は心配して、何も最初から職員を派遣しろなんて言っているのではなくて、任用職員を採用して送るということもできるのではないですかと私は言いたい。そこで、これは俺の持論だけれども、今双葉地方は、この間相談会行ってきたのです。そしたらば、職員があの当時みんなして避難してしまっていないということなのです。これだけの数しかいないのです。数しか。だから、何とか今少数精鋭で頑張っていますから。何ともしようがないです。帰ってこないのですものね。そんな現状なのです。だから、さっき言った、私が言った山も、あの頃は森林組合がみんな守っていただいたのです。それが誰も守る人もいないから、ああいう現状になってしまったと。だからこそ今、こういう新たな職員を全国から呼んで、そしてやる気のあるやついないかと、そしてやらせていけば、一人でもいれば森林組合に行って、１年出向して勉強してくる。さらにはいわきの森林組合は、この林業計画できますから、ここへ行って１年間勉強してくる。そしてさらには指導所に行って、指導所なんか今４人くらいしかいないから、そこへ行って行政の林業の勉強してくる。そしていっちょまえにして、町の今後の森林を託すということがあってもいいのではないかなというふうに思っているのです。それで仮にね、今これから町も林道を造る。林道を造れば、今度それらの整備もしなくてはならない。いろんな金がかかっていくか分からないけれども、

でもやっぱり山の予算というのもきちっと持たなくてはならないし、国だってみんな譲与税みんな使ってもいいよ。今回で500万円、恐らく来年も500万円くらい入ってくるわけでしょう。９割分も出してくれるというのだ。そこをもっともっと頭をひねって、山のことを町長考えてほしいのです。さっき言ったように、俺はそういう子供たちが一人でもいたら困るから、今現段階こういうことを取り組んでいけば、町でも取り組んできたのです。それでもそうなってしまったですかというふうなこと言えるでしょう。何にも取り組まないで、あなたさっき言ったあれは分かる、その話は。だけれども、それは取り組もうと思って全然していない、あの言葉は。やるよと言っているだけで。

私は、最後に言います。税務課長、よく話聞いて。私は、この６日の日に五社山に登るとき、何となく一人では、今熊出るなんて怖かったような気もしたのだけれども、でもこの質問しなければならないからと勇気を持っていってきたけれども。太鼓山があったのです。太鼓山。知っている。そしたら今、あそこ……馬いたところ、あそこ何だか草だらけで誰もいないのだけれども、そしてそこで本当はこっち下がれば五社山の林道に出られるのだ。そこが今度新しい柴橋の林道できたといったものだから、私もわくわくしながら行きました。柴橋は分かりますか、町長。柴橋の林道、そこを通って五社山に抜けるのです。そしたら、周りの山はうんときれいになっていて、すごいなと思ったのです。そんなことで、今回はこの質問はそれ以上言いませんので、あと次回言いますから、そんな感情でいたものだから、できればそういう形で、形をつくっていくということはやっぱり町長の役割だから、理想論ばかり語っては駄目だと私は思うのだ。だから、形をつくって一つ一つやっていくということが俺は姿勢として大事でないかなというふうに思ったところで質問したところであります。何か町長あれば、答弁をお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　まず、森林に対して、私は第一義に極めて重要な施策ということを念頭として、部分林の解除に私は着手しました。部分林を解除するということは、部分林は町が民有林として責任を持って取り組んでいくということであります。これまで50年来、撫育、植栽、管理していくということが３対７という制度設計の下で取り組んできた。しかしながら、時代の趨勢の中でそれが厳しいということもあります。いうことにおいて、この森林を管理するというのは、いわゆる地方自治体がしっかりと正面に受け止めていくものだということを私は一つの哲学として地方自治に当たってきたものでございます。その際、財源と人でありますから、当然ながら人を育成していくというのは、これはすべからくやっていかなければなりません。そういったことで、今の県のアカデミーの制度設計については、町内にある林業事業者が震災当時と今の当時は変化をしています。こういった中において、実際アウトソーシングをして受け止めていく際には、やはり人材育成というものを自治体として受け止めていくという考えが１つ、これは基本としてあります。そういったことを町が支援をする、県の事業において県と町がしっかりと連携を図って支援していくということを展望していかなければならないということは、今議員おただしのとおりでございまして、その

ことをやっていかなければならないということでおります。ついては、今申し上げました森林計画に基づいて、森林の制度設計というものは町は45年、50年、60年というふうに伐期に向けた制度設計と、その前後の制度設計を確認しつつ、今日を迎えております。そういったことにおいては、それが絵空事ではなくて、実現可能となる展望となるべくやっていかなければならないということは、森林再生事業を継続していただくという国の制度設計の下で、広野町のみならず、被災地はもとより、様々に松くいとかいろんな症状もあります。そういった中において、森林組合、そして林業事業者の方と県の下で連携を図って、町のこの民有林を守っていくことにおいて計画を立てながら、計画に基づき前進できるように取り組んでいかなければならないという強い思いの下で、今日に当たっているところでございます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ありがとうございました。今やっていかなければならないということは、やっていくという解釈でいいのだね。町長、これから新年度の、来年度ありますけれども、新年度も予算、新たな予算をつけながらも取り組んでいくと、これまでのやってきた経緯の予算を全てつけながら森林についてはやっていくということでいいのですね。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　今置かれている町の状況で、できる限りの中で計画を持って、令和７年度展望に当たっていきたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　これで２番、渡邉忠義君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。ただいまの時間は11時56分であります。ただいまから13時まで休憩したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、13時まで休憩いたします。

（午前１１時５６分）

○議長（渡邉正俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時００分）

◇　高　木　光　雄　君

○議長（渡邉正俊君）　一般質問を続けます。

次に、３番、高木光雄君、一般質問席に移動してください。

３番、高木光雄君。

〔３番　高木光雄君登壇〕

○３番（高木光雄君）　それでは、一般質問通告書に従いまして質問させていただきます。

今回は、福島県立ふたば未来学園中学校、高等学校についての１点です。それで、１点目から３点目に関しましては町長、それから４点目に関しては教育長に答弁をお願いします。

それでは、質問の要旨を説明します。福島県立ふたば未来学園中学校、高等学校、以下学園と称します。は、平成27年４月に学園の高等学校、平成31年４月に中学校が開校し、福島県内２番目の県立中高一貫校教育がスタートしました。町長は日頃より広野子ども園、広野小学校、広野中学校、さらに学園、新校舎が開校し、教育の丘として教育環境が形成されたと町内外の講義等で紹介しております。教育の丘には、乳幼児から高校３年生までの総勢約1,000人が集団生活しております。そこで、１点目として、学園の立地町の首長として、行政の立場、観点から現状の学園をどのように捉えているのか伺います。

２点目として、学園が開校してから９年がたちました。この間、学園、生徒たちの運動活躍や地域活動等が度々報道されています。町でも広野産バナナの６次化商品開発や行事参加の支援を受けています。それで一方で、町から生徒たち含めて学園に対してどのような支援を実施しているのか具体的な内容を伺います。

３点目として、学園（先生や保護者等）と町とで定期的に意見交換会等を開催して、両者間での要望あるいは課題点を協議、実行しているのか伺います。

４点目として、これは教育長ですが、教育長は学園への教育理念の関与は、県立ですから関与はできないと思いますが、学園の存在、町内には今広野中学校と学園の中学校が２校存在している現状があります。この辺を教育長としてどのように捉えているのか伺います。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　３番、高木光雄議員のご質問につきまして、ご質問の福島県立ふたば未来学園中学校、高等学校についての１点目、現状の学園をどのように捉えているのかにつきましては、平成27年４月の広野中学校を仮校舎とした福島県立ふたば未来学園高等学校の開校及び平成31年４月の新校舎完成に伴う福島県立ふたば未来学園中学校の開校により、広野町幼保連携型子ども園、広野小学校、広野中学校から成る教育の丘が形成され、約1,000名が集い、町に活気をもたらしています。

県立ふたば未来学園は、平成27年の開校以来、変革者たれの建学の精神の下、自らを変革し、地域を変革し、社会を変革していく変革者を育成する教育目標の下、自ら動き、自分の頭で考え抜く

自立、多様な主体とともに力を合わせる協働、新しい生き方、社会をつくる創造を理念として、中学校段階における未来創造学及び高校段階における未来創造探求を通じた、実社会における課題解決学習に取り組み、現実社会で通用する実践力を磨く未来創造型教育プログラムの取組に対し、被災地が未来社会に向かう道のりにおける未来創造の形成に敬意を表するものです。

平成18年に取りまとめられた真の国際人として社会をリードする人材の育成を基本目標に捉えた双葉地区教育構想及び平成25年に双葉郡８町村の教育長がまとめた双葉郡教育復興ビジョンが中高一貫校である県立ふたば未来学園の設立に向けて大きな力となり、震災後の双葉郡の教育復興に大きな役割を達したと受け止めております。

中高一貫校の６か年を効果的に活用し、双葉郡の課題と将来像を踏まえ、未来を切り開く強さを持った人材を育成すること、中高一貫校で養った、興味、関心、知識、技能、実践力などを専門的な学問へと発展させ、復興や社会の即戦力へと成長できるよう、大学等への進学を系統づけた教育を実践していると受け止めています。

県立ふたば未来学園中高一貫校の立地町として、ふたば未来学園の実践的な学びが地域の活性化につながり、被災地に開かれた未来創造に向けての日本の教育を創出し、国内、国際社会へと大きく羽ばたくふたば未来学園を誇りとして受け止め、被災地の連携の下、双葉地域の復興、創生に取り組んでいきます。

ご質問の２点目、町から学園に対してどのような支援をしているのか具体的な内容を伺いますにつきましては、町の県立ふたば未来学園に対しての支援は、次のとおりです。１点目、施設において、福島県立ふたば未来学園に係る校舎棟敷地の無償貸付け、総合グラウンド、テニスコート、多目的運動場の使用料の免除について。２点目、スポーツ文化の育成及び醸成において、広野町文化及びスポーツ振興基金を活用した全国大会等に参加する際の助成について。３点目、安心、安全な通学の確保において、月初め及び全国交通安全運動の際などの立哨活動、警戒パトロール隊による巡回、町と地元企業並びに震災復興に当たる事業者等をもって組織する安心・安全ネットワーク会議による立哨活動並びに地域の防犯活動の推進、継続した通学路街路灯、防犯灯の整備について。４点目、災害等有事の際の備えにおいて、広野みらいオフィス、ハタゴイン福島広野との津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書の締結を通した避難場所の確保、強風等によりＪＲ常磐線が運転を見合せた場合における未来学園生徒の待機場所として、広野町公民館、体育館及び文化交流施設ひろの未来館の提供について。５点目、校舎周辺整備の環境の整備において、ふたば未来学園からふるさと農道へのアクセス道路の整備について、以上、各種事業について、県と学園との協議の下、計画的な取組による支援に当たっている現状にあります。

ご質問の３点目、学園（先生や保護者など）と町とで定期的に意見交換等を開催し、両者間で要望、課題点を協議、実行しているかにつきましては、平成25年12月に県知事が広野町に中高一貫校の建設を表明されてから、県教育庁と町は協議を行い、平成27年４月、ふたば未来学園高等学校の

仮開校、平成31年４月、ふたば未来学園中学校の開校に向けて取り組んできました。県立ふたば未来学園の学校運営に必要な個別の事案について、随時、相互理解と協力の下、学園（先生や保護者等）と協議し、諸課題の解決に取り組んでいます。県、ふたば未来学園と連携、協調し、適切な学校運営に向けて継続して取り組んでいきます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　次に、教育長、答弁を求めます。

教育長。

〔教育長　根本良政君登壇〕

○教育長（根本良政君）　ご質問の４点目、学園の存在をどのように捉えているのかについては、福島県立ふたば未来学園中学校は、双葉郡内の町村から郡外に避難している小学校卒業生の受皿としての役目を果たしています。

また、県立ふたば未来学園中学校については、入学者選抜要綱に基づいて選抜が行われております。広野中学校、ふたば未来学園中学校の２校が存在していることについては、広野小学校の児童の中学校への進路選択の幅が広がり、早い時期から将来の展望ができるようになったと考えております。

広野中学校においても、全国の小学校からＪＦＡアカデミー福島に入校した生徒が入学してくることから、アカデミー生の進路選択と将来の展望についても理解されるものと解されます。総じて、児童生徒が自分の将来設計を考える機会となると捉えています。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　今町長、教育長から、今４点質問したのですけれども、現状的にはほぼ分かりました。それでは、まず最初の１点目に関して、今町長から大体未来学園の教育の方針ですか、大体それに基づいて、それに対して町長も見通しながらやっていますよということかなというふうに捉えました。私個人的には、学園がこうして開校になったことによって、人口の交流の人口増加あるいは経済効果、これはいろんな商店街とかいろいろ使ってもらっていますから、それからスポーツ関係では、特にバドミントンに関しては全国でも上位になったということで、そこの立地町が広野町だということでは非常に全国的にこの学園が開校したことによって多分名が売れてきたかなというふうにちょっと思っています。それと今広野町では帰還率が大体90％、そういったことでその中で私は本当に高校まで、平まで通ったのですけれども、まさか広野町に、これ震災のあれなのですけれども、高校ができるって本当に思っていませんでした。今いろんなところが、ずっとこっちは富岡でもそうだし、浪江もそうだし、それから四倉だって今廃校になるというときに、こういう学校ができたということは本当に物すごいことだと思うのです、いろんな意味で。そういったことがあって、私も未来学園というものがあんまり分かっていないというのもあって、今回あえて質

問させていただいて、私自身もそういったもので理解しながらちょっと質問しているのですけれども、私がこの未来学園に対して１つだけちょっとお聞きしておきたいなというのは、今、先ほどちょっとバナナの開発を、研究開発してもらって、それで６次化してやったということなのですけれども、これに関しては本来は町として実際商品開発ですからやらなければならないというものに対して未来学園の人が、先ほど町長答弁したように、未来学園の生徒たちには変革者というか、地域の人と一緒にやりますというのが学校の方針なのです。そういったことで実際に手伝ってもらっているのですけれども、その辺に関して、またさらに新しい広野町で事業をやって、それで未来学園と一緒にやってもらいたいというような、今取りあえずバナナとかミカンなのですけれども、その辺の今後に関して町とこれをもっと連携してやりたいというようなことはちょっとあるかどうか、まず１点お伺いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　これからの未来学園に期待することについて申し上げたいと思います。

まず、今バナナのスイーツの開発ですけれども、これは未来創造学、ふるさと創造学、ふるさと創造探究という双葉郡の８町と未来学園が双葉教育プログラム構想によってなし得ているこの開校のいわゆる教育プログラムの中で、開かれた学校ということで地域に生徒が参画をしていくという動きから生まれているものでございます。そこで、今生まれているのは、町内では社会福祉協議会等々において、夏休みのいわゆる勉学、社会勉学、社会参画を学園の生徒たちはしております。また、協働で動いていることについては町営学習塾に生徒たちも広野町立の生徒と一緒に卒業生も含めて共同して勉学に励んでいます。ということにおいては、広野町内において広野町民の生徒と、生徒同士と、あと広野町の町民の方の交流というものを社会福祉協議会を通じてとか、あと花ぶさ苑にも出かけてもらっています。という取組をしていくことの継続と、そして新たな展望というものを念頭していきたいとこのように思います。

２つ目としましては、３系列において、今スポーツ系列のバドミントンのお話ございました。レスリングも世界で結果を出しています。これからサッカーも結果を出していく展望となります。かつ加えて、オリンピックに向けて展望していく運びとなるという現況に今あります。そういったところにおいて、様々な生徒が卒業した際に、３年間、６年間、平成の時代は３年間でありました。令和からは６年間であります。この教育プログラムにおいて、６年間中学校生活、高校生活を通してふるさとというものを卒業生に広野町を受け止めていただきたいと、ふるさとを受け止めていただき、そして様々な分野で、国内、国際社会で活動、活躍をしていただきたいとこのように思います。これが２つ目であります。

３つ目でありますが、大別して大きなものを申し上げてまとめたいと思います。今、Ｆ―ＲＥＩが、国際研究教育機構が動いております。ここで広野町が唱えているのは、福島復興という数十年にわたる、その長きにわたる展望において、いわゆる復興人材育成というものを念頭として取り組

んできました。いうことにおいては、福島イノベーション・コースト構想もそうでありますし、廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会でもありますし、かつＦ―ＲＥＩという協議会でもあります。そういった中において、国の国家プロジェクトの中でしっかりと展望を中高一貫校の浜通りでなした未来学園をはじめとした相馬地方、いわき地方に高等学校があります。そして、学術研究機関が今双葉郡内をはじめとして設置されています。町内にも設置されております。こういった学術研究を通して福島のこれからの復興となっていく、そういった人材に育成いただきたいと、育成していただきたいと、なっていただきたいと。そのことにおいて、立地町として双葉８町の連携の下に、ふたば未来学園は双葉郡の学校であります。５校が休校されてからの学校であります。双葉郡の学校として、この双葉地方の復興に向けて、社会に向けて羽ばたいていかれることを期待をしているところでございます。

大きな３点を申し上げました。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　今、町長がそういうふうに未来学園があることによって双葉郡全体がやっぱり発展するとかということなので、やっぱり立地町としてはさらに、今もやっていると思いますけれども、今以上にいろんなことを目向けていてやってもらいたいというふうに思います。それで、学園には、調べると約630人ですか、勉学に励んでいますよということで、実際町の実質人口というか、これが6,300人。実質人口ですよ。仮にそれに約630人を実質人口に数えてもいいのかなと私は思います。そうすると、約7,000人の町が実質人口なのです。そういったことからしても、やはり広野町としては、今この未来学園があるわけですから、バナナとかそういうのは、それは生徒の自由研究、テーマであるのですけれども、やっぱり未来学園に対して、あそこを起爆剤というのではないですけれども、そこをやっぱり目をどんどん向けて、やっぱりこれから多分ずっと長い期間未来学園と町とはもう接することがあると思いますから、ですからその辺を、先ほど話出ましたけれども、学園、生徒、先生、保護者と、やっぱり広野町の役場もそうですけれども、それから町民あるいは企業、そういったもの、そういった広野町全体とやっぱりそういうつながりを持っていかないと、町民からすれば、あれはもう県立だ。俺の息子、娘は町立だ……ということの考えですと、多分何か町民からすれば、いいわというふうになってしまうと思うのです。あるいはスポーツの新聞見れば、未来学園って出ているのですけれども、それはそれだけではやっぱり駄目だと思うので、今後そういった町の活性化につながるように連携を私は十分にやってもらいたいというふうに、ちょっとこの１点目はそういう質問でした。

それから、２点目に関しては、何で私がこういった質問をしたかといいますと、今町長からいろいろ、町に関していろいろ、一番大きい意味ではいろいろなことをちょっとお聞きしたのですけれども、その中でちょっと期待があったのは、教育長なんかも、今未来学園が出来上がってから、広野町の小学校、中学を卒業して、未来学園を卒業した人は何名なのか。あるいは今在学している人、

中学生から３年生、それって何名なのか、ちょっともし今分かれば教えてもらいたいなと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　未来学園の中学校、高等学校に関する定員枠を念頭にお答えしたいと思います。

スタートラインは152名で始まりまして、そして翌年は160名が定員だった。今150名で動いております。報道されていますように、競争率は1.2前後で今推移しています。現在の中高の在籍数は649名であります。今、アカデミーのこと、男子と女子が全て合致したのが４月１日を迎えてからでありました。中学校の定員は60名であります。令和６年から始まっての６年間、60名、そこに20名の双葉郡枠が設けられております。ということにおいて、定員枠からその数値が出てくる運びとなります。未来学園は、中学校が中高一貫校で進学しますので、中学生が高校生になった場合は、定員枠の中で中学生の部分は省かれます。その中での入学試験の対応となります。そういった定員枠での対応となっております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　卒業生と在校生の数、分かれば。今あれですか。

○議長（渡邉正俊君）　教育長、答弁。

○教育長（根本良政君）　今概略なのですけれども、中学校からふたば未来学園高校へ進学した人数、これまでの人数、約70弱です。近年は小学校から中学校へという進学している生徒というのは、例年３名程度ずつですから、５年間だとすると15です。卒業生については、今データありませんので、申し訳ありません。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　今、何で広野町の在校生の話聞いたかというのは、やはり先ほど広野町の町民の方、あるいは今小学校、中学校の保護者の方が未来学園に対してどういう学校なのかという、やっぱりそこから多分始まるのだと思うのです。当然我々のときは義務教育ですから、小学校行って中学校というのは当たり前だったのですけれども、やっぱり今ここにばちっとした、こんな600人もいる学校があるわけですから、そこのところはやはり今、これは町として、学園ではないような気がします。町として保護者に、この前６月の末に学園祭やりましたけれども、私も初めてちょっと行って３時間くらい見てきたのですけれども、やっぱりいろんな催しとか何かやっていますから、そういうのを積極的に町のほうでも運行バスでも出して、やっぱり１回見てもらう。見てもらって理解して、やっぱり広野町としてこの学園は大事なのですよということをやっぱり認識してもらうところから始まらないと、ほかから来ているのだよということだけではまずいと思うので、やっぱりそこの町民との理解をするように、大事だというふうに思うので、この２点目はそういうふうに質問させていただきました。

それから、３点目に関して質問したのは、これが実は私今回質問した理由です。というのは、私今年の３月くらいですか、学園の生徒の保護者、これ小名浜のほうから通って、２時間かけているのです。多分今、仮に学園に600人いるとすれば、200人は寮に入っている。あるいはアカデミーの子もいるでしょうけれども、二百何人。あと、だから400人近くは通っているわけです。やっぱり遠いところだと２時間くらいかけています。その人の保護者から実は相談を持ちかけられて、ずっと私も保護者の代表ではないですけれども、そういうふうに保護者と見ていたときに、県立なのでやっぱり町のほうにはなかなか行きづらいということもあって、例えば先ほどちょっと話出ましたけれども、ＪＲだって広野のこの辺は強風であればすぐ止まってしまうと、電車が。いつ出発するのか、来るのかも分からないというようなときに、生徒はもう３時だったら３時で終わります。終わればひろのてらすでちょっと勉強する、あるいはちょっと友達と、あとは取りあえず駅へ行く。そこで電車が止まってしまう連絡もなければ、あそこでうろうろ、うろうろしているしかないのです。だから、そういうときに何か町として、これから駅舎を改良して施設をつくるというわけですけれども、ただ、ではその間はどうするとか、やっぱりそういう一時的でもいいですから、何かあそこに町のほうで施設まではいかないのですけれども、ああいう緊急にあったときにはこうしたほうがいいですよというような何かそういうのもやっぱりやってもらいたいという、それが保護者からあって、それともう一つ保護者から言われたのは、やっぱり町と学園と、先ほど定期的なあれはやっていると言いましたけれども、やっぱりそこのところ、分からないですよ、１か月なのか、２か月はいいのですけれども、やっぱりいろんな問題があると思うので、そこのところをやはり先ほど言ったように、町と学園と、そこのところをやっぱり保護者間だけでもなかなか難しいところあります。そこはやっぱり町がリードしないと、町がしないと多分学園は学園でやっぱり学校のことをやっているだけですから。ただ基本的には、先ほど言ったように高校３時で終わりました。そこから帰る時間というのは、もうこれ広野町の一町民になっているわけです、その期間というのは。だから、そこのところをやはり定期的にいろんな意見交換会をやって、これはお互いに存在をするということで、この３点目に関しては特にちょっと今後やってもらいたいということです。

あと、４点目に関しては教育長から今のいろんな点に関してはちょっと報告を受けました。それで、私ちょっと心配しているのは、心配しても、これは心配する必要もないのだ。来年から安積高校に、要するにまた60人中学生が入るって、要するに３番目ですか、４番ですか、できますよね。そうすると、やっぱり県立高校なので、多分今未来学園にもいろいろ３分野の先生が集まっていると思うのですけれども、やっぱりあっちは完璧な進学校です。そうなると、何か生徒も全国からあっちに行ってしまって、未来学園に行くのやめるかなという生徒ももしかしたら今すぐではないでしょうけれども、そういうことがあるとやっぱり、では未来学園だんだん、だんだん生徒が減ってきたなといったら、もう広野町でこんなに立派なのができたのに、何かあっちにどんどん取られてしまって、これは県のほうでも考えてはいるのですけれども、やっぱり県立だから、先生ですから、

先生だってやっぱり広野とあっちにもいろいろぐるぐる異動すると思いますから、そのときにやっぱり先生もなるべくこっちいて目を離してもらってやってもらうように、何となくここまでは心配する必要はないのでしょうけれども、何かそういうことも心配されるなと私は思っているのですけれども、教育長、どうですか。

○議長（渡邉正俊君）　教育長、答弁。

○教育長（根本良政君）　今のご質問に対してですが、当初会津学鳳中学校、高校ができました。そのときには、生徒、そういう一貫校がなかったので、いわき地区から会津に下宿とか、あるいは親戚の家を頼っていって入学した子供もいました。ふたば未来学園については、先ほどもありましたように、双葉郡に高校がなくなってしまったわけです。休校という状況ではありますが、そんな中で浜通り地区の中学校を卒業する子供たちの高校への入学展望が描けないと。そこで、双葉地区教育長、８町村の教育長が、その進学の方向性を子供たちにどうしてもつけてあげないと、子供たちのこれから高校入学をして、各分野に進んで、あるいは大学へ進んでという将来設計が描けないと、そんな中で、まずはふたば未来学園高等学校を設置してくれという状況で、双葉郡教育復興ビジョンをつくりまして、高校設置を図られてきました。先ほどお話をしましたように、中学校についても避難先から、地元というか、双葉郡の学校に通わせたい、あるいは通いたい、そういう子供たちの受皿になっております。総じて中学校、高校でこの浜通り地区で子供たちの将来展望を描けるような学校ということで設置されています。これは、各町村でふたば未来学園、連携もあるのですが、ふたば未来学園高校、中学校に進みたいという子供たちに対しては、その方向で進学をできるようにしております。ですから、今３番目で安積の中高一貫校ができますが、ご指摘のとおり安積中学校、高校については進学の基幹校ですか、それを柱にして設置する方向だと思います。そんな中でも、それは最終的には子供たちがその選択によっていくのであれば、これは将来展望を描けることができる一つの選択肢になるかと思います。ただ、私個人的には大量にそういう移動はないかと思っております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　そんなに極端にはならないと思います。ただ、今小学校の生徒、入学数もだんだん減っています。それで、今中学校に関してはＪＦＡの18人入って、何となく今中学校は、この前の卒業式見ていたとき、やっぱりあの子たちが入って何となく中学校がもっているというか、しているのかなというのもあるので、相手はこっちにも中学校、それから高校は本来その18人がいなかったら本当に少ないです。だから、もしかしたら併合、あるいはいずれ小中閉校って、それによってもいずれここの町でも考える時期が来るのでしょうけれども、やっぱりそういう何となく将来を見たときにやっぱりちょっと悲観になるかなというようなことがあるので、ですから今この未来学園ということに関しては町がやっぱり今全国で生徒も来ているし、双葉郡の代表でもあるわけ

ですから、そこが立地町が広野なのですから、やっぱりそこはいろいろ町のほうで、いろいろ支援って話ではないのです。やっぱり広野町にあるのだって、我々も保護者、生徒にもいろんな意味で支援しているのですよということをもう正々堂々と、この広野町の町民に分かるようにちょっとしてもらえれば、何かもっともっと未来の学園の生徒たちも生き生きするのかなと。

私がちょうど広野町の除染をやっていたときに、今駅のこっち、西側のワタナベビルの３階にいたのですけれども、あそこに私、前の会社のそれにあそこにいました。それで、やっぱりあそこの窓から広野町帰還した人が少ない中で、あそこから学生が電車降りて、わっとうようよと降りてくるのです。あの風景というのは、もう今でも忘れないですけれども、やっぱり会社の同僚たちも子供たちはいいなというのが、あと帰るときも何しろ子供だからわあわあして乗るのです。だから、ああいう風景はやっぱり私は会社にいて、やっぱりいいなという風景です。これは、もう毎日見れるわけですから。ですから、今なかなか町民の人も駅に行くというのも少ないかもしれないですけれども、そういったやっぱり町でもう一回町長に、今後その辺、今まで以上に未来学園との接触する、信頼関係を取り戻すということと、今先ほど言った教育の丘というのはある程度ハード面というか、大体整備されてきたと思うのです。来ていたのです。ですから、町長としては今教育の丘をある程度つくった、つくられたのだけれども、あそこを今後さらにこうしたいというような考えがもしあればちょっと伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　今後の展望について一言申し上げたいと思います。

生徒、子供たちにとってふるさととはどのように受ければいいのかということを長年自問自答してきました。双葉郡の学校として。それは立地町として我々はどのように受け止め対処していけばということを自問自答してまいりました。１つお話をさせていただきますと、子ども園にバドミントンの生徒たちを面会をいただきました。その風景が、子ども園の生徒が金メダル、銀メダル、銅メダルを未来学園の高校生にプレゼントした風景が目の前に入ってきたのです。高校生は感激をしましておりました。こういうことが広野町において大事なのだと。子供同士の、児童、幼児、生徒が1,000名集っている被災地の丘の生活館の中で大事なのだと、そう受け止めた瞬間でありました。

１つだけ申し上げさせていただきますと、震災からの10年間、今ふたば未来学園はるる教育プログラムの中で、ふたば教育構想の19年目に当たる富岡高校卒業生から御殿場の時之栖から女子のサッカーの生徒も入ってこられました。次の10年はどういう10年なのかということを私は念頭にする際、国の方、関係機関の方、県の方、知事はじめ関係の方とお話をする際には、Ｊヴィレッジを有する町として、スポーツ、文化をしっかりと捉えていくことが大事だと。いわゆるＪヴィレッジがサッカーの聖地として1900年代から時間を刻み、復興再生のシンボリックな施設となった。これから廃炉に向かっていく、その際に町民の方々とともに町民の皆様、広くそして地域の方とスポーツというものをやはりこの新たな時代の中で受け止め合うということは大事だろうと、このように思

っているものでございます。ということで、子供たちの限りない未来創造、開かれた学校として、先ほどご出席いただきましたｃａｆｅふぅという町民の方を迎え入れていくという校舎、校風も出来上がっています。そういったところを様々な生活観の中で町民の皆様に受け止めていただけるように、学校当局の教師の先生方とともに、先週の土曜日もごみ拾いを川でやっていただいてきました。彼らの姿は、大学行って卒業してもここに来てごみを拾うということをやっておられます。そういった生活観の中を大切につないでいきたいと、そのように思う。その次の10年は、そういった一つのテーマを掲げて、そしてその願い、目的は町民の皆様に開かれた学校が受け止めていただく新たな未来学園、中高一貫校が展望していく、そういった飛躍の展望に当たっていきたいと、そのように思う次第でございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　これで私の質問最後にしますけれども、質問というか、私の未来学園に対して、町とこんなことをやったほうがいいかなというのを何点か言って、私の質問を終わらせていただきます。

まず１点目は、先ほど常磐線が、電車が強風で止まったという場合は、例えば町のほうで、これは町民に対してもそうですけれども、あの辺に電光掲示板ではないです。何かそういう表示して、あと１時間とかなんとかという何か連絡するほうも何か提示するとか、何かそういうふうにしてもらえば、例えば生徒だって保護者に迎えに来てもらうのに、ではあと30分ならいいとかって、そういうできると思うのです。これは、そんなに難しくはないのかなということがあります。

それから、現在サッカー今子供たちの練習場あります。あそこに時々車、子供たちか何かの送迎のバスとか止まっているのです、バスとか。あそこも何かできれば、あそこにちょっとした駐車場を町のほうで設置してやるとか、そういうのは意見交換会でもたしか出たかなと思うのですが、そういったことです。

それから、先ほど町長言ってくれた。町民と学園の触れ合いということで、さっき学園祭とか、いろいろ学校でいろんな行事でやっているので、そのやつをある程度ＰＲしてもらって、さっき言ったように運行バスでも出して、どんどん行ってもらうと。

それから、あとこれ最後になりますけれども、この前北郷議員が総代で八雲神社の祭りやりました。あのとき、今年はみこしを海のほうまで、みこし担いだ４人の人、多分あれを探すの大変北郷さん苦労したかなと思ったから、私は相馬野馬追って毎年いるのですけれども、相馬野馬追というのは神社を二、三キロ、あれ小高産業高校、あの人たちが担ぐのです。あと、ＩＨＩの企業と毎年です。そういったことで、例えばああいうみこしの人も、学園の何人か、２つも、これは学園の校則等もいろいろあるでしょうけれども、そういった人に参加してもらうとか、あるいは農家だって稲刈りとかいろいろあります。そういうところも、ではいつ頃手伝ってくださいとかという、やっ

ぱり町と学園の生徒あるいは学園との交流、だから先ほど言ったように、もう一回言いますけれども、いろいろ意見交換会して、そういう触れ合いをしてもらいたいということで、私のほうからここでお願いして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　これで３番、高木光雄君の一般質問を終わります。

◇　西　内　玄　太　君

○議長（渡邉正俊君）　一般質問を続けます。

次に、５番、西内玄太君、一般質問席に移動してください。

５番、西内玄太君。

〔５番　西内玄太君登壇〕

○５番（西内玄太君）　それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

質問事項の１、給食費補助事業について。現在行っている町立学校の給食費無償化事業を拡充し、町内居住者、こちらは町に住所を有する方を想定しておりますが、こちらの子が通っている小中学校の給食費を補助することはできないか伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　５番、西内玄太議員のご質問につきまして、ご質問の１番目、給食費補助事業についてにつきましては、町は令和３年度から保護者の負担軽減、子育て支援及び町立学校の魅力化を図る観点から学校給食無償化事業を開始いたしました。町立学校以外の小中学校に通学している児童生徒については、要保護・準要保護就学援助事業及び被災児童生徒就学援助事業に該当する世帯に対して給食費を補助しています。

国は、異次元の少子化対策の一環として、令和５年６月13日閣議決定したこども未来戦略方針に基づき、学校給食費の無償化を実施している全国1,794教育委員会のうち755教育委員会に対し、学校給食無償化の取組実態や成果、課題について実態調査を実施しました。

調査は、１つに、学校給食を実施しない自治体が存在すること、実施内容や実施方式など児童生徒間の公平について、２つに、自治体により学校給食平均月額に大きな乖離がある、実施内容等の食い違いにより学校給食の実施経費が異なるなどの学校給食費の水準について、３つに、自治体間で就学援助の対象者等が異なるなどの学校給食費の負担についてなどの観点から実施され、令和６年６月12日にその結果を発表しました。

公表された内容については、学校給食費は、経済的に困窮している家庭の児童生徒については、

生活保護による教育扶助、就学扶助援助等により無償化されているが、今回の調査結果では、全国1,794の自治体中、約30.5％の547自治体が学校給食無償化を実施していること、自治体独自の学校給食費の無償化に当たっては、自己財源をはじめ、地方創生臨時交付金など様々な財源が活用されていること、一方、学校給食を未実施の学校や、実施していてもアレルギーや不登校等の理由で学校給食を喫食していない児童生徒が相当数いること、学校給食費の月額平均においては、都道府県間で、小学校が3,933円から5,314円、中学校が4,493円から6,282円と1.4倍弱の開きがあることが公表されました。国は、この結果を踏まえ、今後、児童生徒間の公平性、あるいは地方と国との役割分担、政策効果などの観点から法制面から課題を整理していくこととしています。

町は、国や県の動向を踏まえ、町立学校以外の小中学校に通学している児童生徒に対し対応してまいります。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　ただいま答弁いただきまして、非常に丁寧に現状のことからご説明をいただきまして、おおむね理解をしたところではございますが、町長もおっしゃったことにも関連しますけれども、先般の議会のほうで我々で可決した意見書のほうでも記載のあったとおり、本来であればこちらの給食の無償化という部分に関しては国が本来だったら実施するべきものかなというふうには私としても考えております。ただ、長いこと実現には至っていないという現状もありまして、先ほど答弁の中でもありましたとおり、実態のほうを確認して、国、県の動向に応じて町としても対応していくというような答弁だったかと思うのですけれども、ただちょっとそちらの国、県のほうの動向というのが、今後もちゃんと出てくるのかなというところが個人的には心配をしているところでございまして、こちらの給食費の無償化についてですが、私としてはぜひ早急に拡充をしていただいて、実施をしていただきたいというふうな考えでこちらの質問をさせていただいたのですけれども、ただいまの現状の支援のバランス感覚といいますか、公平性の部分にちょっと疑問を感じているところでして、先ほどの高木議員の一般質問の中でもありましたけれども、町内に２つ、広野中学校とふたば未来学園高校とございますけれども、そちらのほうで教育長のほうもふたば未来学園高校があることで子供らの選択の幅が、若いうちから、小さいうちから将来のことを考えて選択していける幅が広がったということで、いいことと捉えているというようなことだったと思うのですけれども、そちらの選択によって広野中学校は強い部活とか、ふたば未来学園で強い部活とか、あとは先ほどのｃａｆｅふぅで経営を学びたいとか、そういったそれぞれ考えはあるのでしょうけれども、こちらの選択という部分がこの給食費の優遇といいますか、補助があるかどうかで未来学園のほうを選べないよという子たちが出てきてしまうと、ちょっとかわいそうかなというふうに思っております。同じくＪＦＡアカデミーの広野中学校に通ってくる子供たちについては、狭き門を通ってＪＦＡアカデミーでサッカーを重点を置いて訓練していくという中で、こちらのほうは

広野中学校ですから、給食費のほうの負担は親の世代ではかからないというふうに認識をしておりまして、そうしますと広野小学校から広野中学校に上がる子たちで町に住所を有する方たちは、その辺同じく子供たちの夢を応援して進学先に送り出した側としては、ちょっと不公平に思うところもあるのかなというふうに感じているところでございます。ただいま私見を述べてしまったのですけれども、以上の部分でこちらの公平性の部分について、町長、いかがお考えか伺いたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　本県の給食費の対応についての公平性についてお答えしたいと思います。

まず、今ご進言るるいただいたところにおいて、１点だけ申し上げさせていただきたいと思いますが、この給食無償化の国への要請、要望について採択されたことにつきましては、私は県町村会の取組において、これは国の責務の下でしっかり対応しなければならないと、またある都心の自治体では高校まで言及している現況にありますが、まず公平性の面からを念頭としても、今千七百余で部分的に実行している自治体がある、このアンバランスな状況をしっかりと捉えていかなければならないということを申し上げながら取り組んだ次第でありました。ただいま町内においてのふたば未来学園の生徒さん、１学年３名から前後で、町外において要保護、準要保護、そして被災の要望、この要綱はどちらも内容的には一緒であります。しかしながら、そういった制度設計の中で、子供さんにとってその制度設計が公平、平等に、ご指摘のように公平、平等にそれが対応に当たっていない現実があるということをまず私は受け止めております。先ほどの答弁で申し上げました。学校、そしてその内容対応において給食費のバランスも様々にあるという状況です。そういった現況において、ただいまご進言いただいている内容については、私は考えについてはまさにそのとおりだと受け止め、理解しているところであります。正面に受け止めて捉えて、対応に当たっていきたいと思います。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　ただいま町長から答弁いただきまして、考えのほうにはおおむねご理解いただけたところというふうに感じております。少し時間はかかるようなところもあるかと思うのですけれども、私個人的な考えとしては、そのとき限定であっても、時限つきのものであっても、早急に公平、平等を国、県の下で図られるまでの間の暫定的な処置というところにはなるかもしれないのですけれども、そちらの部分について早急に対応いただけないかということで、もう一点聞かせていただきたいと思うのですけれども、先ほど高木議員の一般質問の中で出たお話ではありましたけれども、ふたば未来学園中学校に広野小学校から進学をされるのはおおむね年３名ほどというようなお話を伺いまして、プラスちょっとこちらのほうは私の感覚的なところも入ってしまう話ではあるのですけれども、避難中であって、ほかの中学校に通っていらっしゃる方、すみません、感覚

的な数字で申し訳ないのですけれども、小学校１年生から中学校の３年生まで１学年10人程度いたとして、仮にですけれども、100人いたとしても、先ほど小学校の、小中学校の給食費の平均額の部分も、最初の答弁で町長からお聞かせいただきましたけれども、おおむね5,000円ぐらいというふうに考えますと、１人5,000円で一月10人だと計算して50万円、１年間だとすると600万円、その600万円にプラス職員の、職員というか、事務費等もあるのかもしれませんけれども、おおむね1,000万円を下回る額でこういった措置は取れるのかなというふうに考えているところです。もちろん町として、国、県の動向を見て対応するというところは崩せないところではあると思うのですけれども、そういったところで国、県のほうでバランスが取られるまでの間の暫定的な部分として、この程度の予算規模でできると私は思っているのですけれども、そういった措置は取れないかどうか、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　先ほど私が答弁申し上げたのは、正面に受け止めてしっかりと対応していくということを申し上げました。改めて申し上げます。まず１つ目に、給食無償化の前の段階にあることは、やはり子育てのしやすい環境をつくるということが今日本の社会の中で求められていると。その子育てのしやすい環境というものについては、この修学時代を捉える際には、まず義務教育として捉えるべきことだというふうに受け止めます。本日もご質問いただきました。食育というものが極めて大事であると、この学校教育の中でやはり心の教育から、いわゆる精神面から健全な身体をつくっていくことは極めて大事だということにおいては、食育をはじめとしたそういった生活環境を子供たちの生活の中で整えていかなければならないと、まずこのように考えるものであります。

この給食費の小学校、中学校の予算措置については、100万円台から、要保護、準要保護200万円台からありまして、措置がありまして、対外になりますと、これは各小学校、中学校、町内の学校はもとより、そういった調整をする必要性が生まれてきます。そこには理解と協力がしっかりと捉えなければ、それはなし得ないというまた現実があります。ということにおいて、今求められているのは、令和の３年から始まって４、５、６と来ている中において、給食費の対応についてはおただしのように公平性をしっかりと整備すべきだということは、先ほど申し上げたように考えることはまさにそのとおりだと受け止めております。しっかりと正面に受け止めて捉えていきたいと考えます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　ありがとうございます。現状でお答えいただけることは、非常に寄り添ってご回答いただけたというふうに考えております。そんなにそんなにごり押ししてもしようがないので、こちらの事業、ほかにも修学支援の事業等もございますけれども、所得によらずこういった給食の費用負担の心配がなくなるよというところであれば、子育て世代だったりとか、これから子供

を育てていきたいというような若年世代の住民の方の町外への流出だったりとか、あとはちょっとチャンスがあればというようなことではありますけれども、移住、定住を考えられている方に向けての魅力の向上等にもつながるようなことだというふうに考えております。ぜひこちらのほう、現状としてもよく取り組んでいらっしゃることではあるとは思うのですけれども、引き続き検討を重ねて、極力早急に実施いただけることを希望しております。こちらの質問事項の１については以上で終了いたします。

では、質問事項の２に移らせていただこうと思います。今後の公共交通事業の方針について。町民バス、デマンドタクシー、過去にはタクシー利用補助などを行ってきましたが、今後、公共交通事業をどのように展開していく方針か伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　ご質問の２番目、今後の公共交通事業の方針についてにつきましては、当町は令和５年７月から従来の路線バスとデマンド交通を組み合わせたハイブリッド方式による広野町地域公共交通活性化事業、ＮＯＳＳＥを運用しています。加えて、令和６年４月から75歳以上の者、身体障害者、妊娠中または出産後１年以内の者、運転免許自主返納者を対象に、年額１万2,000円を上限にタクシー利用料金助成事業を実施しています。広野町地域公共交通活性化事業、ＮＯＳＳＥ及びタクシー利用料金助成事業の利用状況、利用者の声などを捉え、高齢者等の交通弱者の移動手段を確保することを目的として、地域公共交通の充実に取り組んで展望していきます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　ただいま答弁をいただきまして、令和５年の７月からバスプラスデマンド交通の部分でハイブリッド方式で実施をされてきたというところですけれども、まず根本的なところなのですけれども、こちらの町民バスとデマンドタクシーを、現状町民バスが月、水、金、デマンド交通が火、木というような形で、１日置きで運行されているというようなことですけれども、こちらをハイブリッド方式で交互に運行することについてはどういった目的があったのかということで１つお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　路線バスとデマンド交通とタクシー利用券利用のこの３つの組合せで公共交通を形成するという、この取組についてご説明申し上げます。

まず、ご指摘のように、路線バスが空で走るという状況がどうしても生まれる。私もバスに乗って職員と共に何度となく町内を歩きました。どうすればバスが機能的に目的が達成されるのかとい

うことを捉えてきました。その際、まずこの件については町民の皆様と、そして議会の皆様のご意見等々をまず第１に捉えて取り組んできた令和の５年と令和の６年の取組でありました。まず、その取組において、いわゆる自主返納でタクシー利用券の取組というものが出ました。それはやはりドア・ツー・ドアでタイムリーに使えるという、いわゆる使い勝手がいい、極めて使いやすい対応体制がタクシーであったと。ただし、いわゆる乗合バスと称されるデマンド交通について、まず取組をいたしたのが令和の５年でありました。令和６年で６年を迎えているところであります。そういった様々な方々のお声と、そして機能的にこの交通機関が広野町山間部入れて58キロ平方メートルのエリアにあって、この交通機関がデマンドでなし得るという体制をまず双葉郡の中で先駆けて形成するという取組においては、今現在なし得ているところであります。ついては、この取組を中期計画を念頭に今対応に当たっているところであります。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　ただいま答弁をいただきました。住民の方の意見とか、あとは前期からの、今期も引き続きですけれども、議会の声も参考にしていただいてこういった形で運行をされているというふうなことでございました。そういうふうに認識をいたしたところでございます。

ただというとあれなのですが、しかしながら私の感じている部分、また１つ述べさせていただくと、こちらの町民バスとデマンド交通と、あとはそれぞれのタクシー利用券等の部分、特に町民バスとデマンド交通の部分に関しては、ご利用される方が両方同じような方が、同じ状況の方が利用されるのではないかなというふうにちょっと私のほうでは感じているところで、町民バスとデマンド交通が今交互に運行しているということで、例えばなのですけれども、月曜日に例えば町内の整体か何かを予約しましたと。電話して予約したところ、火曜日に予約が取れましたと。あそこは町民バスの運行経路だから、町民バスで行こうかなというふうに思ったときに、次の日は町民バスが走っていなくて、デマンド交通は前日予約でしたというようなことになるとちょっと困ってしまうかなということで、同じ利用者層を目的とした中で、２つで曜日を覚えなければいけないようなことがあると、逆に２つあることで不便なのかなというようなこともちょっと考えたりいたしまして、そういったことをちょっと考えていたというか、感じてはいたのですけれども、このデマンド交通が始まって、決算の資料の主要な施策の成果説明書によりますと、令和５年の７月４日から令和６年の３月31日までで、総利用者数、延べでしょうけれども、449人、１日平均乗車数が5.9人というようなことで載っていまして、当時私が町民バスの担当で業務に当たっていたときよりも、ちょっと感覚的なところで申し訳ないのですけれども、デマンド交通利用されている方、ちょっと感じ的に多いなというふうに、割と利用されているなというふうに思います。このデマンドタクシーの運行開始から町民バスの利用状況について、何か影響があったかどうか、町長のご認識を伺いたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　ただいまデマンド交通と路線バスの実態についてご質問ございました。今お話しいただいていますように、令和の４のとき、令和の５のとき、令和の６のときというふうに、この利用の推移については、デマンド交通が利用する方が加減しているという状況にあります。加減をしています。それは、今ご質問いただいたように、月、水、金、火、木、土、いわゆる手続が繁茂している。利用勝手がちょっと複雑で、タイムリーには届かないということがあるのだというふうに推察をしております。公共交通のやはり在り方としては、車の運転が届かない、安全に自由に交通機関を活用できるという、町民全体の方々に、子供たちも乗っていますということにおいて、路線バスから始まったその動きを、デマンドバスの状況を今精査をするところでございます。ということで、今のご質問につきましては、取り組んで今いる推移においては、そういった利用の加減を確認をしているところにあります。先ほど申し上げましたように、やはり日々の中で、年度ごとに日々の中で動いて、年度ごというのは行政体でありますけれども、その取組において日々の中でしっかりと対応できる体制を確立しなければならないということを同軸に受け止め考えるところでございまして、ついては利用のしやすい環境を確立をしたいと、このように先ほど申しました中継というプラン・ドゥー・チェック・アクション、いわゆる計画工程で実行して、そして検証と再考をしていくというプロセスを確立をしたいと、公共交通の充実を図りたいというふうなことで、今念頭としているところであります。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　ただいまの答弁お聞きしまして、町側としても大変悩まれて、施行錯誤の中でいろいろとやっているところではあると思います。私個人でも、この公共交通の問題というのは、非常にすごく難しい。どうしてもあっちを拾えばこっちが拾えないみたいなところが多くなってきて、本当に大変難しい問題だとは思っております。ただ、公共交通の部分だけで町バスとデマンドタクシーとタクシー利用券と、そのほか個別の移動支援みたいなものとの兼ね合いだったりとかというところもあると思うのですけれども、こちらの３本柱といいますか、バス、タクシー、タクシー利用券、こちら３本柱で公共交通というところだと、３つを同時に行うことによって引き続き実施していくということだと、ちょっと効率的ではないかなというふうに感じています。デマンド交通の先ほどの手続が煩雑だというところで利用を控えられているという方もいらっしゃるということですけれども、ちょっと予算的なところを申しますと、逆にそちらの障壁さえ回避をできれば、デマンド交通のみで例えば週に５日運行ができたとすれば、令和５年の決算を基にちょっとざっくりと計算したところですが、令和５年度の状況が週２回で約９か月、550万円と、週５回だと単純計算して同じく９か月で1,375万円、そちらで12か月に直しますと年間約1,600万円ぐらいなのかなというふうにちょっと私は計算したところなのですけれども、現状、町民バスとデマンド交通の令和５年度の決算額で足してみても1,900万円程度はかかっているので、やはり多々改善しなければいけないところ、乗り越えなければいけないところはあるのかもしれないですけれども、こういっ

た分散している状況をできるだけ一つに統合して、この公共交通については計画を立てていってほしいなと個人的には思うのですけれども、こちらの統合について町長のお考えを伺えればと思います。お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　この公共交通の展望にありますが、町民バスの場合は1,500万円ほど、そこに4,700名が利用いただいていると。デマンド交通は、600万円ほどで、500名ほど。タクシー利用券は、200万円ほどで2,000人からと。予算とこの利用の実態を捉えるに当たり、まず路線バスを新たな形でハイブリッド方式にするというときに、議論と意見交換をしてきた際に、路線バスはなくさないでほしいという多くの声をいただいてきた経緯があります。そこを確認しておきたいと思います。そして、やはりこの公共交通、都市部であるとか、地方のある町であるとか、５万、10万の町であるとか、そういう地域交通の中で広野町はこの人口規模で、この地理、地形の中において、どのようにして、今車社会の中で、車によらずに公共交通ができるかということを念頭する際に、いわゆる路線バスがあってから二十有余年が経過をしています。その経緯を踏まえて、どのような形がベストミックスになるのかということを取りまとめていきたいと、このように考えておりまして、費用対効果もありますが、そのことも念頭として、町内のいわゆるタクシー利用券もデマンドバスも動くタクシーは同一なのです。町内で回っているわけです。そして、運転する方が限りがあると。この人材の確保というものも、現実、官民とのやり取りの中にある。そういった現況を踏まえて、効率的な目的に賄う、そういった方策を確立をしたいと、このように令和６年度を通す中において念頭としているところでございます。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　引き続き丁寧にご説明いただきました。状況のほうもただいま教えていただいたのですけれども、町民バスで延べ4,700人、デマンド交通がおおむね500人、タクシー利用券、こちらなのですけれども、ちょっと私の聞き間違えかもしれないのですが、こちら2,000人でよろしいですか。すみません。

〔「2,000人」の声あり〕

○５番（西内玄太君）　2,000人。ありがとうございます。そうしますと、私おおむねかなり使われているのかなと思っていたデマンド交通が一番使われていないような状況、住民のご存じの方が少ないというところも多少は影響あるところではあるかと思うのですけれども、この話の中でちょっと一応お断りしておきたいのは、町民バスが駄目だとか、デマンドが駄目だ、タクシー利用券が駄目だというようなことではないのです。受益者として想定される方がかぶっている事業なのではないかというところが強く感じているところでして、こちらのほうで利便性の部分と費用対効果の部分もやっぱり非常に難しいとは思うのです。ただ、全国的に自治体の癖というとあれなのですけれども、１個始めたらもうやめれないとかというところが続いて、同じような事業がずっと事業の種

類ばかり増えていってしまうみたいなことがあると余計に使いにくくなったりとか、あとは予算規模ばかり膨らんでしまって、受益者が分散してしまって、どれをやめていいか分からないような状況にもなってしまうような気がしておりましたので、繰り返しになりますけれども、本当にこの公共交通を確保するという取組は非常に難しいところではあると思います。その中で大変苦しいとは思うのですけれども、１つで済むような回答が見つかったときには勇気を持って別の似通った部分についてはやめていくという判断も必要かと思いますので、引き続き検討のほうを進めていただきまして、そういった検討の中でこういった視点のほうもぜひとも参考にしていただければと考えます。

以上で私の質問は終了でございます。

○議長（渡邉正俊君）　これで、５番、西内玄太君の一般質問を終わります。

今期定例会における一般質問者として議長宛て通告がありましたのは以上の６名であります。

これで一般質問を終わります。

○散会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　以上で今期定例会第１日目の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

明日、９月11日は午前９時から会期２日目を開きます。

ご苦労さまでした。

（午後　２時３４分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議会議長　　渡邉　正俊

署名議員　　西本　久雄

署名議員　　渡邉　忠義

第 3 回 定 例 町 議 会

(第　2　号)

令和６年第３回広野町議会定例会会議録（第２日）

令和６年９月１１日（水曜日）午前９時開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議案第４７号　広野町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例
日程第　３　議案第４８号　広野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
日程第　４　議案第４９号　広野町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第　５　議案第５０号　福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第　６　議案第５１号　工事請負契約の締結について
日程第　７　議案第５２号　令和５年度広野町一般会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（８名）

１番	西本久雄　君	２番	渡邉忠義　君
３番	高木光雄　君	４番	渡邉正俊　君
５番	西内玄太　君	６番	北郷伯弘　君
７番	遠藤　浩　君	８番	門馬まりえ　君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	遠藤　智	君
副町長	杉浦孝幸	君
教育長	根本良政	君
参事兼総務課長	飯島洋一	君
参事兼復興企画課長	小松和真	君
産業振興課長	黒田泰将	君
建設課長	松本周次	君
参事兼環境防災課長	遠藤義宏	君
健康福祉課長	佐藤尚文	君

参事兼こども家庭課長	坂本	淳 君
参事兼町民税務課長	猪狩	裕一 君
会計管理者兼出納室長	北郷	智恵子 君
教育次長兼学校教育課長	加賀	博行 君
生涯学習課長兼公民館長	鯨岡	圭介 君
代表監査委員	鯨岡	公一 君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼議会事務局長	林	聡宏 君
議会事務局書記	黒田	峻介 君

○開議の宣告

○議長（渡邉正俊君）　改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員は８名全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和６年第３回広野町議会定例会第２日目を開きます。

（午前　９時００分）

○会議録署名議員の指名

○議長（渡邉正俊君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

３番　高　木　光　雄　君

５番　西　内　玄　太　君

を指名いたします。

○議案第４７号　広野町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邉正俊君）　日程第２、議案第47号　広野町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　おはようございます。議案第47号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除に係る期限の延長など、当該条例の一部改正が必要となり、所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、町民税務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　町民税務課長。

（参事兼町民税務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第47号　広野町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

○議案第４８号　広野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邉正俊君）　日程第３、議案第48号　広野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第48号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地域再生法第17条の６の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の不均一課税に係る期限を延長するため、当該条例の一部改正が必要となり、所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、町民税務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　町民税務課長。

（参事兼町民税務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第48号　広野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

○議案第４９号　広野町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（渡邉正俊君）　日程第４、議案第49号　広野町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第49号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号等の利用に関する法律の一部改正及び新型コロナウイルス感染症が５類感染症へ移行したことに伴い、当該条例の一部改正が必要となり、所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第49号　広野町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

○議案第５０号　福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（渡邉正俊君）　日程第５、議案第50号　福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第50号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、現行の被保険者証は令和６年12月２日から発行されなくなるため、本規約について所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第50号　福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

○議案第５１号　工事請負契約の締結について

○議長（渡邉正俊君）　日程第６、議案第51号　工事請負契約の締結についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第51号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、広野町学校給食共同調理場建設工事の入札を去る９月３日に執行いたし、横山・西本特定建設工事共同企業体が落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、学校教育課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　学校教育課長。

（学校教育課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　ちょっと２点ほど質問いたします。

前回ちょうど２か月前に私のほうでちょっと反対の質問させてもらったときの反対の理由として、各社の予定価格と各社の提出額と予定額というか、ちょっと分からないのですけれども、その差が相当あるので、一部そういう特殊な場合は公開というか、今回公開したということで、多分そういうことを私は聞いたと思うのです。それで、そういったことで多分各社がそれをある程度聞いて公開してもらって、その差が多分下げて、それでこういうふうになったと思うのです。それで、今回は随契ではなくて、それで通常の入札をしたということで、これは私はこれで評価したいと思います。ただし、これ何で、外構工事と本体工事を分けるということはそれだけ経費がかかるわけです。通常の、通常ですよ、私も会社でいろいろそういう入札してきましたけれども、これ逆だと思うのです。外構工事と、それから本体工事が２つ分離して発注されてあれば、同じような末の工期であれば、これは経費節減のために２つにしてくださいって普通はします。ところが、今これ分離したのですけれども、そこは何か意図があってしたのかなということをちょっとお聞きします。

○議長（渡邉正俊君）　学校教育課長。

○学校教育課長（加賀博行君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり設計の内容が全く同じ内容では入札にかけることはできません。今回の否決を受けても、再度設計を見直しております。精査した結果、規定等はないのですが、外壁の一部変更は見直しはしましたが、非常に軽微な見直しになっております。そこのみで、では設計の内容が違うのかということになりますと、見方によっては同じ設計内容で入札をかけたのではないかというふ

うに取られかねないというふうに私のほうでは考えております。今回建築工事、給食センターの建物自体は建築と、あとロータリーは、本来であれば高木議員おっしゃるとおり一体に、敷地が狭いですから一体にやって、来年度の２学期からというのを目指しておりましたが、今回におきましては設計を変更したというところで、明確に前の設計と今回の設計が違うのだというところをするためというのが一番の理由でございます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　分かりました。通常も同じようなメンバー、これ前回の２か月前のこの資料と今回提示された資料では業者名も同じです。金額と工期が変わったということを一部仕様が変更したと思いますけれども、私としては残念なのは本来私であれば、ここに協定、仮協定結んだのですけれども、本来ですとこの仮協定というのが本来我々に提示されないと、この文章だけでは、本当に横山・西本特定建設会社と今、町としては多分遠藤町長からも、本当に業者と役所で契約したのですかというのを、今この文章だけですと本来認められないと思うのです。何もないわけです、これ言われても。普通は、仮契約を結んだやつをちゃんと提示してこうですよ、これが仮契約なので、ですから本契約にしてくださいというものがないと。設計図も、私としては設計図とか、数量とか、そういうものが大体建物とかなんとかというものがなければ、ただここに書いてあるのは１階の面積が幾ら、２階の面積が幾ら、ただ、私どもとしては、私なんかは大体建坪の面積、坪幾らで幾らというのは普通の一般の家庭だってそういう、これで分かるわけです。だけれども、屋根はどうなってとか、壁はどうなっているとか、それから基礎はどうなっているかって、我々一般のうちを造るときだって最低はそれは、大体設計者がちゃんと印鑑を押して、間違いないですよというのが普通だと思うのです。だから、私は残念です、こういうものがなくて承認してくれというのは。前回もそういうふうにしようと思ったのですけれども、この前不落、出てきたということでそこはしなかったので、そういうのをやっぱりこういう承認をもらうときには提示すべきというふうに私は思います。

それで、副町長にちょっと１点お聞きします。今回この工事が発注されて、今分離発注、分離というか、されたのですけれども、私ぱっと見たときに前回、否決されたときに町長も見直しますという話をされました。私は、そのときに思ったのは、ちらっと、私、この給食センターは普通の建物とちょっと違うのはやはり給食センターということで、その中身の調理器具とか、設備関係の工事費が、例えば今６億円以上かかっていますけれども、中身分かります。分かりませんけれども、本体の建築工事が例えば３億円、あるいは調理器具とか、エレベーターとかあります。そういう設備費が例えば仮に３億円、半々くらいだとすれば、通常であればコストを下げるために２つ分離するというのが、私はそういうのをちょっと期待していたのですけれども、そういうところは例えば杉浦副町長もほかの自治体の副町長やったとか、あるいは県としてこういうような不落とか、随契

したときもいっぱいあると思うのですけれども、例えば今回のやつはやっぱり給食センターという特別、例えば南相馬なんか私の……でプール造っています。プールなんていうのは、まさしく本体工事と設備関係のが多いわけです。そういうことも考えられなかったのかなということでちょっとお聞きします。

○議長（渡邉正俊君）　副町長。

○副町長（杉浦孝幸君）　３番、高木光雄議員のご質問にお答えいたします。

今回の設計書の取扱いということでございますが、先ほど学校教育課長がお話ししたとおりでございますけれども、それに当たりましては、私が考えましたのは、一応不落になりまして、次の議決のチャンスというのが９月議会の日程が大体この頃だということが１つありました。これを目標に、設計書をもう一回見直していただきたいというふうにこちらのほうから教育長にお願いしまして、教育委員会にお願いしてこういう形になってございます。中の議論としてどういうのがあったかといいますと、先ほどの分離発注について、コストの話も当然しましたが、もう一つあったのは現場の関係でございます。１つのＪＶが行えば現場は１つの指揮命令系統で動くわけですが、分離発注しますと今度、先ほど言いましたロータリー部分がどこに落ちるか分からないものですから、当然別な会社で行いますと現場が混乱したり、それに伴って工期が予定どおり行えない懸念があるのではないかという議論も中でいたしましたが、それはそれぞれの、次のロータリーを発注するときにこれこれこういうところで、脇のところで給食場の建築工事をやっているので、お互い調整してやりなさいというようなことをこちらから申し述べて、そこで調整してやっていただこうと、こういうことにしてございます。

また、本体と給食調理の調理施設というのでしょうか、物品のことにつきましても、話し合ったのは、この間の臨時会の前にお話あって、議会のほうからご意見ちょうだいしたのは、コストが上がることによって予算を上げたときのことで、なるべくそのコストは上限、青天井ではないのだよというお話もあったので、そこで見直してどういうことをしてもらったのかといいますと、もう一度見直して、施設について使えるものがあったらば、新しく購入するのではなくて、使えるものをもう一度見直して幾らかコストを下げて設計を組んでもらいたいということを申し上げ、そのような対応をしていただいたところでございます。以上のことから今回このような形でもう一度議案を提出したと、こういうことでございます。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　私前回もちょっと反対というか、してしまったのですけれども、私も前回も

言いましたけれども、造ることに関してはいいと思っています。ただし、今副町長の答弁にもありましたけれども、何となくこの施設はもう何が何でも造るという思いが伝わってきました。工期という話も出ましたが、私はやっぱり物事をつくるときにはやっぱり工期も物すごく大事です。ただし、それ以上に大切なのはやっぱりコストだと思うのです。私としては、ちょうど７月10日から約２か月ありました。この間、新聞にもこれは否決されたというような記事が出ました。それに対して私もいろんな町民の方とちょっと話聞いています。ほとんどの人が、300食を作るのに、話ししますと、何食、今多分その３倍とか、４倍作っていると思うのです。作っているのではない、そういう施設です、今のは。ところが、それの３分の１ですよね、今度作る、300食です。300食で６億円かけるという話をすると、１食当たり200万円です。１食当たり200万円の設備を造るのですかって、必ずえっと言われます。何でそんな高いものを造るのですかというのがほとんどです。やはりコストだと思うのです。

ですから、私はこの件に関しては、ちょっとそういう反対というのは、やはりこれから令和５年度の多分決算報告もあると思いますけれども、やはり広野町として財政的にそれほど裕福とか、そういう状態ではないと思うのです。やはり使えるもの、必要なものは使うのですけれども、やっぱり財政の収入の部というのがだんだん減るので、少なくしましょうという考えだと思うのです。それで、この給食センターを造るということで、昨日もいろいろ西内議員が質問したとき、町長は食育ということに関しては非常に大切だと、これは私もそう思います。思います。ただ、今回建物の平面図と、この２枚しかないのですけれども、これを見た限りでは２階の部分、２階を造る、通常はエレベーター造りません。それは、２階に、平面図、倉庫があるから、品物か何か上げるか分からないですけれども、あとは配付された平面図には例えばそういう見に来た人の案内する通路の案内の図面ありますよね、それも大切です。ただ、我々はこういうものではなくて構造図とか欲しいのですけれども、ただ２階の平面図を見たときに、例えば見学しに来た人の会議室とか、あるいは説明の部屋、それもやっぱり見学すれば必要です、そういう部屋。あるいは作業員の方の数名の休憩、これも必要です。トイレも。ただ、今この給食センターにその２つとも要るかどうかです。休憩室ったら普通は１階でしょう。今この平面図的に本当にもうちょっとして、あと休憩所の人が７人全部一斉に休む話ではないでしょう。トイレだって１階ですよ、普通造るのは。我々一般の民間だって２階にわざわざ行ってトイレ行かないですよ。それから、来客、食育のために、そういうために会議室、これはそういういろいろ討論するから必要だと思います。だけれども、そのために２階ではなくて、来た人のいろいろお茶する場所というのは広野町いっぱいあるではないですか、そういう会議室が。何でここに２階に、来たから効率的だというのは分かるかもしれないけれども、私はちょっと違うのではないかなと。だから、２階の部分を、分からないですよ、だから構造的に分からないからあれですけれども、やっぱり１階と２階は全然違うわけです、お金って。今６億円のやつがもしかしたら４分の３になるかもしれない。

私は、そういうことでもっと、例えば、もう一つ最後に言います。この給食センターを二ツ沼に農産物の加工施設ありますよね。この前我々見に行って説明を受けました。あそこだって年間ほとんど使っていないではないですか。多分あそこの中を改造して、あるいはそういった備品を入れてやれば、あそこでも私は十分ではないかなというふうに基本的に思います。ですから、やっぱり今あるものを有効利用して、なるべく新しいものというのは維持管理もかかります。そういったことで私はこの件に関してはちょっと賛成できないなというふうに思っています。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　次に、原案に賛成の方の発言を求めます。

６番、北郷伯弘君。

○６番（北郷伯弘君）　私は賛成とします。なぜならば新聞、テレビ報道にも時々出てきております。全国的にいろんな災害とか、テレビでもやっています。いざというときに困ったときにはどうだこうだって細かいことを出ているのが、テレビ報道などで出ております。そして、そういったときに、ではどこに避難するのだとか、いろんなことも考えられると思います。もう一つは、給食センターの下に備蓄倉庫ありますよね、あそこにできたのです、造ってあるのです。そして、その備蓄倉庫はうんと近くなっているのです。私は、本当に備蓄倉庫と給食センター、いざとなったらば敷地は狭いけれども、最高でないかと考えています。そして、災害時は、先ほど言われましたが、二ツ沼公園、前の震災のときもそういうようなことで自衛隊のどうのこうので大変役に立ったと思いますが、何せ場所として二ツ沼までみんな避難するか。いざとなったら町の近くから高いところに上がってきて近いところ、そうするとやはりあそこの給食センターのところ辺りの資材の在庫、いわゆる備蓄倉庫、何のための備蓄倉庫か、私はそういうふうに感じます。よって、全国的にそういうことで、そういった給食センターの整備というのを、ただ整備しているわけでなく、いざとなったときのそういうふうに役立つための給食センターを造ろうとしているという情報を私はテレビ、ラジオ等で読んだり聞いたりして知ったところがあるものですから、私は賛成とします。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　次に、反対の方の発言を求めます。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　これで討論を終わります。

議案第51号　工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数（賛成６名、反対１名）〕

○議長（渡邉正俊君）　起立多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

○議案第５２号　令和５年度広野町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（渡邉正俊君）　日程第７、議案第52号　令和５年度広野町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第52号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、別冊のとおり監査委員の審査を受け、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、決算審査意見書を付して議会の認定をいただくための提案であります。

令和５年度は、当該年度をふるさと復興・創生「草創の年」と位置づけ、第２期復興・創生期間となる新たな10年へ向けて、医療、福祉、教育の充実、地域経済のさらなる発展を図り、移住、定住を念頭とした新たな時代の防災に強い共生のまちづくりに取り組みました。

このような状況下で、決算規模は歳入歳出ともに前年度を下回りましたが、これは固定資産税及び諸収入の賠償金の大幅な減額が大きな要因となっております。歳入総額59億7,781万1,000円に対し、歳出総額52億7,637万5,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源は１億1,206万7,000円、実質収支は５億8,936万9,000円であります。

なお、歳入歳出の決算につきましては別冊決算書のとおりであり、地方自治法第233条第５項の規定による主要な施策の成果などにつきましても別冊のとおりであります。

詳細な内容につきましては、会計管理者より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　会計管理者。

（会計管理者、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、令和５年度各会計に対する審査意見について監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、登壇を許します。

代表監査委員。

〔代表監査委員　鯨岡公一君登壇〕

○代表監査委員（鯨岡公一君）　それでは、令和５年度決算書に係る報告及び意見を述べさせていただきます。

審査期間は、７月23日から８月２日までの９日間行いました。令和５年度予算執行については、関係諸帳簿及び証拠書類等が関係法令に準拠して作成されているか、財政運営は健全か、財産の管

理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等を主眼に置いて審査いたしました。基金については、例月現金出納検査でその都度金融機関との残高照合の確認を行い、決算監査においても、基金運用状況報告書に併せ、基金台帳を確認し、運用が効率的に行われているかどうかを審査いたしました。工事等の執行状況については、７月11日に書類審査、７月12日に現地調査を行い、関係職員の説明を求め、審査いたしました。結果については、お手元に配付いたしました令和５年度広野町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書に記載のとおりであります。

それでは、概要について説明いたします。地方自治法第233条第２項及び第241条第５項の規定により、審査に付された令和５年度広野町一般会計、特別会計の歳入歳出決算書及び関係諸帳簿、諸書類、その他政令で定める書類並びに各基金運用状況を示す書類を審査した結果は、４ページに記載のとおり、各会計の歳入歳出決算等は正確なものと認め、また予算の執行についても適正かつ効率的に行われていると認めました。

続いて、７ページになりますが、令和５年度広野町一般会計及び特別会計の歳入決算総額は79億877万127円、歳出決算総額は69億3,604万2,933円、歳入歳出差引額、いわゆる形式収支は９億7,272万7,194円となり、このうち翌年度への繰り越すべき財源１億1,206万7,000円を差し引いた実質収支は、８億6,066万198円の黒字となりました。また、前年度実質収支７億2,409万9,428円を差し引いた単年度収支は１億3,656万766円の黒字となり、これに財政調整基金等への積立金６億3,230万6,616円を加えた額から基金取崩金を差し引いた実質単年度収支は、７億6,886万7,382円の黒字となりました。

続いて、９ページに財政指標が記載されていますが、令和４年度と比較し、実質収支比率が3.6ポイント上回っておりますが、主な要因として指標の分子となる歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を引いた実質収支が前年度に比べ増加しましたが、これは分母となる標準財政規模も前年に比べ減少したことによるものです。

次の10ページからは、各会計の審査内容を記載しております。内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

続いて、38ページをお開きください。審査意見でありますが、令和５年度の一般会計をはじめ、特別会計及び基金運用状況の歳入歳出決算は、審査の結果で述べたとおり、各会計とも計数、諸帳簿、諸書類に誤りなく、予算の執行も適正に処理されていました。

一般会計の歳入面では59億7,781万1,425円で、前年度と比較して16億9,482万5,134円減少しています。町税は、町民税個人分、法人分及び固定資産税を合わせ37億6,376万1,922円となり、前年度と比較して１億3,366万9,435円減少し、令和５年度の東日本大震災による震災復興特別交付税が３億3,815万3,000円交付されました。このことにより、財政調整基金積立金が６億3,230万6,616円となり、令和４年度実質収支のうち、地方自治法第233条の２の規定による基金繰入額と合わせ、財

政調整基金年度末残高は９億3,230万6,616円の増加となりました。

令和５年度は、令和４年度と比較して、広野ＩＧＣＣパワー合同会社に係る固定資産税の大規模償却資産による税収が減少となり、次年度以降はさらに逓減していくことが予測され、またそのほかの税収増は見込めない状況にあるため、中長期的に歳入財源の確保は厳しさを増すと思われます。また、町税及び使用料等の収入未済額については、前年度と比較し303万9,082円、率にして5.16％増加し、実質未納額は6,182万5,611円となっています。収入未済額の縮減は、自主財源の確保及び負担の公平性の観点からも最も重要な課題であることから、滞納の長期化の抑制、滞納者への早期対応など、有効かつ効果的な徴収対策を行うなど、町税等の収納の向上に積極的に努められるよう望みます。

次に、39ページになります。歳出全体として、52億7,637万5,189円で、前年度と比較して18億5,237万2,024円減少しております。主な要因は、財政調整基金積立金、特別会計繰出金の減少、土木費における事務的負担金の減少によるものです。財政硬直化の目安とされる経常収支比率は、比率が低いほど財政運営に弾力性がありますが、本年度は59.3％で前年度より３ポイント増加しています。この要因は、経常的な人件費、物件費、補助費等は昨年度並みとなっておりますが、分母となる固定資産税、大規模償却資産分の低減による経常一般財源が減少したことによるものです。今後においても、東日本大震災からの復興創生の取組など経費が必要とされる中で、広野ＩＧＣＣパワー合同会社の大規模償却資産分が低減し、税収の減収となり、次年度以降さらに逓減していくことが予想されるため、財源の安定確保に努めるとともに、さらなる経費の削減を図り、適正かつ効率的な予算執行が行われるよう望みます。

当町の財政状況は、広野火力発電所の固定資産税の大規模償却資産分への依存が依然として高い状況にあります。財政力を示す指標である財政力指数は１を超えるほど余裕財源を保有することとなりますが、令和５年度は1.438となり、普通交付税が交付されない不交付団体となりました。令和６年度以降広野ＩＧＣＣパワー合同会社に係る固定資産税の大規模償却資産分は、毎年逓減する税収であることを鑑み、令和５年度に実施した施策の結果を検証するとともに、町民のための優先事業を見極め、さらなる財政の健全化を図る必要があると思います。

国民健康保険や介護保険特別会計の給付費は、依然として高い水準で推移しています。引き続き特定健康診査の受診率の向上に努めていただくとともに、高齢者の疾病の早期発見、適正医療による重症化防止により歳出の削減に努めるよう要望します。

以上、町民の福祉増進、町勢発展のため、なお一層安定した財政基盤の確保及び構築に努められるよう要望いたしまして結びといたします。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　説明及び報告が終わりました。

これより歳出全般について質疑を行います。

質疑の際は、ページ並びに款項目をしっかり表示して質問してください。

それでは、68ページ以降、歳出全般でお願いいたします。

６番、北郷伯弘君。

○６番（北郷伯弘君）　73ページになります。総務費ということでありますが、備考の欄の上からずっと下がってきますと、上・下浅見川特別振興事業助成金40万円ちょうどと書かれております。この件に関して浅見川の何に特別な、ほかとは特に違う取扱いのもので、それも振興、新たに盛んにするための仕事の助成金、いわゆる助けてやりますよ、助けて成就させますよというお金であるならば、これの簡単なご説明をいただければ助かる。お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　６番、北郷伯弘議員のただいまのご質問にお答えします。

73ページにございます上・下浅見川特別振興事業助成金でございますが、こちらについては例年４月に開催しております大滝神社並びに鹿島神社の祭礼に係る補助金でございます。上、下共に20万円ずつ交付しているものでございます。こちらにつきましては、広野町振興事業補助金交付要綱に基づいて交付しているものでございますが、過去の議会においても同様の質問がございました。こちらについては、詳細な資料というものはございませんけれども、広野村時代、昭和の時代でありますが、薪炭木ということで、等にそういった大字の下浅見川村、下浅見川、大字の上浅見川のほうで、山のほうに植林をして、そういった薪炭木としてそういったお祭りの原資にしていたというような経緯がございまして、当時からずっとこれまでもそうなのですが、補助金のほうを交付してきたというような中身でございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　６番、北郷伯弘君。

○６番（北郷伯弘君）　昔々の話は私たちには分かりません。いろんな、時々聞きますが、宗教の分離、神社、仏閣は別々に離して考えるのですよということで、この辺はああ、言われればそうなのだなと思うだけでございます。そういったところで、この振興ということになってきますと、いわゆるこれはお祭りのことかと思うので、お祭りでも何でも早い話がこれは伝統文化だと思いますね、これを盛んにする。その地区においてはいろいろな事情があると思うのです。高齢化、年取った、子供がいない、いろんなことで状況は変わっている中だと思うのですけれども、伝統の中の糸へんを引っ張れば、恐らくその糸へんは細い糸でずっと昔からつながってきたのではないかなと私簡単に、勝手に想像したところでございますが、その地区、地区においては、確かに全体的に見れば高齢化等々でいろんな問題で、いや、そんなことはもう控えて、できるものならば静かにして黙って過ごそうではないかというのが正直な話であると思います。しかし、地区においては、いや、もう一回盛んにしてみたいな、俺も一回でいいから、鼻高くしててんぐ様やってみたいなというような人もいないとも限らず、そういったときの場合においては、いろんな世の中浮き沈みあるとは思う

のですが、盛んにしたい地区について、出た場合には、先ほどの説明では、これも一部改正条例の中にも出てきましたが、これは関係ないと思いますが、地方活力向上地域の一部改正条例、これはちょっと関係ないと思うのですが、そういった言葉もあると思うので、そういったところに関しては、できるものなら、どうだい、やってみないかい、補って助ける、補助を出そうというくらいなあれがあってもおかしくないのではないかなと思うところでございます。

前にも２回ほどそういった上のほうから下のほうまでいろんな、広野町においては、各小さいなり大きいなり神社ございますけれども、そういった場合においては、何らかの形で助けて補ってくれるというようなあれを引っ張ってきてもいいのではないかなというふうに感じるものですから、その辺のところ今後に向かって未来、先ほど、昨日も語りましたが、未来への光、希望への光、若い人たちは何で花火を見に来るかというと、ただ簡単に花火立派だからいいなというだけで来ているわけではないと思います。広野町に何で二ツ沼公園に来て花火どんと上がった、4,000発上がった。ただ来ているわけでは私はないと思います。中にはそういったことで、いろいろ感じ方は違うと思いますが、その辺のところも考えて、これが昔々その昔からの話になりますけれども、広野村、この頃の時代の話はもうそれはそれでいい。だけれども、これから未来、将来に向かってやろうとする人が出た場合に、その細い今にもちぎれそうな糸を何とかかんとかこの震災を乗り越えて、そして、このままぶん投げたのでは駄目だと、若い人たちがそういう意見を出す人もいるのです。だとすれば、これは出してもいいのではないかなというふうに感じるのですが、その辺どうだか、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　ただいまのご質問にお答えします。

新たに町内で様々に伝統文化を継承するような取組がなされていることは承知してございます。先ほど薪炭木等々のご説明をしましたが、過去のそういった経緯もあったということでございます。今後に向けてやはり伝統文化を継承していくというようなことも大事かと考えております。内容等について精査をしながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　６番、北郷伯弘君。

○６番（北郷伯弘君）　検討いたします、調べます、率直なご返答いただきました。

以上で私の質問終わります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　１点ほど。99ページのこの細目の備考のところの一番下からの二ツ沼総合公園施設等管理運営費の指定管理料、これ振興公社さんで受けていると思いますけれども、これと関連して101ページのこれまた備考欄の005の公設商業施設、ひろのてらす、公設商業施設管理費の指定管理料、この指定管理料については、別冊、今回、株式会社広野町振興公社に関わる事業の計画

及び決算に関する書類の提出ということで私ども配付されたのですけれども、ここにかなり詳しく振興公社の決算からいろいろ細かく書いてあります。この中で指定管理の金額なのですけれども、この金額に関しては、これは令和５年です。令和６年度も取っていますけれども、この金額というのは今、ひろのてらす、あるいは二ツ沼公園、この金額で町としてはあの施設を管理してくださいって頼んでいるわけですけれども、この金額というのはどうなのですか。全体的な収支見ると振興公社、いろんなことを含めてやっているのでしょうけれども、もう少し少なくてもいいのかなというような感じもちょっとあるのですけれども、あるいは足りないのか、この辺のちょっと意見というか、お伺いします。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、二ツ沼総合公園の指定管理料につきましてですが、今回提示させていただいている金額につきましては令和５年度の実績ということになっておりますけれども、基本的にここに掲載されている大部分が人件費になってございます。決算書等も見ておられると思いますので、承知しているかなと思いますが、公園の中で事業を展開し、そしてそれらの収入、さらには歳出の部分との差によって、営業努力においてしっかりと地域振興に貢献するような事業について実施もしていただいております。公園管理の多くは芝生の刈り上げであったりとか、公園内にはパークゴルフ場も整備してありまして、こちらのコース管理、こういったところの芝を刈り上げる人員、これが必要になってきますので、必要人員として割り当てられているものを採用させていただいております。

加えて、公園内の管理の中に多くの建築物、施設がございます。こちらも建物によってはエレベーターや、さらには自動ドア等もありまして、加えて建物を適正に維持するための検査というものも存在しておりますので、そういったものに係る経費、光熱水費も含めて必要経費として計上をさせていただいております。当然それは自動でできるわけではありませんで、やはりそれらを統括する職員が必要になってきますので、それに係る人員体制というものも当然含めて計算をしてございます。さらに、公園内にはハウスや、さらには先ほどから出ている農業加工施設などもございます。農業部門においても、公園の中で多くの町民や議会からもご要望いただいて農業振興に寄与するような取組も実施していきなさいというようなことから、それらに係る設備の維持、さらには経費、加えて管理をする職員等を抱えて事業を展開しているものとなってございます。

二ツ沼総合公園の維持管理については、なるべく経費を削減する形で人件費等も抑えながら、改革を実施してこれまで費用について縮小をさせてきた経緯がございます。議会などにも説明をしながら経費の削減について透明化を図ってきたところでございます。そういった意味で我々といたしましては、この公園についての維持管理については適正な価格というふうに認識をしてございます。一方で、現在の社会情勢におきまして燃料費や、さらには原材料費の高騰が続いております。そう

いった点は今後考慮していきたいというふうに考えておりまして、当年度の当初予算においてはそれらを見込んだ形で経費を上げさせていただいております。次年度の決算においてそれらの差について検証していただければと思ってございます。

次に、公設商業施設の運営管理になります。公設商業施設につきましては、ひろのてらすの運営管理という形になります。こちらも多くは人件費になってございますけれども、特に二ツ沼総合公園と大きく違う点につきましては、ひろのてらすにおいては、多くの商品を陳列して販売をするという営業活動に使われる施設になってございます。テナントがキーテナントとしてイオンさんが入っておりますけれども、そういった多くの商品を陳列して販売をする施設となってございまして、それらに対する警備、これが施設の厳重な警備といったところでは大きな経費の一つとなってございます。その経費、加えて当然電気料であるとか、施設内には共有スペースもございまして、共有スペースでは休憩をしたり、食事をしたりというスペースになってございますけれども、こちらも管理として清掃、トイレなども含めますけれども、清掃などの業務を行うといったところで、それらに対する経費というものがございます。一方で、当然テナントとして貸出しをして運営をしていくといったところでは、経理に関する業務というものも出てきますので、そちらに対する人件費というものも計上させていただいておりまして、運営を続けているところでございます。こちらについても経費削減に努めながら事業を展開しておりまして、一部において収入が出ているものについては、指定管理料の削減に充てるべく努めているところでございます。ちなみに、このひろのてらすの指定管理料については、建設来、同程度の金額でずっと推移をしているというような内容となっております。

説明は以上です。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　説明ありがとうございました。二ツ沼のあれでいろいろ歳出見てみると修繕費というのが出てくるのです。この施設とか、ひろのてらすもそうでしょうが、施設に対しての直す、直さないというのは、町の所有物なので、これは町が出すのかなと思うのですけれども、ただ契約上、振興公社の契約上で軽微なものとか、その打合せによって、これは含まれていますというような取決めとしてやっているのか。それと、今ひろのてらすのほうで共有施設もあると。光熱費に関しては、これは町が払っているのですか、それとも、あそこはイオンのほうで出しているものなのでしょうか、この２点ちょっとお伺いします。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、１点目の二ツ沼総合公園の修繕費についてでございます。指定管理料の中で修繕も行えるような仕組みになってございます。軽微な修繕については、公社の指定管理料の中で行うようにしております。例えばハウスのビニールが破けてしまったとか、そういったものについては、町が工

事を発注して事業を実施するという手間を考えれば、すぐにテープなどで補修というものができますので、そういった点で軽微に修繕ができるものについては公社が直接発注できることにしております。おおむね10万円以下の経費については、指定管理料の中で公社が発注するものとしてございます。一方で、それを超えるもの、ビニールハウスであっても１面ずらっと剥けてしまったとなるとやはり数十万円の経費が必要になりますし、これらについては、当然施設を管理する、施設所有者である町が修繕をするという形になります。ほかにも今回修繕料というふうにこの決算書に書かせていただいている九十数万円の金額については、町が修繕をした費用となっております。中身としましては、水道管の漏水に伴うような工事費であったりとか、先ほど言った大規模にハウスのビニールが破けたときの修繕に係る経費等については、町が修繕料として支払っているという内容になってございます。

以上です。すみません、もう一点ございました。ひろのてらすの光熱水費につきましてですが、店舗の中の各店舗、イオンであればイオン、ラーメン屋さんで、かなめさんであればかなめさんの店舗の中の光熱水費については全て店舗のほうでお支払いをいただく内容になってございます。これは、水道やガスなども含めてです。一方で共有スペース、トイレであるとか、休憩スペースであるとか、廊下であるとか、施設全体の光熱水費、こちらについては、指定管理料の中で光熱水費をお支払いをしているという内容になってございます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　お諮りいたします。

ただいま一般会計歳入歳出決算の審査中でありますけれども、ここで休憩を入れたいと思います。ただいまの時間は10時30分であります。ただいまから10時45分まで休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、10時45分まで休憩いたします。

（午前１０時３０分）

○議長（渡邉正俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時４５分）

○議長（渡邉正俊君）　歳出全般について質疑をお願いいたします。

７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　２点ほど伺いたいと思います。

147ページ、６款１項３目、福島県新規就農者育成総合対策事業、新規就農者、女性１名、本町

いたかと思いますけれども、現状といいますか、その後の経過についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　産業振興課長。

○産業振興課長（黒田泰将君）　７番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えします。

新規就農者１名につきましては、昨年度より新規就農しておりますが、現在ちょっと体調不良ということで休業をしているような状況になっております。今後は、病状の体調の具合を見ながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　体調不良というところで、せっかくご本人手を挙げて申し込んでいただいて、採用もされてこの事業の運営といいますか、そちらに携わっていただいたのですけれども、ちょっと形は変わるかもしれないですけれども、ある程度、これも私も人の採用といいますか、そういった中で携わった経験なのですけれども、農業といってもいろいろあるかと思います。水田だったり、畑だったりと、そういった中で申し込んでこられる方がどういったところの農業という事業というものを経験したい、習得したいという、当然これ面接等で話はしているかと思うのですけれども、この辺もう少しきめ細かにといいますか、話等を聞いて採用をしていかないと、恐らく途中でちょっと違うなと思うと、民間でもそうですけれども、ちょっと自分に合わないので、やめさせていただきます、あるいは違う会社をというところの話がやっぱりここ、以前からもそうなのですけれども、出てきています。こういったのをなくすに当たっては、しっかり採用する際の面接といいますか、相互の意思確認というものが当然必要ですし、そういったのをやっていたか、やらないかという話ではなくて、今後そういったところをしっかり行って採用というところにつなげていったほうがよろしいのではないかと思うのですけれども、今後のこの事業を受けるに当たっての対応といいますか、考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　産業振興課長。

○産業振興課長（黒田泰将君）　ただいまのご質問にお答えします。

県と、関係機関とも連携しましてできる限り町としても支援を行いながら、新規就農者の確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　しっかりそこは確認されて進めたほうがいいと思います。もう一つ必要なのは、採用されて実際に携わっているその後のケアといいますか、当然悩み等ご本人お持ちになりますので、そういった中でお願いする先に全部任せるのではなくて、こういった支援をしっかりやっていくという、行政側の態度としても、ケアというものも定期的にやっていく必要があるのかなと

思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

２点目、10款１項２目、これは179ページ、テスト診断手数料ということで、これは英検ですとか、数検、漢字検定とか、そういったところ。主要な施策の成果説明書にも載っています。こちらで、今年度中学校、延べ350人受験しましたということで、この漢字検定、英語検定、数学検定、この合格率といいますか、その辺の詳細をちょっと教えていただきたいと思うのですけれども、分かる範囲で結構です。よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　学校教育課長。

○学校教育課長（加賀博行君）　７番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えいたします。

179ページ、テスト診断手数料の中の合格率につきましては、今手元にちょっとございませんので、後ほどお届けさせていただきたいと思います。少し内容をお話しさせていただきますと、英検につきましては、３級から５級程度、全員に受けていただいています。ただ、一般的に英検、今後は１年生に関しては４級、２年生、３年生に関しては３級以上の補助にしようということで、学校と話を詰めているところです。すみません、合格率に関して今数字に関しては手元にありませんので、すみません、後ほどお届けさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。なぜこれ確認するかというところなのですけれども、これは広野町教育ビジョン事業というところでしっかりうたって、行っているところです。その前からこういった検定に関しては補助を出していただいて、子供たちの目標とするところになってはいるわけですが、ビジョンを立ち上げて、やはりそこはしっかり子供たちの学力、あるいは状況というものは検証していく必要は当然ありますので、そういった一つの目安ではないですけれども、実態をつかむという中では数字で出てきますので、必要かなというところで確認をさせていただきました。後ほど教えていただければと思います。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　99ページです。総務費、企画、７項２目、その中の備考の中でまちづくりにぎわい創出事業委託料についてちょっとお伺いしたいと思います。こちらの事業期間、そして事業内容については、いただいた振興公社さんのほうの決算の中で20ページのほうで詳細が載っていました。事業期間のほうをまずお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君）　１番、西本久雄議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

まちづくりにぎわい創出事業につきましては、二ツ沼総合公園で実施しておりますふれあいフェスタ、これが一番大きな行事になってございます。こちらについて事業期間としましては、イベン

トに係る期日になりますので、４月の準備段階から入りまして、５月連休明けぐらいまでにかけてチラシや、そういったものの作成、そしてイベントの実施、当日の実施ですね、それと片づけまで含めて事業を実施している内容になってございます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ありがとうございます。イベント等についてまちづくりにぎわい創出事業というものが行われていると。ちょっと私が気になったのは、こちらの決算書20ページのほうで、これイベント等でいくと思われるのですが、当初予算額としてここの公園事業費のところですか、これだけ748％となっているところで、予算に対して決算とされているものが急激にちょっとここだけ大き過ぎる。これについては、当初予算があって決めているのに、こんな748％にもなるというのは、何か予算を合わせているようにしか見えないのですが。

もう一点ですが、同じようにこの事業について熱帯フルーツ栽培事業費、こちらというのは、前述のトロピカルフルーツミュージアムとは関連はしていないのでしょうか、２点お願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君）　ただいまのご質問にお答えします。

まず、イベントの事業費でありますけれども、こちらについては予算を合わせたというのではなくて、予算を削って、事業については別建てで実施をするということで進めていたところでありましたが、その内容が途中で変更いたしまして、結果的に事業を実施して決算で金額を載せたという内容になっております。本来であれば途中で予算の変更という形が出てくるのかなと思いますけれども、それは公社の中での決算になりますので、書類上こういった形式になったという形になってございますので、ご理解いただければと思います。

続きまして、熱帯フルーツ栽培事業なのですけれども、こちらについては名称の問題でありますが、バナナ栽培に係る経費について基本的に載せてございます。熱帯フルーツとさせていただいているのは、バナナ以外にもパパイヤであるとか、あとはコーヒー豆なども栽培をしているといったところで、バナナとせずに熱帯フルーツという形に名称を作らせていただいているという内容になってございます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ありがとうございます。委託料と出てしまっているものですから、通常は委託契約がされて期間が決まって、そういったことが行われているのかなと思ったのですが、都度イベントに対しての使い方をしているという感じなのですね。また、事業費についても、途中で公社内での使い方だったということで理解しました。

最後に、ちょっとフルーツのところにつきましては、フルーツミュージアムのほうで燃料費等も

出ている中で、さらにというところがちょっと気になりますが、透明性をもうちょっと持たせていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君）　ただいまの質問にお答えをいたします。

委託事業としている部分については、公社が直営でやる部分当然あるのですけれども、一部イベント会社等に委託しているところもありますので、そういった意味で委託事業とさせていただいているところがございます。

それと、熱帯フルーツ事業のほうの経費ですけれども、こちらについてはちょっと経費を分けておりまして、多分議員おただしの部分については、燃料費だけこちらに抜き出す形で計上させていただいております。栽培事業としては別建てで人件費等を計上しておりますけれども、それらに係る光熱水費だけこちらに経費を計上させていただいているという内容になっておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　決算書74、75ページの１款１項１目の一番最後、備考の007町民号運行事業費につきましてですが、こちらの事業の効果について町の評価を伺いたいと思います。お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　５番、西内玄太議員のご質問にお答えします。

町民号の運行事業の効果はどのようなものかということで町の考え方をというところでございますが、これにつきましては令和５年の段階で６月に宮城、石巻、山形方面に１泊２日で行ってございます。総勢82名ほどの参加ということで、中には行政区長の皆様、あとは希望された方ということで行ってございます。その効果でございますが、やはり町民号、コロナ禍もございまして、順延、順延という形で来ておりまして、昨年５月８日からコロナが５類に移行したということもあって行ったものでございます。参加者的には回ごとに少しずつ減っているということでございますが、こちらにおいては宮城等々の被災地の状況も拝見することもできましたし、参加された方からは非常によかったというところ、あとは宮城の松島町長ほか、ふるさと大使の小沢先生等々も参画いただきながら、様々に交流をいただいたということもございます。規模の大小といえば年々小さくはなっておりますが、ある程度そういった効果も見据えながら今後の事業運営に当たっていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　２点ほどなのですが、確認という意味でちょっとお尋ねしたいのですが、101ペ

ージの下段、007高速バス駐車場管理費、この予算は分かるのですが、今や高齢化に向けて免許証返納という時期なので、広野町は特急も止まるし、そして高速バスも止まると、非常に便利がいい広野町だなというふうに解釈するのですが、たまたま私もちょっと高速バスの券を買いに行ったのですけれども、いわきのほうまで行って。ところが、これ見たら広野でも乗れるなと思ったらば、これらについて予約も電話か何かで取れるのか、それと、バスの乗れる時間帯が広報あたりに掲載されているのか確認をしたいと思うのです。まず１点目。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

高速バスについては、基本的に全て予約制になっておりますけれども、アプリや電話などで予約をするというのが一般的なものになっております。広野の発着便については、ちょっと方面によりますけれども、仙台であれば直通という形で行きますけれども、東京の場合、いわきを経由して行く形になりますので、その予約の取り方については各運行会社との確認をしていただくようになるかなと思います。ちなみに、復興企画課において常磐交通さんの運行表については窓口に置かせていただいているというような状況になってございます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　今の返事はちょっと若干聞きづらかったのですが、常磐交通ですと全てのバスが利用できる時間帯が、朝の早くから夜遅くまで利用できるという内容の話ですか。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど言ったのは、北に行く、仙台に行くものについては直通になりますので、そちらについては広野から発着してそのまま仙台に行く便というのは明確に分かっていますけれども、東京に行く分については、広野から乗っても直通で東京に行くわけではなくて、いわきの好間の駐車場というか、あそこを経由して行く形になりますので、それらについては例えばここから常磐交通で行っても、好間からは常磐交通ではなくて、ＪＲバスでも行けますし、ほかの高速バスを使って行くことも可能ですので、それらについては各運行会社さんの予約状況を見て、行っていただく形になるというような内容となってございます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　１回目の質問の内容がちょっと足りなかったから言いますけれども、それらを広報に掲載したらというのは、これは無理だという解釈なのでしょうか。時間帯。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君）　失礼しました。ただいまの質問にお答えいたします。

広報には毎回は載せてはいなかったのですけれども、以前載せた経緯はございます。それと、当然先ほど出ているとおり、常磐交通さんとか、ＪＲバスさんなどのホームページにおいて時刻表等が掲載されておりますので、そちらを参考にしていただくということができます。あと、先ほどの常磐交通さんの時刻表については、一部復興企画課の窓口で配布をしていた経緯もありますので、そういうことも可能となってございます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　引き続き、先ほど言ったとおり高齢化が進む中ですから、利用しやすいような検討を今後お願いしたいと思います。

あともう一点だったのですが、155の下段、これは産業振興課のほうでお伺いしたいのですが、森林病害虫防除事業というと松くい虫、あと今はナラ枯れ等が発生しているわけですけれども、それらの予算に使われているのかなと思うのですが、なかなか松もナラ枯れも道路の沿線かなりあるわけなのですが、たまたま今年の話なのですけれども、予算内の中の仕事だということで、２本ナラ枯れがあったのだけれども、１本だけ切って帰ってしまったというのです。そうしたら、何だと言ったら、１本分の予算しかないから、これしか切りませんと言って、隣のすぐ脇だったのだけれども、それを切らないで行ってしまったということで、結局車は出すわ、警備員は２か所出すわというふうなことで、そういうことを考えるといかがなものなのかなと思って、この予算のつくり方はどうやって予算やっているのかなというふうにお伺いしたところであります。

○議長（渡邉正俊君）　産業振興課長。

○産業振興課長（黒田泰将君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えします。

２本あるうち１本だけ切って１本残ってしまったというようなことがあったということなのですけれども、今後においては効率的な事業の執行というところで、予算等を見ながら可能な限り同一箇所については伐採等に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ということは、予算でやっているから、脇にもう半分枯れているのもあるのだけれども、それは切れなくて、１本だけ切って、はい、さいならということで行ってしまったという俺話言っているのだけれども、だから予算が１本分しかないから、切らないで行ってしまった。また今度次回枯れると思うのだけれども、半分枯れているから。そうすると、それらも今度は次回に回すというふうなやり方をやっていくしかないという見解なのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　産業振興課長。

○産業振興課長（黒田泰将君）　ただいまのご質問にお答えします。

予算がありますので、可能な限り補正予算等を加味しながら、今後はそういったことがないように取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ありがとうございます。結局道路沿いなものですから、かなり道路側のほうに来ているというふうなことで、万が一町のような土地のところがそういうナラ枯れなんかが発生したときに、結局今度補償の問題が町と個人では全然違いますから、だから、結局よく注意して見て、なるべくならば補正を取って余裕を見てやるという手法もこれから必要かなというふうに思って質問させていただいたところです。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　８番、門馬まりえさん。

○８番（門馬まりえさん）　139ページ、健康づくり推進事業の18節負担金補助及び交付金のところで、市町村先駆的健康づくり実施支援事業委託料でどのような先駆的な健康づくりを委託して実施されたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　８番、門馬まりえ議員のただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの事業につきましては、血糖値のほうのチェックを行っております。延べで44名の参加をいただいた事業です。３回開催いたしました。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　８番、門馬まりえさん。

○８番（門馬まりえさん）　それは、やっぱり特定健診のほうからピックアップした方をお呼びして、血糖値の高めに出ている方をお呼びして実施したということで理解してよろしいですか。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

健診の結果によって血糖値の高い方に関して案内したところではございますが、参加がうまく得られなかったということで、そのほかの方も参加しております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　これで質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　それでは、18、19ページの１款１項１目の住民税個人、法人はそれほどあれ

ですが、個人の住民税等の収入未済額等について、先ほど出納室長のお話で、全体で見れば調定額と収入済額で96.5％ほど収入されているというお話でありましたので、適切に入ってくるべきお金は入っているものだというふうに認識するところですけれども、収入未済額、先般の議会等でも住宅使用料の関係で調停の提起等ありましたけれども、こういった税金の収納についても、今後そういった形で厳しくと言うとあれですけれども、積極的に納付を促していくような方針で考えられているのか確認したいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（猪狩裕一君）　５番、西内玄太議員のただいまのご質問にお答えします。

毎年度収入未済額というものは決算上出てきております。その件に関しましては、町として税の公平性、納付の公平性を鑑みて、滞納整理に関しては力を入れてやっていきたいというふうに考えております。以前も説明したかと思いますけれども、昨年度から相双地方振興局県税部と県の税務課の支援をいただきまして、滞納整理のスキルアップ支援事業というものに着手しております。令和５年度においては、滞納者のリストアップをして６年度において滞納処分、差押え等、預金調査であったり、いろいろな滞納処分に向けた調査を実施して収入未済額を減らしていきたいというふうに考えて進めておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　１点だけちょっと確認ですけれども、19ページ、18ページなのでしょうけれども、町税の２の２項の固定資産税の件で、これに関しては大きなのが広野火力発電所というか、あそこに広野火力発電所にＪＥＲＡとして今２号機、１、２、３、４、２号機が運転しています。５、６が動いています。あとＩＧＣＣの広野ということで、あそこに60万キロありますけれども、ＩＧＣＣの合同会社ができたことによって、あそこの施設の固定資産税、それからあそこに本社があることによって、ＪＥＲＡとは全然関係ないと思うのですけれども、売上げ、あそこで発電します。あれはＪＥＲＡのものではないので、あそこからの売上税というのは、本社があそこにあって、その売上税も町税に入っているのかということをちょっと聞きたいのと、今ＩＧＣＣの広野のあれが１年以上、要するにちょっと動いたのだけれども、今止まっているというのが、いろいろインターネットも調べると動いていないのですけれども、その辺の状況というのを町のほうでどのくらい把握しているのか、その２点ちょっとお伺いします。

○議長（渡邉正俊君）　町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（猪狩裕一君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えします。

売上げに対しての課税するという税目はございませんで、あるとすれば国で法人税というのは事業所から取っております。その法人税を基に町の法人税を課して法人税として徴収している経費が、売上げそのものではなくて、国の法人税、賦課されている法人税を基にして町のほうで法人町民税

ということで徴収しております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　あそこのＩＧＣＣのあれというのは本社あそこになっているのですよね。ということは、あそこで発電、例えば、ちょっと今ＪＥＲＡになってしまったのですけれども、前、東京電力ですね、広野火力。そうすると、本社が東京電力なので、ここで発電しました、その売上げというのは本社ですよね。私そういう意味で言っているのですけれども、そういう税というのは、だから、いろいろ企業が企業を本社に、例えば生産する本社をここに誘致しますというのは、そこの建物とか、売上げ増で、何かそういう税金とか、だから、電力会社で発電しますよね。例えば広野だって１日何億円って発電しているわけです。そういうやつの税収というのは、本社があるところの自治体かなと私は思っていたのですけれども、一応そういうことで、そうするとＩＧＣＣができたことによって広野にいっぱい入るのかなというふうにちょっと思っていたのですけれども、だから、令和３年度は不交付団体ですよね。ＩＧＣＣというのはその頃できたから、私、だからなったのかなって、勘違いだったらあれなのですけれども、そういう税収も入ってきているのではないかなと思ったのだけれども、今発電していないからということでした。

○議長（渡邉正俊君）　町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（猪狩裕一君）　ただいまのご質問にお答えします。

本社が当町にない場合につきましては、従業員数で法人税割であったり、均等割という法人税、法人町民税が賦課されて町のほうに入ってくるという、そういう構図になっております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　８番、門馬まりえさん。

○８番（門馬まりえさん）　25ページ、負担金のところで、認定こども園利用者負担金が上がっていますが、保育認定、延長保育料というのは、夕方の延長保育と考えてよろしいのでしょうか。例えば朝少し早く出勤しなければならないからということで早めにお預かりするとかということではなくて、夕方の延長保育、何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　こども家庭課長。

○参事兼こども家庭課長（坂本　淳君）　８番、門馬まりえ議員のただいまのご質問にお答えします。

預かり保育と延長保育の部分だと思いますけれども、まず預かり保育というのは、１号認定の方が本来１時半に帰るところを保護者の都合により夕方まで預かるのが預かり保育、下の延長保育というのは２号、３号認定、いわゆるゼロ歳から２歳の子供が通常の保育時間よりも長い時間保育するときにかかる使用料でございます。こちらの延長保育料のほうなのですけれども、通常８時からの保育料となっていますので、実際７時半からお預けになるお子さんもいらっしゃいます。そうしますと、７時半から８時、こちらの部分につきましても、延長保育料、もしくは預かり保育料とい

う形で料金をいただいている、その料金がここに入っているものでございます。また、どのぐらいいるのかというお話でしたけれども、大体延べ人数で一月当たり10名から20名ぐらい、いわゆる延べなので、１人の方が10回ということもございますけれども、大体20名ぐらい、月間で利用されていらっしゃるということになっております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　８番、門馬まりえさん。

○８番（門馬まりえさん）　働くお母さんにとってはとっても、早くちょっと会社に行きたいという、何かがあって行きたいというときに事前に預けられる、それから午後の延長保育もあるというのは、利便性があって、働くお母さんにとってはいい制度だなと思いますので、なお一層頑張ってください。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　先ほどの高木議員の内容の、監査委員が広野ＩＧＣＣの大規模償却資産が逓減しているというご報告あったのですが、ちょっと私も勉強不足で申し訳ないのですが、今のＪＥＲＡは１、３、４が廃止したということで、これも減収していくと。そして、ＩＧＣＣの減収したということは、今１機が何だか立ち上がりが悪くて止まってばかりいるのだという話を聞いているのですが、それらの部分がこの大規模償却資産が減ってしまったのかということなのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（猪狩裕一君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えします。

広野ＩＧＣＣの償却資産税につきましては、経年の減価償却されている部分で、５年度と６年度で比較しているのですけれども、約14％ほど毎年落ちていくという、そういう……

○２番（渡邉忠義君）　了解。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第52号　令和５年度広野町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員（賛成７名、反対なし〕

○議長（渡邉正俊君）　全員起立。

よって、議案第52号は原案のとおり認定されました。

○散会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　以上で今期定例会第２日目の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

明日９月12日は午前９時から会期３日目を開きます。

ご苦労さまでした。

（午前１１時２７分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議会議長　　渡　邉　正　俊

署名議員　　高　木　光　雄

署名議員　　西　内　玄　太

第 3 回 定 例 町 議 会

(第　3　号)

令和６年第３回広野町議会定例会会議録（第３日）

令和６年９月１２日（木曜日）午前９時開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議案第５３号　令和５年度広野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　３　議案第５４号　令和５年度広野町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　４　議案第５５号　令和５年度広野町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　５　議案第５６号　令和５年度広野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　６　議案第５７号　令和５年度広野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　７　議案第５８号　令和５年度広野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（８名）

１番	西本久雄　君	２番	渡邉忠義　君
３番	高木光雄　君	４番	渡邉正俊　君
５番	西内玄太　君	６番	北郷伯弘　君
７番	遠藤　浩　君	８番	門馬まりえ　君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	遠藤　智	君
副町長	杉浦孝幸	君
教育長	根本良政	君
参事兼総務課長	飯島洋一	君
参事兼復興企画課長	小松和真	君
産業振興課長	黒田泰将	君
建設課長	松本周次	君
参事兼環境防災課長	遠藤義宏	君
健康福祉課長	佐藤尚文	君
参事兼こども家庭課長	坂本　淳	君

参事兼 町民税務課長	猪	狩	裕 一	君
会計管理者兼 出納室長	北	郷	智恵子	君
教育次長兼 学校教育課長	加	賀	博 行	君
生涯学習課長兼 公民館長	鯨	岡	圭 介	君
代表監査委員	鯨	岡	公 一	君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林		聡 宏	君
議会事務局書記	黒	田	峻 介	君

○開議の宣告

○議長（渡邉正俊君）　改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は８名全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和６年第３回広野町議会定例会第３日目を開きます。

（午前　９時００分）

○会議録署名議員の指名

○議長（渡邉正俊君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

６番　北　郷　伯　弘　君

７番　遠　藤　　浩　君

を指名いたします。

○議案第５３号　令和５年度広野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（渡邉正俊君）　日程第２、議案第53号　令和５年度広野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　おはようございます。議案第53号の提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前議案同様、議会の認定をいただくための提案であります。東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故から13年が経過した現在において、持病の悪化や長期の避難生活による心身の不調、運動不足、食生活の変化等を要因とする医療費の増加に対し、引き続き庁内関係部署はもとより関係機関との連携を密にし、生活習慣病の予防を重点に各種施策に取り組みました。

保険給付費は、前年度と比較して1.32％減となり、歳出総額の75.75％を占めました。また、東日本大震災の発生等に伴う国保税の現年度分２分の１課税免除、医療費一部負担金の免除分については、昨年同様、国庫支出金として手当てされました。歳入総額は、前年度と比較して1.15％の増となる７億9,732万4,000円となり、これに対して歳出総額は７億3,099万6,000円となり、実質収支は6,632万8,000円となる事業会計であります。

また、歳入歳出の決算につきましては、別冊決算書のとおりであり、地方自治法233条第５項の

規定による主要な施策の成果などにつきましても、別冊のとおりであります。

詳細な内容につきましては、会計管理者より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　次に、会計管理者の説明を求めます。

（会計管理者、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ページ数が27ページ、下段の医療費適正化特別対策事業費、これらを見ると会計任用制度の給料等の占めている内容かと思いますが、この事業はいわゆるレセプト点検の事業ということで解釈してよろしいですか。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えいたします。

レセプト点検の会計年度任用職員の給与でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ありがとうございました。間違ったら大変だと思いまして。そうしますと、いわゆる医療機関から連合会に通って、連合会から町のほうに支払い来るわけですが、そのとき医療機関から来たレセプト、診療報酬請求明細書が誤りがあれば当然これは返してやるということの事業ですよね。それで、ここ５年度はどのくらい返して、町のほうに、支払わなくてよかったかということをちょっとお伺いしたかったのですが。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

そちらの資料については手元にご用意しておりませんでした。後ほど回答したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　もう一件は、33ページ、下段の特定健康診査等事業費、これ毎年やっている成人病健診のことですよね。この事業費ということで解釈してよろしいですよね。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、毎年行っております健康診断の費用でございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　それでは、いわゆるこの特定健診のということは、広野町の方たちの健康の

状態の内容が分かるように全て診断されてくると思いますが、そこのデータは少なくとも保健センターで全て把握されているのかなと思うのですが、それで私みたいにちょっと太っているメタボに関してはいろいろと指示がされて、去年なんか私も５キロぐらいも痩せていますので、その努力はしているのですが、ただそういう疾患、医療機関にかかっている病気が見えてきた場合に、いわゆる医療費のかかる同じ疾患であっても重複診療している方もいないでもないわけです。結局そうしますと、当然同じ疾患を別なところに２か所も３か所もかかって、そして薬ももらってくるというような状況、大分少なくなったとは聞いていますけれども、そうしますといろいろお年寄りを見ていくと薬がもう満載になっているのですね。それが全部飲まないで、いや、薬もらってきたんだなんて半分喜んでいるような状態の方もいるので、その辺はいわゆる保健師の指導の中にそういうことを含まれて、各個人のところに行って指導されているのかどうかということをお聞きしたいのですが。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

そちらの情報につきましては、レセプトの情報で国保連合会のほうからも重複調剤とか、そういったものについての情報はいただいております。その情報を基に保健師のほうは訪問と電話等により指導を行っております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　今私言ったのは、いわゆるそういう患者さんの同じ疾患で通っているのは結局連合会しか当然分かってはこないのでしょうけれども、ただ、ある程度訪問をかなりやることによって、そういうことが突き止められるということもあるので、そういう健康指導というのもあるべきではないのかなということも言いたいのですが。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

町のほうではデータヘルス計画を作成しまして、そういった健康指導の部分、保健師のほうの訪問活動を自主的に行うような形で対応しております。医療費削減のために、特定健診の結果を用いて対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ありがとうございました。しからば、医療費を削減できたというデータがこれまでも、間違いなくそういうデータがあって下げたのだという保健師がそういう報告があったと思うのですが、これ実際に本当にあったのですか。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

国保の医療費全体の分は下がってはいますが、１人当たりの医療費の部分は確かにまだ下がっていません。今年度に関しては１％、多少上昇しているところでございます。現在血糖値チェックや様々な事業を行い、医療費削減に向けて保健事業を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　今渡邉議員が先ほどの医療費適正化特別事業……

○議長（渡邉正俊君）　何ページですか、ページ数。

○３番（高木光雄君）　27ページです。27ページの備考の先ほど渡邉議員が質問した001の医療費適正化特別対策事業費、ここで、先ほどレセプト専門で会計年度職員１人採用しているということで、これはずっと今までも５年度だけではなくて、ずっと毎年１人ですか、こういう専門で置いていたのかが１つと、この人は多分レセプトなので、毎日やるような業務ではないのかなと思うのですけれども、この人はここの健康福祉課のほうに属していろんな仕事もしてもらっていると。あるいはこの外注的なものは、費用対効果なのでしょうけれども、そういったものは過去に、あくまでも会計年度職員を採用して対応していたのか、ちょっとお伺いします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

レセプト点検につきましては、震災以前、私が採用された平成６年以前からレセプト点検につきましては、以前は臨時職員として、今は会計年度任用職員として採用されています。一時期臨時職員の減らす、定員減らす時期があったのですが、その間も委託をしてその方にレセプト点検をしてもらっていた時期がございました。いずれにしましてもずっと雇用しているような状況でございます。この会計年度任用職員の方には、レセプト点検そのものについてはずっとやらなければならないという部分ではございませんが、保健師が訪問活動をする際にレセプトとか見て、こういった形になるとか、そういったことについても情報をいろいろ調べてもらっています。そのほかに各種イベント、健康福祉課も健診や何やらいろいろございますので、そういった場合に会計年度任用職員の方にお手伝いしていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第53号　令和５年度広野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員（賛成７名、反対なし）〕

○議長（渡邉正俊君）　起立全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり認定されました。

○議案第５４号　令和５年度広野町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（渡邉正俊君）　日程第３、議案第54号　令和５年度広野町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第54号の提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前議案同様、議会の認定をいただくための提案であります。令和５年度においては、広洋台整備事業及び駅東側整備事業並びに東町土地開発事業を主体的に事業を展開いたしましたが、これらの事業に係る工事請負費、委託料が歳出総額の65.2％を占めました。歳入総額9,124万3,000円に対し、歳出総額9,075万2,000円となり、実質収支は49万1,000円となる事業会計であります。

なお、歳入歳出の決算につきましては、別冊決算書のとおりであり、地方自治法233条第５項の規定による主要な施策の成果などにつきましても、別冊のとおりであります。

詳細な内容につきましては、会計管理者より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　次に、会計管理者の説明を求めます。

（会計管理者、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第54号　令和５年度広野町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員（賛成７名、反対なし）〕

○議長（渡邉正俊君）　起立全員です。

よって、議案第54号は原案のとおり認定されました。

○議案第５５号　令和５年度広野町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（渡邉正俊君）　日程第４、議案第55号　令和５年度広野町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第55号の提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前議案同様、議会の認定をいただくための提案であります。令和５年度の特定環境保全公共下水道事業は、広野浄化槽センターの処理施設及び管路マンホールポンプなど、各施設の点検及び維持管理業務に努めてまいりました。歳入総額１億9,646万8,000円に対し、歳出総額１億4,159万8,000円となり、実質収支は5,487万円となる事業会計であります。

なお、歳入歳出の決算につきましては、別冊決算書のとおりであり、地方自治法第233条第５項の規定による主要な施策の成果などにつきましても、別冊のとおりであります。

詳細な内容につきましては、会計管理者より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　次に、会計管理者の説明を求めます。

（会計管理者、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第55号　令和５年度広野町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員（賛成７名、反対なし）〕

○議長（渡邉正俊君）　起立全員です。

よって、議案第55号は原案のとおり認定されました。

○議案第５６号　令和５年度広野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（渡邉正俊君）　日程第５、議案第56号　令和５年度広野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第56号の提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前議案同様、議会の認定をいただくための提案であります。令和５年度の広野町農業集落排水事業は、上浅見川地区浄化センター及び二本椚地区浄化センターの施設内機械電気設備と管路マンホールポンプ等の点検及び維持管理に努めてまいりました。歳入総額3,612万7,000円に対し、歳出総額3,155万円となり、実質収支は4,507万7,000円となる事業会計であります。

なお、歳入歳出の決算につきましては、別冊決算書のとおりであり、地方自治法第233条第５項の規定による主要な施策の成果などにつきましても、別冊のとおりであります。

詳細な内容につきましては、会計管理者より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　次に、会計管理者の説明を求めます。

（会計管理者、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第56号　令和５年度広野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員（賛成７名、反対なし）〕

○議長（渡邉正俊君）　起立全員です。

よって、議案第56号は原案のとおり認定されました。

○議案第５７号　令和５年度広野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（渡邉正俊君）　日程第６、議案第57号　令和５年度広野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第57号の提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前議案同様、議会の認定をいただくための提案であります。原発事故による避難生活の長期化による介護サービス利用者への負担増を抑えるため、介護保険料の２分の１減免、介護サービス利用時の自己負担分を全額負担するなどの施策を前年度に引き続き実施するとともに、介護予防事業として、町内の集会所においていきいき百歳体操を実施し、高齢者が自主的に運動できる取組を行いました。歳入総額７億6,816万4,000円に対し、歳出総額６億2,400万6,000円となり、実質収支は１億4,415万8,000円となる事業会計であります。

なお、歳入歳出の決算につきましては、別冊決算書のとおりであり、地方自治法第233条第５項の規定による主要な施策の成果などにつきましても、別冊のとおりであります。

詳細な内容につきましては、会計管理者より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　次に、会計管理者の説明を求めます。

（会計管理者、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

８番、門馬まりえさん。

○８番（門馬まりえさん）　介護保険料の収入未済額は人数的にいうと何名くらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　８番、門馬まりえ議員のただいまのご質問にお答えいたします。

現年度分普通徴収分につきましては、16人の未済でございます。滞納繰越分普通徴収保険料につきましては、72人の未済となっております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第57号　令和５年度広野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員（賛成７名、反対なし）〕

○議長（渡邉正俊君）　起立全員です。

よって、議案第57号は原案のとおり認定されました。

○議案第５８号　令和５年度広野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（渡邉正俊君）　日程第７、議案第58号　令和５年度広野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第58号の提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前議案同様、議会の認定をいただくための提案であります。本医療制度は、県内全ての市町村で構成する福島県後期高齢者医療広域連合が財政運営をいたし、構成市町村は保

険料徴収と窓口業務を担っております。令和５年度の保険料は、東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故に伴う避難のため、被保険者のほとんどが２分の１減免対象となりました。歳入総額4,163万3,000円に対し、歳出総額4,076万5,000円となり、実質収支は86万8,000円となる事業会計であります。

なお、歳入歳出の決算につきましては、別冊決算書のとおりであり、地方自治法第233条第５項の規定による主要な施策の成果などにつきましても、別冊のとおりであります。

詳細な内容につきましては、会計管理者より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　次に、会計管理者の説明を求めます。

（会計管理者、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第58号　令和５年度広野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員（賛成７名、反対なし）〕

○議長（渡邉正俊君）　起立全員です。

よって、議案第58号は原案のとおり認定されました。

○散会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　以上で今期定例会第３日目の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

明日９月13日は午前９時から会期４日目を開きます。

ご苦労さまでした。

（午前　９時５６分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議会議長　　渡邉　正俊

署名議員　　北郷　伯弘

署名議員　　遠藤　浩

第 3 回 定 例 町 議 会

(第　4　号)

令和６年第３回広野町議会定例会会議録（第４日）

令和６年９月１３日（金曜日）午前９時開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議案第５９号　令和６年度広野町一般会計補正予算（第４号）
日程第　３　議案第６０号　令和６年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第　４　議案第６１号　令和６年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第１号）
日程第　５　議案第６２号　令和６年度広野町介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第　６　議案第６３号　令和６年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第　７　議案第６４号　広野町教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて
日程第　８　諮問第　１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第　９　諮問第　２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第１０　報告第　１号　広野町の健全化判断比率等の報告について
日程第１１　委員会の閉会中の継続調査の申出について

○出席議員（８名）

１番	西本久雄　君	２番	渡邉忠義　君
３番	高木光雄　君	４番	渡邉正俊　君
５番	西内玄太　君	６番	北郷伯弘　君
７番	遠藤　浩　君	８番	門馬まりえ　君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	遠藤　智	君
副町長	杉浦孝幸	君
教育長	根本良政	君
参事兼総務課長	飯島洋一	君
参事兼復興企画課長	小松和真	君
産業振興課長	黒田泰将	君
建設課長	松本周次	君

参事兼 環境防災課長	遠藤	義宏 君
健康福祉課長	佐藤	尚文 君
参事兼 こども家庭課長	坂本	淳 君
参事兼 町民税務課長	猪狩	裕一 君
会計管理者兼 出納室長	北郷	智恵子 君
教育次長兼 学校教育課長	加賀	博行 君
生涯学習課長兼 公民館長	鯨岡	圭介 君
代表監査委員	鯨岡	公一 君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林	聡宏 君
議会事務局書記	黒田	峻介 君

○開議の宣告

○議長（渡邉正俊君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は８名全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和６年第３回広野町議会定例会第４日目を開きます。

（午前　９時００分）

○会議録署名議員の指名

○議長（渡邉正俊君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

８番　門　馬　まりえ　さん

１番　西　本　久　雄　君

を指名いたします。

○議案第５９号　令和６年度広野町一般会計補正予算（第４号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第２、議案第59号　令和６年度広野町一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第59号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ２億9,879万3,000円を増額いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、財産管理費、財政調整基金費、企画総務費、予防費、し尿塵芥処理費、道路維持費、学校管理費の増額計上のほか、共済組合保険料の定時決定に伴う人件費の調整ほかの計上となっております。

歳入の主なるものは、地方交付税、国庫支出金、特別会計繰入金、繰越金などの増額計上となっております。

詳細な内容につきましては、各担当課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　会計管理者。

（会計管理者、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　町民税務課長。

（参事兼町民税務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

（参事兼復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、こども家庭課長。

（参事兼こども家庭課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、環境防災課長。

（参事兼環境防災課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、産業振興課長。

（産業振興課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、建設課長。

（建設課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、学校教育課長。

（学校教育課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、生涯学習課長。

（生涯学習課長、内容説明を行う）

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が全て終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　それでは、歳出の12、13ページの２款１項１目の特別旅費ですか、こちらのほうは海外出張の旅費の増額ということでご説明いただいたかと思うのですけれども、それで間違いないですか。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　５番、西内玄太議員のご質問にお答えします。

説明が不足していて申し訳ございません。今回については、アメリカの首都ワシントンのほうに町長が渡航しまして、それに係る渡航費用ということで、基本的には航空代、宿泊費等、現在のところ２泊４日もしくは３泊５日の行程で考えております。基本的に今回の旅費については説明のと

おり町長１名分の旅費ということで、先ほど説明いたしました東京大学名誉教授の中山先生も同行し、通訳等、そちらの旅費については中山先生が所属する財団のほうから旅費のほうが計上されるということで、今般につきましては町長１名分の旅費の計上ということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　海外出張の旅費ということで間違いないということでしたけれども、こちらのほうで、海外のほうで情報発信を行うことで町のほうにどのようなメリットがあると考えているか伺います。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　ただいまのご質問にお答えします。

今回の渡航がどういった町にとってメリットがあるのかということでございます。先ほどの説明の中でも触れましたが、町のほうでは国際フォーラムを26年から平成30年まで計５回行ってきてございます。先ほどの説明で、カール・ブルック博士は27年度海外招聘者として、加えてその後も一、二度参加者として当町のほうを訪れ、カール・ブルック氏の所属する大学等々で福島の情報発信、広野町の取組等を発信をしていただいてきております。27年当時を思い起こせば、帰町率が２割から３割程度と。現在は９割強をなしておりますが、やはりそういった情報を様々なメディア、例えば学識者、有識者等々のほうから発信をしていただくことによって、福島の健全性だったりとか、広野町の取組だったりとか、そういったことで交歓が図れるのではないかというふうに捉えております。今後におきましては、そういった渡航の状況等についてホームページ等々で紹介しながら、様々な形で情報発信をして広野町のほうをアピールしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　内容については承知いたしました。

すみません、もう一点お伺いしたいと思います。20ページ、21ページの６款２項２目の調査委託料、巨木フォーラムに係る調査ということですけれども、こちらの巨木フォーラム、来年度開催に向けて準備を進めるということですけれども、こちらのフォーラムを開催することで当町にどのようなメリットがあると考えているか伺います。

○議長（渡邉正俊君）　産業振興課長。

○産業振興課長（黒田泰将君）　巨木フォーラムを開催して当町にどのようなメリットがあるかということでございますが、まず東日本大震災からの復興状況及び当町の魅力ある自然豊かな里山の魅力を発信することによりまして、当町への交流人口拡大を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　すみません、２点ほど確認させてください。

17ページ、２款７項、二ツ沼総合公園施設管理運営費ということで、ふわふわドームの維持管理ですというところでの説明でしたけれども、こちらの工事内容といいますか、定期的に行われるものなのか、今回単発で行われるものなのかちょっと確認させてください。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君）　７番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えいたします。

二ツ沼総合公園の遊具につきましては、日々目視等で点検をしておりまして、その中でふわふわドームを支える基礎の部分にひび割れ等が発見されました。これに伴いまして、メーカーをお呼びしまして、どういう状況かというものを暫定的に判定をしていただきました。その判定の結果、やはり掘り起こして基礎の状態がどうなっているか全貌を明らかにしないと何とも言えないというような判断でした。今すぐ何か壊れてしまうとか危険が及ぶということではありませんが、今後遊具を長く使っていくためには、一度基礎の部分を掘り起こして総点検をして、場合によっては修繕をかけていきたいということで今回の経費を計上したものとなってございます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　このふわふわドーム、かなり人気があります。子供たちも大分使っておりますので、遊具の安全性、今課長の答弁もありましたけれども、長期にわたって使用していくという中では、定期的なものは日々、あるいは月ベースで行っているかと思いますけれども、答弁内容のとおり見えない部分、事があってからでは遅いので、こういった中でしっかり見ていただきたいと思います。よろしくお願いします。

もう一点、23ページ、８款２項14節道路維持補修費ということで、今回町内道路、あとは支障木ですか、こちらの除去というところでの計上ですというところなのですけれども、修繕ですから1,900万円というところで額も大きいのですが、もともと今年度の中で計画されていたものの中でより費用がかかっているのか、あるいは新たに見つかった、あるいはそういった支障が出てきた、発見があったのでこういった補正予算組みます、その辺の理由はどういったところからなのかお聞きしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　建設課長。

○建設課長（松本周次君）　７番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えいたします。

道路維持補修費の内容についてになりますが、今回予定していた、道路の路側帯の補修のほうを当初で見込んでおりましたが、現地のほうを確認いたしましたところ、道路の路面に約３センチから６センチの段差等もあったりとかいたしまして、なおかつ道路のほう、わだちとか傷んでいるようなところもありましたので、路側帯、道路の白線の部分を補修する前に路面全体も補修してからすべきというふうなことがありまして、工事費のほうを増額のほうしております。

説明は以上です。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　日々、ちょっと業務自体は違うのでしょうけれども、そういったパトロール業務ですか、青パトさん、いろいろ町内パトロールしていただいていると。そういった中でも道路状況を確認してもらっているのですという話も聞いていますので、段差等の修理、想定よりやっぱり、現場確認したとき、要因的にもいろいろ重なってきているというところもあるかと思いますので、きめ細かに見ていただければなと思います。

終わります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　１点だけ。ちょっと先ほど聞き漏らしたのかもしれないですけれども、ページ数は21ページで、一応４款１項７目の保健センター運営費で、細目、保健センター運営費の調査委託料と工事費なのですけれども、これもう一度ちょっと説明をお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

まず調査委託料でございますが、こちらにつきましては、保健センター雨漏り等発生しております。６月補正予算におきましても一部修繕で急場をしのいだところでございますが、雨漏り対応のための外部の劣化状況の調査業務委託を実施したいと考えております。

それと、工事費につきましては、保健センターロビーにつきまして、先日の産業厚生常任委員会のときに見ていただいたかと思うのですが、ロビーのほうちょっと日差しが強いということがございまして、ロール型のカーテンの設置のための工事費のほうを増額計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　今質問したのは、先ほど答弁にあったのは、我々産業厚生委員会で先月ですか、現地見させたので、何点か意見というか、我々も指摘されたかと思うのです。そのうちの一部かなと思うのですけれども、やはり常任委員会でこういうふうに指摘されたらすぐにこういったふうに対応してもらうというか、してもらえればいいかなという、それの確認でした。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　２番に申し上げます。

会議規則51条にのっとり、ちゃんと手を挙げて議長と言って発言を求めてください。ただ手を挙げただけでは発言認めませんので。

２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　20ページ、21ページの中段、広域圏に対するし尿塵芥処理費の、これ2,000万

円なのですけれども、これを８か所分にみんな割れれば八二、十六で１億6,000万円の予算になろうかと思うのですが、当初でも取られて、さらに９月に来てまた追加補正というこの大きな１億6,000万円ということは、当初のとき何を考えていたのか。今さら追加というふうな話ちょっと出たのですが、どういうことなのでしょうか、お聞きしたいのですが。

○議長（渡邉正俊君）　環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（遠藤義宏君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えいたします。

新たな追加負担ということで今回予算計上のほうをさせていただきましたが、先ほども説明の中でさせていただきましたが、今回はスライド条項というものに基づきましての追加ということになります。このスライド条項と申しますのは、建設工事などの場合、工期が長期にわたるため、その間の事情に、その間に資材や人件費等、当初の想定以上に増額をした場合に、その状況に応じて工事費等を見直すことができるというもともとの条項がございまして、その条項の中にも全体スライドと単品スライド、あとはインフレスライドという３種類ございまして、今回の南部衛生センターの工事に係るスライド条項の適用については全体スライドということで、長期にわたる比較的緩やかな物価変動に伴う請負代金の適切な変更ということで該当をしております。それに基づきまして、今回、全体工事費のほうを広域圏組合のほうで見直しをしまして、そのスライド条項適用分として全体で２億3,762万円ほど増額となっております。そのうち、今回、広野町に2,122万1,000円ということで追加負担を求めているという状況でございます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　２億3,000万円という大きなこういう使途あれば、さらに今後また追加、これからまた出てくるなんていうようなことでは町としても財源的に厳しい環境になっていくと思いますので、その辺は担当者として今後の工事費あたりはもうかからないのならかからないというようなことでもしっかりと確認をしていただければというふうに思っておるところです。

○議長（渡邉正俊君）　環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（遠藤義宏君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

私のほうでちょっと説明不足で申し訳ございません。先ほど総務課のほうからもご説明ありましたが、今回のスライド条項に伴う追加負担分につきましては、震災復興特別交付税のほうで措置がされておりまして、町のほうにそのお金が入ってきて、それを原資として負担金として広域圏のほうに支出するという中身となっております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　そういうことは早く言ってください。

続きまして、もう一点だけお願いします。もう一点は、これまた金額大きいなと思ったのですが、

24ページ、25ページ、中段の小学校の教育費の中に施設管理工事費1,100万円、これあるわけですが、小学校の建屋の教室は大分空いているような環境あるみたいなのですが、ただあと将来を考えたとき、中学校もいろいろ老朽化もしているというふうなことを聞くと、果たしてこれまた中学校に新たな中学校を建てていくというふうな方針があるのか、それとも今後の人口、生徒数を考えるならば、小学校に中学校、小中一貫校というのもあり得る話になっていくのかなというようなことの中で、計画上はそういったことも考えながら、今後のこの小学校の建屋の分は考えていただければありがたいなというふうに思ったところであります。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　教育長。

○教育長（根本良政君）　２番、渡邉忠義議員のご質問にお答えします。

まず、この上げました黒板についてでありますが、先ほど担当課長から話があったかと思うのですが、国、県でＩＣＴ機器活用に対してかなり奨励しているわけですが、その中でそれに対応するような黒板にはなっていない。つまり画像として投映するだけでは子供の頭の中で消えてしまうのです。そこの画像の上に文字が書けたり、それから各種コンピューターと連動した黒板にしないと教育効果が上がらない。この点で、この黒板の交換について上げさせていただきました。

それから、学校の今後の展望についてでありますが、基本的に子供たちの教育については年齢に対応した教育を提供する必要があろうかと思います。それから、人口について、子供の人口についてもいろいろ考えられるわけでありますが、基本的に教育委員会としては小学校の年齢、中学校の年齢、これに応じた教育をして、長年にわたる子供たちの人間関係の改善を考えておりまして、今後この点についてはさらに検討していきたいと思います。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第59号　令和６年度広野町一般会計補正予算（第４号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議案第６０号　令和６年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第３、議案第60号　令和６年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第60号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ4,702万2,000円を増額いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、繰出金、予備費の増額計上となっております。

歳入の主なるものは、基金繰入金の減額計上及び繰越金の増額計上となっております。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第60号　令和６年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議案第６１号　令和６年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第１号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第４、議案第61号　令和６年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第61号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ48万9,000円を増額いたすための提案であります。

歳出につきましては、一般会計への繰出金の増額計上となっております。

歳入につきましては、繰越金の増額計上となっております。

詳細な内容につきましては、復興企画課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

（参事兼復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第61号　令和６年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

○議案第６２号　令和６年度広野町介護保険特別会計補正予算（第２号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第５、議案第62号　令和６年度広野町介護保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第62号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ１億4,415万6,000円を増額いたすための提案であります。

歳出につきましては、介護給付費準備基金積立金、償還金、一般会計繰出金の増額計上となって

おります。

歳入につきましては、繰越金の増額計上となっております。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　８ページ、９ページの真ん中の償還金、これ7,800万円の償還金に当たるわけですが、先ほど項目言われていたのですけれども、もう少し詳細に、これかなりの額なものだから、ちょっと我々も理解したいので、少しもっと具体的にお話しさせていただければありがたいのですが。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えいたします。

決算の中でもご説明したところではございますが、令和５年度決算につきましては介護保険給付費等大分伸び悩んだところもございまして、支出が少なかったということもございまして、その実績に基づいて給付金が支給されるところでございますが、国県の支出金等につきましては当初の計画に基づいて国の補助金等をいただいているところでございます。そのため、今回、介護給付費等の国県等に対する還付金が多額に発生しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第62号　令和６年度広野町介護保険特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

○議案第６３号　令和６年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第６、議案第63号　令和６年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第63号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ86万6,000円を増額いたすための提案であります。

歳出につきましては、後期高齢者医療保険料還付金、一般会計繰出金の増額計上及び予備費の減額計上となっております。

歳入につきましては、繰越金の増額計上となっております。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第63号　令和６年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいまの時間は10時14分であります。ただいまから10時30分まで休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、10時30分まで休憩いたします。

（午前１０時１４分）

○議長（渡邉正俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時３０分）

○議案第６４号　広野町教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

○議長（渡邉正俊君）　日程第７、議案第64号　広野町教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第64号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、現委員の渡邉知文氏が来る10月14日付をもって任期満了となることから、同氏を適任者と認め、再任いたすための提案であります。

よろしくご審議の上、ご同意くださるようお願いいたします。

なお、再任の提案でありますので、履歴書の配付は省略させていただきます。

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第64号　広野町教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり同意されました。

○諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（渡邉正俊君）　日程第８、諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　諮問第１号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、現委員の島村智子氏が来る12月31日付をもって任期満了となることから、同氏を適任者と認め、再度推薦いたすための提案であります。

よろしくご審議の上、推薦にご同意くださるようお願いいたします。

なお、再度推薦の提案でありますので、履歴書の配付は省略させていただきます。

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり適任として答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては適任とし、答申することに決しました。

○諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（渡邉正俊君）　日程第９、諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　諮問第２号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、現委員の根本耕一氏が来る12月31日付をもって任期満了となることから、同氏を適任者と認め、再度推薦いたすための提案であります。

よろしくご審議の上、推薦にご同意くださるようお願いいたします。

なお、再度推薦の提案でありますので、履歴書の配付は省略させていただきます。

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり適任として答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては適任とし、答申することに決しました。

○報告第１号　広野町の健全化判断比率等の報告について

○議長（渡邉正俊君）　日程第10、報告第１号　広野町の健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　報告第１号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、別冊のとおり監査委員の審査を受け、健全化判断比率等を報告するものであります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、広野町の健全化判断比率等の報告について、監査委員の意見を求めます。

代表監査委員、登壇を許します。

〔代表監査委員　鯨岡公一君登壇〕

○代表監査委員（鯨岡公一君）　それでは、一部総務課長と重複する箇所もありますが、令和５年度健全化判断比率及び資金不足比率に係る報告並びに意見を述べさせていただきます。

審査に当たっては、健全化判断比率計算書及び資金不足比率計算書が関係法令に準拠して作成されているか、計算方法に誤りはないか等に主眼を置き、関係諸帳簿及び諸証拠類を検証するとともに、関係職員に説明を求め、審査いたしました。その結果につきましては、お手元に配付いたしました令和５年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書に記載のとおりです。

それでは、令和５年度健全化判断比率及び資金不足比率について説明させていただきます。

まず、健全化判断比率についてでありますが、審査意見書の２ページ目を御覧ください。まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、一般会計及び各特別会計とも実質収支は黒字であり、実質赤字額及び連結実質赤字額はない財政状況であると認めました。実質公債費比率については、早期健全化基準が25％であるのに対し5.3％であり、前年度と比較して0.7ポイント減少しています。実質公債費比率は３年間の平均値で表しますが、比率を算出する計算式において分母となる標準税収額は、多額の大規模償却資産税に係る固定資産税の収入により、昨年度に引き続き高い水準にありますが、昨年度に比べ、広野ＩＧＣＣパワー合同会社の大規模償却資産分の低減により、当該年度の単年度比率が前年度に比べ0.422660ポイント増加し4.84278％となり、３年間の平均値である実質公債費比率は0.7ポイント減の5.3％となりました。このように、実質公債費比率は早期健全化基準を大きく下回っています。今後の実質公債費比率の推移については、学校給食共同調理場建設工事の新規起債により元利償還金の額が増加することに加え、広野ＩＧＣＣパワー合同会社に係る固定資産税の低減により、令和６年度以降５年間は４％から５％台で推移する見込みですが、それ以降は固定資産税の低減による標準税収額等の減少が見込まれることに加え、小滝平浄水場整備に係る双葉地方水道企業団の起こした地方債による負担金等の額が上昇することが見込まれ、実質的には５％から７％で推移する見込みであります。今後、税収の減少等により標準財政規模の縮小や復興関連新規地方債の償還も見込まれ、これに伴い実質公債費比率及び将来負担比率ともに数値の落ち込みが予測されることから、町民のための優先事業等を見極め、中長期的な財政計画を立て、より一層財政健全化へ向けた取組を強化されるよう要望します。

続きまして、３ページの表を御覧ください。こちらには資金不足比率について記載しておりますが、広野町で対象となるのは特別会計の名称欄に記載されている３特別会計です。３特別会計とも資金の不足額がない財政状況にあると認めました。

以上のことから、今後もなお一層財政の健全化に努められるようお願いし、結びといたします。

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　総務課長に伺います。

昨年度の実績を見ると大変黒字というようなことでよかったのですが、前回の一般質問を私したときに、町長の答弁の中に不交付団体はあと７年ありますという答弁をした。総務課、記憶していますよね。というのは、我々この火力発電所運営、昭和56年からずっともう半世紀、53年くらいの年月になるわけなのですが、その中で不交付団体という運営をしてきて、私もその中で運営させてもらって卒業できたわけですが、あと７年という歳月の中、終われば８年後にはいわゆる交付を受ける団体に落ち込むという流れになっていくわけなのですが、ただこの予算書が今60億円近くの予算書になっているようなのですが、この運営を、これをいつまで、ただ今後の交付団体、８年後にこの60億円でずっと続くのなら、続かれるのならいいのだけれども、その辺のところをちょっと総務課長、ご説明できるのならありがたいのですが。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　２番、渡邉忠義議員のご質問にお答えします。

決算等々のご審議をいただきましたが、議員おただしのように、年間約60億円ぐらいの一般会計になると思うのですが、事業費で予算を編成し、決算を行っているという状況でございます。議員の皆様ご承知のとおり、震災以降復興事業が様々にございました。24年、25年当時は除染等々、100億円単位の予算編成を経て今に至っております。この予算額がこのまま続くかというとそうではないというふうに見込んでございます。当然に復興事業というものはいずれ、今現在第２期の復興・創生期間にありますが、第３期、震災から20年を経過すれば元の財政の予算規模に戻っていくのかなというようなことと考えております。ですから、この予算額については、少しずつではありますが、低減していくというようなところと捉えております。

加えまして、町としましては、新たな投資的な事業をやる場合におきましては補助金をまず見つけてくるというようなところとか、やはり健全財政に向けた取組はしていかなければいけないのかなと思っております。

加えまして、震災前の平成22年度当時というのは、財政調整基金というのは５億円から約６億円弱だったと記憶しております。今般の基金の運用状況報告書にもあるとおり、広野町の財政調整基金については38億円強ございます。７倍ぐらいになっていると。では、それがいいのかということではございませんが、そういった適切な財政運営をしながら、やはり不交付団体の状態をなるべく１年でも２年でも延ばしていく、あとはそういった費用対効果も含めて優先順位をつけながら事業を執行し、適切な行財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　やっぱり総務課長として、財政を担当する課長として、大変立派なご意見を

いただいたわけであります。ただ、私もそうだったのですが、ちょっと我々の身分は公務員ということで、首になるということはないでしょうし、何もしなければ最後卒業できるという身分でありまして、今回の震災だって給料も下がることなく、同じ給料をもらってのここ13年になったのかなと思うところであります。そのときにやっぱり、私も地方財務のやつでちょっと勉強しなければとやったらば、この中身に経済指標、いわゆる国のいろんな統計どうなっているのだというふうな、これを見ると物価とか雇用、少子、そういったデータが、全て自分たちにまつわることなのだけれども、ややもすれば公務員という立場とするとそれらを切り捨てた中でも生活はできるし仕事もできるというふうなこともあるわけなのです。ただ、今後、あと残された７年の間にやっぱりこういうことも踏まえて、国はどうなのだ、世界がどうなのだと踏まえながらこの予算規模というものを判断していかないと、町民が最終的にいって税収が上がるなんていうようなことになっては困るので、だから総務課長と同じように他の課長さん方もこれはもう厳しい財政にはなっていくけれども、ただ厳しい、厳しいだけではこれは運営していけませんので、いわゆる不交付団体よりも交付団体のほうが健全性が出てくると私は思うのです。国の金があって、そこで運営していけばいいわけだから。それが健全性かというふうに私は捉えているのですけれども。そういうことで、やっぱりましてや今公会計ということで民間に沿ったような考え方、そういう経営の仕方をしろよ、むしろ今高木議員もいつも言っているように繰越明許費は何なのだと、考えられないというふうな、民間の方にはね、この原因はではどっちにあるのだといったら発注者側に私はあると思うのです。こういう原因があったから延ばしてしまうと。だけれども、これからの民間の受けた会社あたりがだんだん、だんだん雇用者どんどん減っている中で、果たして町の仕事を続けられるかという問題も出てくるわけだから、そうなったときに一年一年できちっとやれるような体制をつくってあげるということもやっぱり公務員の役割ではないかなというふうに思うところなのです。ですから、もうある程度は民間的な発想の中でやっぱり仕事をしていくということが私は今後大事だろうというふうに思っておりますので、総務課長いろいろ大変でしょうけれども、皆さんにいろいろと声かけをしながら、よりよい町につくってほしいと思います。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

以上で報告第１号　広野町の健全化判断比率等の報告については終了いたします。

○委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡邉正俊君）　日程第11、委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長からは所管事務の調査のため、議会運営委員会委員長からは所掌事務の調査

のため、広報委員会委員長からは議会だよりの企画、編集及び発行に関する事務のため、広野町議会会議規則第75条の規定により、総務文教常任委員会は給食センターの改修について、広野駅周辺開発について、所管施設の調査について、産業厚生常任委員会は所管施設の調査について、議会運営委員会は本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、議会の会議規則、委員会条例等に関する事項について及び議長の諮問に関する事項について、広報委員会からは議会だより編集について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び広報委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○閉会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　以上で今期定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

閉会に先立ち、町長より挨拶があります。

町長。

○町長（遠藤　智君）　９月定例会を終えるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

様々な議案においてご質疑をいただき、ご指導、ご指南を賜り、そしてご議決を賜りましたことに深く感謝と御礼申し上げます。

今震災から13年が経過をしまして、この取組の中において、まず１つ目でありますが、町の存続に向けて展望することを帰還をなし得てから、その取組において検討を重ねてまいりました。ただいま財政の健全化を堅持していくことにおきましては、しっかりと条例、定義を捉えて、そして係る事業が全てにおいて町民の生活に資するものであるということを適正に、きめ細かに精査をして取り組んでまいるということを会計監査のこの報告、ご質疑を賜りまして、肝に深く念ずるものでございます。全ては町民の皆様の生活を守る、町を守る、これが全て礎をなすものでございまして、つきましては日々の中で町民の皆様のお声、住民説明会をはじめとした様々な町民、町長への手紙も含め、様々な日々の中において真摯に、誠実に町民の皆様のお声をしっかりと捉えてまいるものでございます。

これより、閉会をいただいてから課長等会議を副町長、教育長の下で履行してまいります。令和６年度を迎える以前含めて６月定例、９月定例いただきました一つ一つのご意見、ご指南、ご指導を丁寧に受け止めて、そして精査をし、そして速やかなる、また時期を見据えて計画的な展望において具現化に当たってまいりたいと、そのように念じております。

結びといたしまして、今復興交付金事業等々があってから来てまいりますが、これはもういつまでも続くものではありませんのは申すまでもございません。ご指摘のとおりでございます。この状況下の中で、この双葉郡の一町として、浜通りの被災地の一町として、これからの第３期の復興・創生に向かう展望に向けて町の方向性というものを見極めていくことをまず念頭としつつ、全ては町民の皆様の福祉の向上、生活を守ることに全力を尽くしてまいる所存でございます。重ねてでございますが、日々日々の中で、そして御議会においては常任委員会での現地調査をいただいています。その一つ一つをしっかりと受け止めて、そして課長等の合議制におけるこの展望に向けて職員が一同、福祉の向上、公僕に向けてこの対応に向かっていくことについて力を尽くすものでございます。今現在、町内には新たな公的機関も生まれて、令和の時代を今歩んでおります。そういった新しい町の形成を町民の皆様に理解をいただくべく、広報等々、そしてご説明を申し上げながら取り組んでまいりたいと存じます。重ね重ね日々の中でのご指導、ご指南を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

また、明日、ふたばワールド2024ｉｎひろのが開催をされます。よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（渡邉正俊君）　これで令和６年第３回広野町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午前１１時０２分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議会議長　　渡　邉　正　俊

署名議員　　門　馬　まりえ

署名議員　　西　本　久　雄